

本報告書は、モーターポート競走公益資金による
(財)日本船舶振興会の補助金の交付を受けて作成した。

「経済水域における海洋法執行体制等に関する調査研究事業」
事業報告書

我が国の新海洋秩序

第 1 号

昭和63年3月

財団法人 海上保安協会

はしがき

海洋法条約検討委員会は、昨62年6月に組織され、各海域ごとに海洋法執行体制についての検討を重ねてきた。この報告書は、その成果の一部であり、200海里の排他的経済水域についてその基本的な論点を整理したものである。

国連海洋法条約は、その採択いらい数年を経た現在も、ようやくその発動に必要な批准国数の過半数の批准を得ただけで、しかもその多くは、開発途上国のそれである。しかし、先進海洋諸国の中には、同条約の正式の発効をまつことなくその受諾の意志も明らかにしないままに、二国間協定の交渉、国内法令の整備、海上における執行体制、または国内裁判の判決などを通じて、条約の関係規定を先どりし国内法制にとりこんでいる国も、少なくない。とりわけ、海上保安を中心とした執行体制は、新海洋法条約の本旨と特徴を日常的に実現する場であり、条約と国内法が相互に対決し調整しあう分野であって、その整備については各国が最も重視している課題の一つである。

本検討委員会は、このような認識に立って、国際法、行政法、刑事法、海上警察法の専門学者と海上保安庁の実務担当者とを正規メンバーとして、海上執行体制の運用の実際から生ずる法律上の問題点、海洋法条約の関係規定の解釈の再点検、その受け皿となる国内法令の整備の指針などを検討した。今後はさらに、外国の関係法令との比較や行政・司法レベルでの国家実行に深く立入って、海上保安の特質そのものに適応した法整備の方向づけを固める必要がある。国際的にも十分に通用しうる海上執行体制を確立してこそ、国連海洋法条約の本旨が国内法秩序で定着し、わが国も海洋「法」先進国の一員に加わることができよう。

終りに、多大の熱意と配慮で検討委員会の活動を支えて下さった海上保安庁の諸官と財団法人海上保安協会の事務局諸氏に対して、心からの御礼を申し上げたい。

昭和63年3月

委員長 山本草二

本報告書中、著者名のないものについては、海洋法条約検討委員会のメンバーの一部により構成する海洋法研究会が執筆を担当し、各執筆者の個人的資格において著述したものであり、いかなる見解も各人の所属する機関の意見を代表するものではない。

海洋法条約検討委員会報告書

我が国の新海洋秩序

第 1 号

目 次

一大陸棚及び排他的経済水域の国家管轄権—

I 海洋法における国家の管轄権

1. 管轄権の概念・区分	1
2. 領海に対する国家の機能	2
3. 大陸棚に対する国家の機能	5
4. 排他的経済水域に対する国家の機能	8

II 大陸棚及び排他的経済水域の国家管轄権に対する各国の動向

〔大陸棚〕

1. 過去の大陸棚に関する各国の動向	12
2. 国連海洋法条約作成過程における各国の動向	17
3. 大陸棚の探査、開発に対する沿岸国国内法適用の動向	21

〔排他的経済水域〕

1. 国家管轄権拡大への動き	23
2. 排他的経済水域と新海洋法条約	30
3. 排他的経済水域に対する最近の動向	36

III 海洋構築物の法的地位と管轄権の行使

1. 国連海洋法会議の動向と条文成立の経緯	39
2. 海洋構築物の実態	42
3. 海洋法条約における海洋構築物の位置付け	46
4. 海洋法条約における海洋構築物に対する法的問題点と対応	53

IV 海洋の科学的調査と管轄権

1. 背景	60
2. 海洋の科学的調査の現状	61
3. 海洋法条約における沿岸国及び実施国の権限	63
4. 対応上の問題点	66

V 海洋環境の保護及び保全に関する管轄権

1. 背 景.....	77
2. 海洋法条約における管轄権の概要.....	78
3. 我が国における汚染防止に関する規制の概要.....	88
4. 国内法上の対応の問題.....	94

I 海洋法における国家の管轄権

海上保安大学校 助教授 村上曆造

1 管轄権の概念・区分

国際法上、「管轄権」とは、国内法を制定し、これを執行する国家の能力と説明される。一定範囲内の人、物、又は事象に対して国家が有する権能あるいは権限であって、次の3つの態様に区分される。

- ① 立法管轄権 法規範を定立し、適用する管轄権。言い替れば、国内法令を制定して、一定の事象をその適用の対象とし、合法性の有無を認定する権限である。
- ② 執行管轄権(又は、強制管轄権) 定立された法規範を執行する管轄権。国内法を実現するために、具体的な事象に対して、執行機関が調査、逮捕、押収等の物理的な措置をとる権限である。通常は、③の審判に付するために行われる。
- ③ 司法管轄権(又は、裁判管轄権) 審判を下す管轄権。審判機関が、具体的な事象に対して国内法令を適用し、これに対して審判を下す権限である。通常は、裁判所による裁判及びその執行である。

もともと、国家の主権と管轄権が分離されて考えられていたわけではない。国家の自国領域に対する権能として、その主権は無制約であると考えられていた。また、海洋法の領域においても、公海と領海の二大区分がなされていたときには、主権概念と管轄権の概念の区別をする必要性はそれほど大きくなかったと言えよう。

しかし、19世紀中頃から、領海の中においては、主権が存在しているにもかかわらず、一定の管轄権が認められないという考え方方が生まれてきたと言われる。それは、必然的に主権概念と管轄権の区分を必要とすることになり、領海の無害通航制度においては、沿岸国の一定の管轄権が行使できないとされて、現在に引き継がれている。

また、戦後は接続水域や大陸棚に関する制度が慣習国際法あるいは条約として成立し、また、排他的な漁業水域に関する国家の実行が相次ぎ、更に1982年の国連海洋法条約においては、排他的経済水域(Exclusive Economic Zone。本稿において、本文中「EEZ」という。)群島水域、海洋化学調査、更に人工島その他の海洋構築物などについて、詳細な規定を設けるにいたっている。特に、大陸棚とEEZにあっては、国際法上、沿岸国に機能的

な管轄権を認めた。ここでは一定の目的と範囲を限定した管轄権を行使できるとしても、これらの水域は国家の領域外の区域であり、その権能は、いわゆる主権（領域主権）ではない。ここでは、領海とは逆に、国家の主権とは区別された管轄権だけが認められているわけである。

こうした新たな海洋法の下では、国家の権能として、立法、執行及び司法に関する管轄権を区別すると共に、それぞれの水域毎に国家管轄権についてキメの細かな規律を設けている。そこで、まず最初に、領海、大陸棚及びEEZに対する国家管轄権について概観しておくことにしたい。

2 領海に対する国家の権能

2-1 領域主権

領海（その上空、海底及びその下を含む）には、その沿岸国の主権（sovereignty）が及ぶ。これは、国際慣習法として認められている（領海条約第1条、第2条、海洋法条約第2条）。ここに言う主権とは、いわゆる領域主権（territorial sovereignty）であり、国家がその領土たる国家領域に対して有するもので、国際法上特別の制限のない限り、国家の領域主権は、一切の事項について（包括性）、領域内にある全ての人と物に対して、他国の主権・管轄権の介入を排除して（排他性）、領土・領海・領空に対して（立体性）行使される。

2-2 無害通航権

- ① 領海に対しては、沿岸国の領域主権が及んでいるが、そこを通航する外国船舶は、国際法上、無害通航権を有するとされている（海洋法条約第17条）。沿岸国の領域主権と外国船舶の航行利益との調整を図った制度であり、外国船舶に無害通航権が保障されている限りで、逆に、沿岸国の領海に対する権能は制約を受けることになる。
- ② 「通航」とは、外国船舶が領海内の通過又は内水内への出入りのために航行することを言い、継続的かつ迅速に行われなければならない。停船・投錨は、航海に通常付随する場合、不可抗力・遭難等による場合を除いて、通航権自体が否定されることになる（海洋法条約第18条）。
- ③ 通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる（海洋法条約第19条(1)）。無害性の基準については、古くから船種別規制の考え方と行為・態様別規制の考え方とが争われてきたが、海洋法条約は依然として両者の基準をとり得る余地を残していると言われる。ただ、同条約は、外国船舶が領海内で、武力の行使・威

嚇、兵器使用による演習、軍事情報の収集、軍事目的の宣伝、航空機・軍事機器の発着、違法な商品・通貨・人の積込み・積卸し、故意かつ重大な汚染、漁業、海洋調査など 12 項目にわたる活動を行った場合には、有害通航とみなす旨の新たな規定を設けている（海洋法条約第 19 条(2)）。

- ④ 沿岸国は、有害通航を防止するために、自国の領海内において必要な措置を取ることができる（海洋法条約第 25 条(1)）。この有害通航の場合の「必要な措置」としては、その外国船舶に領海からの退去を要求する為に必要な実力措置があるが、同時に、その活動が国内法令に違反する場合には、沿岸国の執行・司法管轄権行使することも考えられる。有害通航を国内法令違反として処理する場合には、当然のことながら沿岸国の執行・司法管轄権行使に対する国際法上の制約は存在しない。

領海内での沿岸国の管轄権行使に関する問題は、通常は外国商船に対して生じる。軍艦は、沿岸国の干渉から免除され、沿岸国の法令に従わないときは、沿岸国は「領海から直ちに退去することを要求することができる」にとどまるからである（海洋法条約第 30 条）。

逆に、領海内での外国船舶が国内法令に違反しているとしても、直ちに当該通航が有害となるわけではない。外国船舶の通航は無害であるが、国内法令に違反するという場合も考えられる。次に、項を改めて、無害通航船舶の国内法令違反に対する沿岸国の権能について触れておくことにする。

2－3 無害通航船舶に対する沿岸国の権能とその制限

① 立法管轄権

沿岸国が領海内の外国船舶の活動自体について国内法令を制定することができる事項として、海洋法条約は、(a)航行の安全・海上交通の規制、(b)施設・設備の保護、(c)電線・パイプラインの保護、(d)生物資源の保存、(e)漁業法令の違反防止、(f)環境の保護、(g)海洋科学調査・水路測量、(h)通関・財政・出入国管理・衛生上の法令の違反防止、の 8 項目を列挙しており（海洋法条約第 21 条(1)）、考えられるほとんどの事項について立法管轄権をみとめている。領海内において、無害通航中の外国船舶はこれらの国内法令を遵守しなければならない（海洋法条約第 21 条(4)）。

これらの事項に対する立法管轄権は、沿岸国の領域主権の発現としての権能であるから、外国船舶の無害通航を妨害する（hamper）ことにならないかぎり（海洋法条約第 24 条(1)）、本来、沿岸国の権能に属するものと言える。ただし、海洋法条約では、

国内法令の規制によって領海内の航行が事実上否定されるおそれのある外国船舶の設計、構造、配乗又は設備については、その国内法令は一般に認められた国際規則・基準を実施するものに限るとして、この立法管轄権に制限をくわえている（海洋法条約第 21 条(2)）。

② 執行・司法管轄権

単に領海内を通航中の外国船舶が上述の国内法令に違反したときは、沿岸国は、一般に監視、臨検、探索、逮捕、拿捕、抑留等の執行管轄権を行使することができ、また、罰金・没収その他の処罰を行うことによって司法管轄権を行使することができる。この場合も、その違反に係る活動が有害通航と認められる場合を除いて、沿岸国は、外国船舶に対して無害通航権を否定し又は害する実際的効果を有することは許されず（海洋法条約第 24 条(1)(a)）、その意味で沿岸国の管轄権は制限を受けることとなる。

③ 船舶内の犯罪に対する執行管轄権

領海内の外国船舶自体の活動とは別に、条約は、外国船舶内の犯罪行為に対する沿岸国の領海内での犯人の逮捕・捜査といった執行管轄権の行使についても、特に規定を設けて、外国船舶の無害通航権を保障しようとしている（領海条約第 19 条、海洋法条約第 27 条）。すなわち、次の三つの類型に分けられる。

(i) 領海通航中の外国船舶内で行われた犯罪については、原則として旗国管轄権に委ねることとし、(a)犯罪の結果が沿岸国に及ぶ場合、(b)犯罪が沿岸国の平和・領海の秩序を乱す場合、(c)船長又は旗国の外交官・領事官の援助要請がある場合、(d)麻薬・向神経剤の不法取引防止の場合、を除いて、沿岸国は領海内で執行管轄権を行使してはならない（should not）（海洋法条約第 27 条(1)）。

(ii) (i)の犯罪であっても、その船舶が内水から出て領海を通航中の場合は、沿岸国の領海内での執行管轄権の行使について制限はない（海洋法条約第 27 条(2)）。

(iii) 外国船舶が領海に入る前に行われた犯罪については、その外国船舶が内水に入らないときは、沿岸国は領海内で執行管轄権を行使することはできない（may not）（海洋法条約第 27 条(5)）。ただし、EEZ 及び海洋環境の保全に関する法令違反は除かれる。

なお、この外国船舶内の犯罪に対する沿岸国の管轄権行使の規律は、領海内の外国船舶内での逮捕、捜査といった執行管轄権に対する制限であって、沿岸国の刑法が適用される範囲が限定されているわけでもないし、また裁判を行う司法管轄権を制限したものでもない

点に注意を要する。

3 大陸棚に対する国家の権能

3-1 大陸棚の概要

① 沿岸国の大陸棚とは、沿岸国の領海を超えて、その領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁まで延びている海面下の区域の海底及びその下 (the sea-bed and sub-soil of the submarine areas) を言い、大陸縁辺部の外縁が領海基線から 200 海里未満の場合には、原則として、200 海里までとされている（海洋法条約第 76 条）。

国際法上、沿岸国はその大陸棚を探査し、その天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利 (sovereign right) を行使するものとされている（大陸棚条約第 2 条(1)、海洋法条約第 77 条(1)）。大陸棚の「天然資源」とは、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物から成るとされており（海洋法条約第 77 条(4)）、生物資源、非生物資源を問わない。

大陸棚は、その区域の海底及びその下をいうのであるから、大陸棚に対する沿岸国の権利は、その上部水域又は上空の法的地位に影響を及ぼすものではない（海洋法条約第 78 条(1)）。領海に対する沿岸国のは主権が領海とその上空、海底及びその下と立体的に及ぶのと異なる。大陸棚に対する権利として「主権的権利」の語を 1958 年大陸棚条約が初めて使用したのも、これが一つの理由であると言われる。従って、大陸棚の上部水域は依然として公海又は EEZ としての地位を持つことになる。

大陸棚の上部水域が公海であれば、全ての国に対して、船舶の航行、上空飛行、海底電線及び海底パイプラインの敷設、海洋構築物の建設、漁業、科学的調査といった自由が原則として認められることになるが（海洋法条約第 87 条(1)）、大陸棚に対する沿岸国の権利の行使は、これらの航行その他の権利及び自由を侵害したり、不当な妨害をもたらしてはならないこととされている（海洋法条約第 78 条(2)）。

② 大陸棚に対する権利は、沿岸国のは原始的な「固有の権利」とされている。海洋法条約も、「大陸棚に対する沿岸国のは権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示的な宣言に依存するものではない。」（海洋法条約第 77 条(3)）と定めて、これを確認している。「大陸棚が沿岸国領土の自然延長であるという事実のゆえに当然かつ原始的に」沿岸国に認められた権利である（国際司法裁判所・北海大陸棚事件判決）。従って、実効的な先占や宣言を必要としないことはもとより、他国の承認を必要とするものでもなく、沿岸国が条約の締約国であると否とを問うものでもない。

③ 大陸棚における海洋構築物については、条約上、沿岸国に排他的な管轄権が与えられ、一定の法的地位が確保されているが、これについては、本報告書III章を参照のこと。

3－2 主権的権利の性格

① 目的限定性

この「主権的権利」は、領海に対する沿岸国の包括的な領域主権とは異なり、その目的と適用範囲が限定されている。沿岸国の権利は、大陸棚の探査とその天然資源を開発するという目的に限定されたものであり、領海のように一切の事項についての包括的な権能ではない。

探査・開発とは無関係な活動については、沿岸国の主権的権利は及ばない。

② 包括性

大陸棚に対する沿岸国の権利は、このように限定的・機能的な性格を持つものであるが、しかし、大陸棚の探査、その天然資源の開発に関する範囲内では、包括的な権利である。沿岸国は、そのために必要であり、かつこれに関連する一切の権利（たとえば、保存、加工、輸送等の権利、さらには課税権など）をもち、その中には、関連法令の違反の防止と処罰に関する管轄権をも含む。いいかえれば、大陸棚の資源の探査・開発に関する範囲で、立法・執行・司法管轄権のすべてを行使することができることになる。

③ 排他性

この主権的権利は「排他性」を持つとされるが、これは、沿岸国が大陸棚を探査しておらず又はその天然資源を開発していない場合においても、当該沿岸国の明示的な同意を得ることなくこれらの活動を行うことができないと言う意味においてであるとされている（海洋法条約第77条(2)）。沿岸国は、自國の大陸棚資源の探査・開発について独占権を持つわけで、これに対する外国人の関与を認めるかどうかを決定する権能を有し、それを禁止し、完全に排除することもできることになる。

④ 国内法上の対応

国際法上は、大陸棚に対して以上のような沿岸国の「主権的権利」の枠組みを整えたわけであるが、これに対する沿岸国の国内での対応については、その範囲内で沿岸国の裁量に委ねられていることになる。この点について、次に項を改めて述べることにする。

3－3 沿岸国の権能

沿岸国の大陸棚に対する主権的権利を国内法的にどのように整理するかによって、そこで沿岸国が行使できる管轄権の内容及び範囲が決まる事になる。国内法上の整理に関して、三種類の方法があると説明されている（山本草二「大陸棚の開発活動と国内法令の適用関係」日本の海洋政策第2号5頁）。

- ① 第1は、沿岸国の大陸棚に対する主権的権利を、領域主権の域外への属地的延長として整理し、その結果、そこでの管轄権行使を属地主義に求める考え方である。
- ② 第2は、主権的権利の性質を大陸棚の天然資源に対する開発独占権或は排他的管理権として整理し、これを行使することによって、大陸棚に対して国内法令を適用し、執行するという管轄権行使を根拠づける考え方である。
- ③ 第3は、大陸棚の天然資源を沿岸国が国家として所有権を有する財産、つまり国有の財産あるいは公物として整理し、この財産に対する管理権又は処分権の行使として、沿岸国の管轄権行使を説明する考え方である。

わが国の法人税法の大陸棚への適用について争われた事件においても、裁判所は次のように述べて第1の整理を行っている。

大陸棚に対する主権的権利は、大陸棚の鉱物資源の探索・開発に必要な、又はそれに関連するすべての主権的な権利、すなわち立法、行政及び司法権を含む。すなわち、目的においては制限されるが、右目的の範囲内においては完全な性質を有し、包括的かつ排他的であって、領域主権と異なるところがない。

したがって、大陸棚に対する主権的権利は、主権の一側面たる課税権を当然に含むものである。すなわち、大陸棚に対する主権的権利は、大陸棚の鉱物資源の探索・開発又はこれらに関連する活動を対象とする限り、領域主権の延長であって、これらの活動を属地的に管轄するものであり、したがってこれらの活動から生じた所得を国内源泉所得とみなして課税することができる。なお、自己のための探索・開発ではなく、請負契約に基づく役務の提供であっても、大陸棚の鉱物資源の探索・開発に関する限りは、主権的権利の前記目的の範囲に包含され、大陸棚上で行われる限りは、属地的管轄権の範囲内のものとして課税の対象となり得る。（中略）

大陸棚に対する主権的権利は、前叙のとおり、領域主権の公海海底地域への延長という概念に基づくものであり、大陸棚の鉱物資源の探索・開発という目的の範囲内の領域主権の発現である。したがって、日本の大陸棚に対しては、鉱物資源の探索・開発に

必要な又はこれに関連する範囲で、かつ、上部水域・上空の公海・公空の自由を不当に妨害しない限度において、日本の属地的管轄権が及び、その結果として日本の法律の効力が当然に及ぶのである（法人税等課税処分取消請求事件、東京地判昭和 57 年 4 月 22 日・判時 1040 号 22-24 頁）。

この東京地裁の判断は、そのまま東京高裁においても維持されており（東京高判昭和 59 年 3 月 14 日。行裁例集 35 卷 3 号 231 頁）、この第 1 の整理による限り、国内法令の大陸棚への適用に当たって、そのための立法措置は改めて必要がないこととなる。わが国が沿岸国として国内法令、特に適用可能な行政実体法を大陸棚に適用する場合には、この判例が先例として意義を持つものと解される。

第 2 の整理によれば、国内管轄権行使を大陸棚資源に対する沿岸国の開発独占権に求め、これによって沿岸国は、探査・開発の許可制度を整え、これを通じて、その方式及び条件を決定することになる。この場合は、新たな制度を設けるために国内法の域外適用に関する立法措置が必要となると共に、資源の探査・開発と関係する範囲を国内法上確立する必要がある。

無許可で探査・開発を行うものに対する沿岸国管轄権の行使についての整理も必要となる。

第 3 の整理によれば、大陸棚資源に対する沿岸国の所有性を根拠とし、この資源に対する管理処分権能によって国内管轄権行使することになる。大陸棚に対する領域性は否定することから、第 2 の場合と同様に国内法の域外適用が必要となり、管理処分権能の内容を国内法で定めることになろう。

4 排他的経済水域に対する国家の権能

4-1 排他的経済水域の概要

EEZ とは、領海を超えてこれに隣接する区域であって、領海基線から最大 200 海里までの水域である（海洋法条約第 55 条・第 57 条）。国連海洋法条約で初めて創設され、従来公海とされていた海域に沿岸国の一定の権能を及ぼすことを認めたものである。

EEZ は、沿岸国の領土と関連性が領海、大陸棚に比べてより一層薄い海域である。領海のように領域主権が及び、領土と一体となって国家領域を構成したり、大陸棚のように自然延長論に基づく属地的性格を持つというわけでもない。領海を介して、領土との隣接性あるいは近接性があるにとどまる。

この水域は、海洋法条約第 5 部に定める特別の法制度に従うこととされ、沿岸国の権

利及び管轄権は、その法制度の下で、海洋法条約の関連規定によって規律される（海洋法条約第55条）。従って、従来の領海でも公海でもない特別の水域である。大陸棚に対する沿岸国の権能は原始的な固有の権能とされていたのに対して、EEZでは、沿岸国は海洋法条約の定める事項と行使の態様の範囲内で認められた限定的な権能を有することになる。

4-2 主権的権利・管轄権の性格

① 沿岸国はEEZにおいて特定された次の事項について主権的権利と管轄権を持つとされている（海洋法条約第56条(1)）。

- a 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利
- b 排他的経済水域の経済的な探査及び開発のための他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等を含む。）に関する主権的権利
- c 海洋構築物の設置及び利用・海洋科学調査・海洋環境の保護及び保全に関し、この条約の関連規定が定める管轄権
- d この条約に定める他の権利

ただし、aにいうEEZの天然資源の探査・開発・保存・管理のための主権的権利については、海底及びその下の沿岸国の権利は、第6部（大陸棚）の規定に従って行使することとされているので（海洋法条約第56条(3)）、沿岸国の権利行使の対象の手段は上部水域の天然資源、とりわけ生物資源におかれていることがうかがわれる。

また、cにいう沿岸国の海洋構築物、海洋科学調査、海洋環境の保護については、本報告書の以下の各章で検討するために、ここではEEZ自体に対する沿岸国の中権的権利について触れておくことにする。

② 排他性

EEZに対しては、その名称にもあるとおり、沿岸国は「排他的」権利を持つとされているが、大陸棚の場合のように、海洋法条約にEEZの「排他性」についての規定はおかれていない。したがって、その意味については解釈・適用の上で問題が残る。

③ 管轄権の競合

EEZにおいては、沿岸国は一定事項についての主権的権利と管轄権を行使することが認められているわけであるが、他の国も、そのEEZにおいて、海洋法条約の規定に従って、船舶航行及び上空飛行の自由、海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由（海洋

法条約第 87 条)、さらにこれらの自由に関連しつつ同条約の他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋利用(船舶・航空機の運航と海底電線等の運用に付随するものを含む)の自由を享受する(海洋法条約第 58 条(1))。公海に関する海洋法条約の規定及びその他の国際規則は、EEZ に関する規定に反しない限り、ここでも適用されることとされている(海洋法条約第 58 条(2))。ただし、これらの公海の自由行使する場合においても、この条約及び他の国際法の規則に従って沿岸国が制定する法令を遵守しなければならないこととされている(海洋法条約第 58 条(3)後段)。

従って、EEZ、とりわけその海底の上部水域においては、沿岸国の資源指向的な主権的権利及びその他の管轄権が行使されると共に、同時に他の国の船舶等が航行するなどの利用が行われることになる。そこでは、EEZ に対する沿岸国の管轄権と公海自由に基づく旗国の管轄権の両者が併存し、かつ競合することが前提とされている制度である。海洋法条約が沿岸国管轄権の行使に対して他の国の権利に妥当な考慮を払う義務を負わせると共に(海洋法条約第 56 条(2))、他の国もその権利行使に当たって、沿岸国の権利に妥当な考慮を払うことの義務づけているのも(海洋法条約第 58 条(3))、この管轄権の競合が生じることを考慮したものである。だとすれば、わが国が自国の EEZ に対して条約の範囲内で管轄権を行使するとしても、対外的な対抗力を持つためには、域外に対する立法措置によって、その管轄権の内容と範囲を確定することが特に強く望まれることになると考えられる。

そこで、次に、EEZ そのものに対する沿岸国の権利として、特に海洋法条約が詳細な規定を設けている生物資源に関する部分に触れておくことにする。

4－3 沿岸国の権能——生物資源に対する管轄権——

- ① 沿岸国は、EEZ 内の生物資源に対して主権的権利を有するから、他の国は公海のように漁獲の自由を享受することはできない。他方、沿岸国も、海洋法条約の規定に従ってその主権的権利行使しなければならない。

まず、沿岸国は、EEZ の生物資源について、科学的根拠に基づく最大持続生産量の維持と適正利用の目的の推進をはかる義務を負い、その範囲内で、各魚種について総許容漁獲量を決定する権能をもつ(海洋法条約第 61 条、第 62 条(1))。沿岸国は、この漁獲量のうち、自国の漁獲能力を超える余剰分については、協定その他によって他国に割り当て、外国漁民の操業参加を認める義務を負う(海洋法条約第 62 条(2))。

- ② 立法管轄権

外国漁民は、沿岸国の許可を得て、沿岸国の法令と操業条件を遵守して操業することになる。そのための沿岸国の立法管轄権には、許可制度、操業条件の外に漁業調査、漁獲物の陸揚げ、合併事業等への協力、技術移転及び取締手続といった事項を含むことができるとしている（海洋法条約第62条(4)）。沿岸国は、これらの事項について権能を行使するためには、関係する国内法でその管轄権の内容について明示する必要があることになる。

③ 執行・司法管轄権

外国漁民がこの条約に従って制定された国内法令に違反した場合は、沿岸国による乗船、臨検、逮捕、拿捕及び処罰などが行われる。ただし、その場合の沿岸国の執行・司法管轄権には次のような制約が課せられている（海洋法条約第73条）。

- a　拿捕船舶及び乗組員は、ボンド提供の後、速やかに釈放されなければならない。
- b　刑罰には、拘禁その他の体罰を科してはならない。
- c　外国船舶を拿捕、抑留したときは、旗国に速やかに通報しなければならない。

II 大陸棚及び排他的経済水域の国家管轄権に対する各国の動向

〔大陸棚〕

1. 過去の大陸棚に関する各国の動向

(1) 大陸棚条約までの各国の主張

第二次世界大戦以前、各国の関心をひくことが無かった大陸棚開発の問題は、特に大戦以後の石油化学工業の発展等に伴う石油需要の増大により、資源確保の観点から各国の注目を集めることとなった。

大陸棚に対する各国の主張の最初のものは、1942年2月にイギリスとベネズエラとの間に結ばれた条約であり、これはイギリス領トリニダード島とベネズエラとの間の海底の領海外の部分の境界を画定し、それぞれ相手国側については権利を主張しないというものであった。

その後、各国に対し大陸棚の地下資源に対する権利を認識させたものは、1945年9月28日にアメリカ大統領トルーマンが行った「大陸棚の地下及び海床の天然資源に関する合衆国の政策の宣言」(いわゆるトルーマン宣言)である。これは、新たな石油及び他の鉱物資源に対する長期にわたる世界的規模の必要性の認識から、沿岸国は自己防衛のために大陸棚の地下及び海床の天然資源に対して管轄権を行使することは合理的かつ正当であるというのが合衆国政府の見解であるので、政策として、(i)合衆国政府は、公海の下にあるが合衆国沿岸に隣接する大陸棚の地下及び海床の天然資源を、合衆国に属しその管轄権と管理に服するものとみなし、(ii)大陸棚が他国の沿岸にまでのび、あるいは隣接国と共通の場合には、その境界は合衆国と当該国とにより衡平の原則に従って決定されなければならず、(iii)大陸棚の上部水域の公海としての性格及びその自由な、かつ、妨害されない航行の権利はなんら影響を受けないことを宣言したものである。この宣言において大陸棚の範囲については明言されていないが、同時に行われた新聞発表では深度100ヒロの地点までを考えている。

トルーマン宣言以後、大陸棚に対する各国の主張が次々と行われた。これは特にアメリカ大陸沿岸において顕著である。1945年10月のメキシコ大統領宣言は、大陸棚及びそこに含まれている資源に対する政府の主張を明らかにしたものである。1946年3

月のパナマ憲法は、国家領域に属する海底大陸棚に言及している。1946年10月、アルゼンチンは政令により大陸棚及びその上部水域での主権を述べている。1947年6月のチリ大統領宣言は、水深に関係なく大陸棚に対する主権を確認し大陸棚におけるすべての天然資源を要求し、同年8月のペルー大統領令においても水深及び範囲に関係なく大陸棚に主権及び管轄権が及ぶことを規定している。1950年9月のエルサルバドルの政治憲法は、距岸200カイリの大陸棚及び上部水域が領域であると規定した。この他、コスタリカ、ホンジュラス、ニカラグア、ブラジルそしてアメリカ大陸に植民地を持っていたイギリス等も大陸棚に対する管轄権等について対外的に主張を行った。

アメリカ大陸沿岸とともに沿岸国が大陸棚に対する主張を活発に行った地域として、海底石油資源の宝庫ペルシャ湾がある。1949年5月のサウジアラビアの勅書にはペルシャ湾の地下及び海床はサウジアラビア王国に所属し、その管轄と統制に従い、その限界は関係各国との合意によると述べている。この後、バーレーン、カタール、クウェート等がこれに追従し各国によるペルシャ湾の海底分割の様相を呈した。

この他の地域ではフィリピンが1949年6月に石油法により周辺大陸棚の鉱物資源は固有財産と規定し、1950年3月のパキスタン総督宣言は水深100ヒロまでの海底を自国領土と述べ、1952年1月の韓国大統領宣言、1953年のオーストラリア総督宣言、1955年のインド大統領宣言は大陸棚に対する自国の主権を主張している。

(2) 大陸棚条約の成立過程

① 国際連合国際法委員会は、(1)で述べた各国の一方的な主張を踏まえつつ、大陸棚開発に関する国際法の作成を急ぎ、大陸棚に対する沿岸国の権利は接続性、隣接性、近縁性、地理的一体性に基づいて沿岸国に固有のものであって、大陸棚に対する占有行為、他国との合意も不要であり、専ら沿岸国の意思に基づいて一方的に設定できるという趣旨のもとに大陸棚制度を設定することとし、これにより第1次海洋法会議(1958年)において「大陸棚に関する条約」(いわゆる大陸棚条約)が採択されたのである。以下この過程を少し詳しく述べる。

② 国際連合国際法委員会において大陸棚に関する議論が明らかに行われたのは1950年の第2会期からである。ここでの結論は「沿岸国はその領海外の海底地域の海床及び地下に対して、そこの天然資源を探索開発するために、統制及び管轄を行使することができる」というものであり、大陸棚の法的地位は無主物でも共有物でもないというものであった。さらに国際法委員会はオランダのフランソアに対し、

第3会期に具体的な報告書を提出するよう求めた。彼はこれに対し「公海に関する第2報告」を作成し、この中で国際法委員会の討議に資するために9項から成る草案を示しているが、これが大陸棚条約の基礎となっている。

1951年の国際法委員会第3会期においては、フランスの報告等も踏まえ大陸棚について十分に議論を重き、「大陸棚及びその関係事項に関する条項案」を起草した。当該条項案の主旨は大陸棚の開発は各沿岸国にまかすべきであり、それを探索しその天然資源を開発する目的において沿岸国の統制及び管轄権が及ぶというものであった。

「大陸棚及びその関係事項に関する条項案」は国際連合加盟国に意見照会が行われ、当該照会に対する各国意見、学会の意見等を踏まえ、1953年2月フランスは「公海制度に関する第4報告」を作成し、国際法委員会に提出した。しかし、その中の大陸棚制度は第3会期で起草された草案と本質的には同じものと言える。

1953年の国際法委員会第5会期においては、大陸棚に関する8カ条の条項案を採択した。これも内容的には第3会期の草案とほぼ同じ考えに立ったものであり、そのレポートによれば「特に海床と地下が、その資源の探索と開発のために国家にとって積極的な関心の的になった以上、それらを無主物、すなわち先占者によって取得可能なものと考えることは実際的ではない。」「しかも多くの場合、天然資源を実効的に開発するには、沿岸領域の施設に依存せざるを得ない。それがこの海底地域と陸上接続地域との近接性(proximity)、隣接性(adjacency)、地理的接続性、従属性あるいは同一性等のいずれと規定されようと、こうした地理の現象を無視することはできない。一般に有益なこれらすべての考慮は、委員会がここに考えている沿岸国の主権的権利という原則の十分な基礎となる。」とある。

国際法委員会の大陸棚に対する考えは前述の第3会期及び第5会期において定まっており、海洋法草案を作成した1956年の第8会期においてもその考えは基本的に変わっていない。

- ③ 国際法委員会は1956年の第11回国連総会に海洋法草案を提出了。当該総会における審議の結果、1957年の決議により海洋法会議を招集し当該会議において海洋法草案を条約その他の文書に明文化することとなった。これにより1958年、ジュネーブの国際連合ヨーロッパ本部に海洋法会議が招集され、大陸棚に関する審議は第4委員会が担当することとなった。

第4委員会は1958年2月26日から4月18日までの間に42回の会合を行い、一般討議等を実施した。一般討議においては、ドイツ、日本等が海洋法草案における大陸棚の規定について疑念を表明したが、委員会の大勢は当該草案の大陸棚に関する条項をひとつの条約にすることを総会議に対して提案することを支持し、これに関する報告書を4月18日に採択し、当該報告書を総会議に提出した。なお、第4委員会における大陸棚制度に対するドイツ意見の主旨は、公海の海底はすべてに自由に開放されており海洋法草案はこの公海自由を侵すものであるというものであり、日本意見の主旨は、大陸棚の制度は隣接海底の生物資源を沿岸国が独占し得る制度であり納得できないというものであった。

④ 1958年4月22日の総会議において第4委員会報告書がとりあげられた。そして紛争の平和的解決に係る条項を除き4月26日に大陸棚に関する条約は賛成57、反対3(日本、ドイツ、ベルギー)、棄権8(フランス、ノルウェー、スウェーデン等)で採択された。大陸棚条約第8条に定める1958年10月31日までに署名した国はアメリカ、イギリス、ソ連等を含む46カ国であった(日本は署名していない)。1960年3月18日に初めての加入国としてカンボジアが加入し、22番目の批准又は加入国にイギリスがなった後、1964年6月10日に大陸棚条約は発効した。

(3) 大陸棚条約発効後の各国の動向

大陸棚条約発効後における大陸棚をめぐる主要な動向は次のとおりである。

イ. 北海大陸棚事件

1967年2月20日に国際司法裁判所に提出され、1969年2月20日に判決が下された本事件は、大陸棚条約成立以後大陸棚の資源開発が沿岸国に独占されるという観念を決定づけるものとなった。本事件は、ドイツとデンマーク及びオランダとの間における沖合の大陸棚の境界をめぐっての争い(沿岸から近い地点までの境界画定はすでになされていた。)であり、デンマーク及びオランダは大陸棚条約第6条の原則に従い、当事国の意見が一致しない等の理由により境界線は等距離線の原則によって決定すべきであると主張し、一方大陸棚条約に加入していないドイツは、等距離線は慣習国際法にはなっておらず、大陸棚の配分が公平に行われることが合意されない限り、等距離線を大陸棚の境界確定に用いるべきではないと主張した。

判決の結果はドイツの勝訴であったが、判決の中で大陸棚に対する沿岸国の主権について、次のような解釈を行っている点が注目される。「沿岸国の領土の海へ向か

いかつ海底に及ぶ自然の延長を構成する大陸棚について沿岸国が持つ権利は、その陸地に対する主権によりかつ海底の探索とその天然資源の開発のための主権的権利の行使という形で上記の主張の延長として、その事実のゆえに当然にかつ原始的に存在する。この権利を行使するためには、特別の法的手続を履む必要も特別の法的措置を執る必要もない。この権利の存在は宣言によって確認され得るのであり、創設される必要はない。」「当裁判所が決定的と考えるのは、沿岸国がすでに取得している権利の延長という考え方である。海底区域は沿岸国に隣接して所在しているというだけではその国に現実には帰属しない。……大陸棚について、国際法上沿岸国に帰属する法的権原を設定するものは当該海底区域が現実に沿岸国の支配の及んでいる領域の一部とみなし得るという事実である。」

ロ. 1968 年のアドホック海底平和利用委員会

1967 年の第 22 回国連総会におけるマルタの提議により、35 カ国からなる「国家管轄の限界をこえる海底平和的利用を研究するアドホック委員会」が設立され、第 23 回国連総会の審議に供する作業を行うこととなった。この委員会は深海海底の問題を扱うことが大きな目的であったが、もっとも大きな課題のひとつとして大陸棚の範囲をどこにとどめるかがあげられる。大陸棚条約においても「開発可能性」のもとに 200 メートル水深以遠にのびる大陸棚が考えられる以上は、新しく考えられる大陸棚の限界が水深 200 メートルにとどまり得ず、この大陸棚延長論は前記の北海大陸棚事件における国際司法裁判所判決に言う「自然の延長」をよりどころにしようとしたものである。

ハ. 海底平和利用委員会

1968 年の第 23 回国連総会において海底平和利用委員会設立に関する決議がなされたことにより、同委員会は 1969 年から 1970 年までの間に開催され、さらに対象を海洋法一般に拡大した拡大海底平和利用委員会が 1971 年から 1973 年までの間に開催された。

1969 年から 1970 年までの間の討議の結果は、深海海底制度の全体像がおぼろげながら浮びあがってくるという程度のものであり、深海海底制度の法原則の作成にも失敗した。本審議を受けて第 24 回国連総会では「海洋法再審議のための国際会議の招集の可否についての各国の意見を打診する決議」等を採択したが、海洋法再審議の問題は本来マルタの提案によるものであり、マルタは西欧その他と共に問題を

深海海底の範囲（大陸棚の限界）に限ろうとした。1970 年の第 25 回国連総会は海底平和利用委員会が作成に失敗していた「深海海底原則宣言」を採択した。これには「深海海底における活動に当たって、国はその活動の行われる地方にある沿岸国並びにその活動によって影響を受けるすべての他の国の権利と合法的な利益に妥当な考慮を払わなければならない。そのような権利と利益の侵害を防止するために深海海底の探査とその資源の開発に関する活動につき、関係沿岸国と協議を行わなければならない。」等の規定が置かれている。

1971 年からの拡大海底平和利用委員会においては、大陸棚の問題は深海海底がどこからはじまるかという点と大陸棚制度そのものについての点との 2 つの問題として扱われるようになった。1972 年春会期においては、フランスが西欧の国としてはじめて大陸棚の範囲について 200 カイリの距岸距離を支持した。1973 年春会期においては、コロンビア、メキシコ及びベネズエラのカリブ 3 カ国が大陸棚はコンチネンタル・ライズの外縁までと主張し、同年夏会期においては、アルゼンチンが沿岸国の海底に対する主権は最低で距岸 200 カイリ、さらに大陸縁辺部の外縁にまで及ぶという 200 カイリ以遠の大蔵棚という考え方を示した。また、オーストラリア、ノルウェーも同様に海底に対する沿岸国の主権の最大限界は大陸縁辺部であると述べている。さらに日本は「沿岸海底地域の境界画定に関する原則」の中で、もっぱら沿岸からの距離のみを基準とすることを提案している。一方アメリカは大陸棚における投下資本の保証を考え「沿岸海底経済地域における国の権利義務に関する章の条文案」の中で、沿岸海底経済地域を主張した。この地域の定義は、X の地点から海寄り、Y の外縁から陸寄りの海底であり、X、Y についてアメリカは具体的に示さなかったが、X は領海幅、Y は大陸斜面の底辺部であろうと考えられた。

2. 国連海洋法条約作成過程における大陸棚に関しての各国の動向

拡大海底平和利用委員会は所期の目的を達し得ず 1973 年の第 28 回国連総会は海底平和利用及び第 3 次海洋法会議の招集についての決議を採択し、拡大海底平和利用委員会は解散され、1973 年 12 月のニューヨークにおける第 1 会期を皮切りに第 3 次海洋法会議が開催されることとなった。本会議は再開第 11 会期まで開かれ、第 11 会期において国連海洋法条約案が 1982 年 4 月 30 日に採択され、同年 12 月 10 日同条約の署名が行われた。なお、我が国は 1983 年 2 月 7 日に 119 番目の署名国として署名している。

(1) 大陸棚の外縁の定義について

1974年に行われた第3次海洋法会議第2会期において、カナダ、インド等の「9カ国・管轄水域提案」は距岸200カイリとさらにそれ以遠の陸地の自然延長を述べ、ギリシャの「大陸棚条文案」は数字を明示することなく距離と水深の組み合わせを提案し、我が国は「改訂大陸棚条文案」において水深にかかわりなく距岸200カイリを提案した。また、アメリカは「アメリカ・経済水域・大陸棚提案」により200カイリ経済水域の外側、陸地から地下への自然の延長が続く大陸縁辺部の外縁までを提案し、当該大陸棚縁辺部の正確な限界についての定義は将来に委ねようとした。

1975年に開催された第3会期では、非公式にアラブ諸国が距岸200カイリの主張を行ったりしたが、同会期における「非公式単一交渉草案」(いわゆる単一草案)は、第2会期における「9カ国・管轄水域提案」や「アメリカ・経済水域・大陸棚提案」の主張を概ね受け入れたものであり、距離と自然延長を組み合わせ、さらに200カイリ以遠の部分について収益分与の方式を取り入れている。1976年の第4会期における改訂草案においてもこれは変わっていない。

1977年の第6会期では、距離基準(200カイリ以遠の大蔭棚は認めないとの立場)をとっていた内陸国、地理的不利国グループが200カイリをこえる大陸棚の開発によって得られる収益の一部を開発途上国に分配する収益分与の方式を受け入れ、自然延長の主張を受け入れる立場に変わっていた。自然延長の具体的な定義については、第6会期で作成された「非公式統合交渉草案」(いわゆる統合草案)でも規定されず、堆積層の厚さを第一義的基準とするアイルランド提案がみられた程度であった。

1978年に行われた第7会期では、同会期に発足した第2委員会委員長を議長とする第6交渉グループにおいてこの問題が審議された。従来から自然延長説に立った具体的な定義の方法については、堆積層の厚さを第一義的基準とするアイルランド提案に対し、従来から500メートル水深説をとっていたソ連は自然延長を基本的には受け入れながら最大限300カイリ以上の大陸棚は認めないという非公式新提案を行い、強くこれに固執したため、妥協が成立せず、このため収益分与についての討議も進展を見せなかった。

1979年に開催された第8会期末に第6交渉グループの議長(ベネズエラのアギラール)が「大陸棚外縁は堆積層の厚さ等を基準に決定する。ただし、大陸棚外縁はいかなる場合も距岸350カイリ又は水深2500メートルの等深線よりも外側に100カイリをこえてはならない」との妥協案を提案し、アイルランド及びソ連もこれをもって合

意に向かっての第一歩であると評価した。本妥協案は統合草案第1修正版にとり入れられた。同年夏の再開第8会期では、この議長妥協案を基礎に討議が継続されたが、この議長妥協案の基本的枠組に異論を唱える国は少なく、この枠組が概ね国連海洋法条約の規定に続いている。また、再開第8会期では、200 カイリをこえる大陸棚の開発収益の国際社会への分与について具体的にどの程度の分与率が望ましいか、また、海底には山脈の形をした海底海嶺と呼ばれる地形が存在するが、このような海底海嶺と大陸棚とをいかに区別すべきか等の問題が討議され、さらに大陸棚の外縁の境界に関するデータ等を管理し、具体的外縁決定に際して勧告等の権限を有するとされている大陸棚外縁委員会の権限等をめぐる討議も行われた。

1980 年の第9会期では、海嶺の取扱いについて集中的に論議され、その結果海洋海嶺については陸地の自然延長とはみなさず、その他の海嶺については陸地の自然延長の一部とみなし得るも距岸 350 カイリを限界とする旨の規定につき原則的合意が成立した。この他距岸 200 カイリをこえる大陸棚の外縁の決定に際して勧告を行う大陸棚外縁委員会の規定についても原則的合意が達成され、統合草案第2修正版にとり入れられた。これらの合意は非公式条約草案にそのまま引き継がれ、長期にわたった大陸棚の外縁の定義についての問題は解決した。

(2) 大陸棚の境界画定について

1975 年に行われた第3次海洋法会議第3会期における单一草案以降、境界画定は衡平の原則に従い適当な場合には中間線又は等距離線を用い、かつ、すべての関連状況を考慮に入れて合意により行われるとの趣旨の規定が維持されたが、1976 年の第5会期において中間線・等距離線に第一次的な比重がおかれるべきであると主張する国と衡平原則に従う解決を主張する国との間の意見の対立がみられた。

1977 年に開催された第6会期では、中間線原則を主張する国と衡平のみを規定すれば足りるとする国とが対立し、審議はこう着した。

1978 年の第7会期では、フィンランドのマナーを議長として第7交渉グループで討議が行われた。この問題については統合草案は境界画定は衡平の原則に従い、合意によって行われるものとし、適当な場合には中間線又は等距離線を使用し、かつ、すべての関連する状況を考慮に入れると規定しており、基本的にアイルランド等の衡平原則派の主張をとり入れた形になっているため我が国を含む中間線原則派は境界画定に関する紛争解決の問題もからめてまき返しを図ったが、何ら進展をみなかつた。

1979年に行われた第8会期でも、中間線原則派と衡平原則派との間に歩み寄りはみられなかった。また、境界画定につき、関係国間で合意が達成されるまでの過渡期間においてはどのような暫定措置を講ずるべきかについての議論がなされ、境界画定についての合意が達成されるまでの経過期間においては、関係国は状況を悪化させること又は最終的合意達成を妨げることを慎しむものとする等の開発にモラトリアム的效果を与えようとする考えも主張されたが、関係国は実際的な性格の暫定取極を結ぶよう、また、その経過期間中は最終的合意達成を妨げないようあらゆる努力を払うものとするとの趣旨の一種の努力規定とする方向で議論が進められた。

1980年に開催された第9会期でも中間線原則派と衡平原則派との間に歩み寄りはみられなかった。しかし、同会期における議論を踏まえ、本件交渉を担当するマナー議長から新たに「境界画定は国際法に従って合意により行われる。この合意は衡平の原則に従うものとする。ただし、適当な場合には中間線又は等距離線を用い、かつ、関係区域に存在するすべての状況を考慮に入れる。」との趣旨の妥協案が作成され、これが統合草案第2修正版にとり入れられた。同年夏の再開第9会期では、新たに設けられた中間線原則派及び衡平原則派それぞれ10カ国より構成される非公式コンタクト・グループを通じ、この案文について審議が継続された。しかし、両グループ間の立場に歩み寄りはみられず、結局新たな条文案作成等の具体的成果をみないまま統合草案第2修正版の規定が非公式条約草案に引き継がれた。

1981年に行われた第10会期では、非公式条約草案の案文について、第9会期で設けられた非公式コンタクト・グループを通じて討議が行われたが、依然として両グループ間の立場の歩み寄りはみられず具体的成果をみるには至らなかった。同年夏の再開第10会期では、中間線原則派、衡平原則派各派の会合が開かれたが話し合いがつく見込みが小さかったこともあり会期末近くに至り、コーナー議長から非公式に両グループ議長に対し「相対国間又は隣接国間における排他的経済水域、大陸棚の境界画定は、衡平な解決達成のため、国際司法裁判所規程第38条にいうところの国際法に基づき合意により行われる。」という新案文が提示され、同案がさらに同会期末の本会議においても提示され、その結果一部に慎重論は聞かれたものの、中間線原則派及び衡平原則派からは一般的支持が表明され、本案文は条約草案にとり入れられることになり、長期にわたった大陸棚の境界画定についての問題は、条文の作成に関する限り一応の解決をみた。

3. 大陸棚の探査、開発に対する沿岸国国内法適用の動向

(1) 主要国の動向

イ. アメリカ

アメリカは大陸棚資源に公物性を認めながらも、私企業によるその開発については許可ではなく、連邦政府との賃借権契約（リース）の締結による方法をとっている。私企業が外部大陸棚（海底土地法により各州に与えられた土地の外にある沖合のすべての海底土地であって、その海床と地下がアメリカに帰属し、その管轄権と管理権に服するもの）の石油その他の鉱物資源の開発を認められるためには、賃借権の設定は競争入札によることとし、そのうち最高の資格を持つ応札者に対してこれを付与する（1953年外部大陸棚土地法1334条）。この賃借権契約により、賃借権者は大陸棚の指定された地域で石油及びガスの掘削、採掘、採取及び処分を行う排他的権利を与えられ、鉱区使用料を連邦政府に支払う。また、内務長官はこれらの天然資源の輸送用パイプラインのために外部大陸棚の海底地域の通行権（rights-of-way）を与える権限も持っている。さらに、この賃借権契約に入札するための準備として、内務長官は要請があれば何人に対しても地質学的な探索（geological and geophysical exploration）を行う許可（permits）を発給できるが、これは鉱物資源の開発を許すものではない。

大陸棚鉱物資源の賃借権付与は21才以上のアメリカ市民、それらの者の社団、各州、州の行政区画、連邦・州・准州の法令に基づいて設立された公私いずれかの会社若しくは地方公共団体に対してのみ行われる。

大陸棚の天然資源の探索、開発、採取、輸送のための施設については、大陸棚が各州の連邦直轄地域にあるものとみなして連邦法令の適用を認めている（外部大陸棚土地法1333条）が、その適用可能な限度と条件については明定している。すなわち石油、ガスの操業から生じ若しくはこれに関連する事態又はこれに密接に関係した活動並びに上記操業に関連して用いられる固定構築物、人工島、パイプライン等について生じ若しくは関係した事情に限って上記国内法令が適用される。

ロ. イギリス

イギリスでは石炭を除く大陸棚の鉱物資源の開発権はすべて国王に属し、通商産業省の発給するライセンスによって私人、私企業は大陸棚の探索、開発に従事できる（1964年大陸棚法）。

当該ライセンスはイギリス若しくはその海外植民地の国民、イギリスの居住者、イ

ギリスで設立された法人に対してのみ申請資格が認められている。

大陸棚の探索、開発のための施設の上下で発生する作為又は不作為であってイギリスの内国で発生するとすれば民刑事法上の不法行為を構成するものとなるものについては、これらの法律の適用上、内国で発生したものとして扱う（大陸棚法3条）。

ハ. 西独

西独の大陸棚の海底資源の探索、採取とこれに関連して行われる調査活動は許可を要し、私人等の申請があれば、管轄機関の許可を得た場合に限り、当該活動を行うことができ、さらに許可を条件として大陸棚の調査、開発等に外国企業の参入を認めている。

また、大陸棚の探索、開発のための施設は刑法の適用上内国と同じに扱われ、当該施設内に所在する外国人の活動に対しても自国の刑法の包括的な適用があり、執行官の取締り権能は大陸棚条約第3条にかかわりなく大陸棚の上部水域と上空にも及ぶものとされている（暫定規制法11条）。これは、沿岸国の権益を保護するための自衛権として説明され、危険回避のために厳に必要な限度内に限り認められる。

（2）我が国の国内法制

我が国では、大陸棚に適用される法令のうち、大陸棚の資源の開発に関して直接的に規定したものとして、「日韓大陸棚共同開発協定」（昭和53年発効）、同協定の実施に伴う「石油及び可燃性ガス資源の開発に関する特別措置法」（昭和53年施行）があるが、これらは、日韓両国がそれぞれ自國の大陸棚であるとし、これに対して各々の主権的権利を主張しているとの前提に立って、両国の国内法令の適用と管轄権行使に伴う抵触を回避するため、同協定により、境界画定問題を棚上げして、石油・天然ガスの共同開発のための関係規定を整備したものといえる。石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法では、共同開発区域内の登録を受けた一定の区域（共同開発鉱区）で韓国開発権者と共同して天然資源の探査、採掘、取得を行う「特定鉱業権」は、条約に別段の定めがある場合を除き、日本の国民と法人だけが取得できるとして、外国性を原則的に排除している。

大陸棚に対する主権的権利は、その適用範囲を大陸棚に限るものであって、上部水域の公海としての法的地位を害してはならないとし、また、行使の目的も大陸棚の探査とその天然資源の開発に限られてはいるが、国際法上、沿岸国の国有の権利として排他的に認められるものであると解されている。従って、大陸棚の探査とその天然資

源の開発に関する事項についての沿岸国の国内法が、自國の大陸棚に適用あると考えられる。しかし、具体的に、どのような国内法が適用し得るかについては、国際法上確立しているとはい難い状況にあるといえ、各國の立法例をみても、国内法の適用に関する規定については種々の態様がある。もっとも、海洋先進國の立法は、大陸棚に関する政策を対外的にも有効に推進するためには、国内法によって個別の事項を具体的に定めておく必要があるとの考えのもとに、国内法体系の基本的枠組みを維持しながら、自國の開発政策に則して大陸棚法を整備してきたといえる。

一般的には、他国との関係において、紛争を回避し、かつ有効なかたちで大陸棚に対する主権的権利行使し、資源に関する活動を具体的に規制しようとする場合には、国内法令を適用するための国際法上の法的根拠を明確にしたうえで、適用すべき関係国内法令の範囲、開発方式、許可の要件、違反行為に対する規制、取締り及び裁判管轄権に対する根拠等について、特に外国人による活動に対して自國の管轄権をいかなる基準で適用するか、これらの原則を一般的、基本的な法規範として国内法に明示しておくことが望ましいと考えられ、我が国についても、国連海洋法条約を批准した場合、同条約に規定された大陸棚に関する制度が適用されることとなり、関係の国内法制を整備することは、必ずしも国際法上の義務ではないが、今後、適用可能な法令の範囲に関する考案を踏まえ、その必要性を検討していかねばならないであろう。

〔排他的経済水域〕

1 国家管轄権拡大への動き

(1) 公海への管轄権の拡大と調整

今日の排他的経済水域概念の形成は、第二次大戦後の沖合漁場に対する沿岸国の中張と、それをめぐる国際漁業紛争にその源流をみることができる。

アメリカは、1945年9月に「トルーマン宣言」として知られる二つの宣言、即ち「大陸棚の地下及び海床の天然資源に関するアメリカ合衆国政策についての大統領の宣言」及び「公海水域における沿岸漁業に関するアメリカ合衆国政策についての大統領の宣言」を表明したが、このなかで、公海における保存水域に関して、「沿岸国は、自國沿岸の漁業資源の維持保存をはかるため、領海の外側の一定水域に限り、この水域での外国漁船による乱獲を規制するための管轄権を沿岸国に認めるべきである」とした。

古くから、交易・交通路として、また資源生産等の場として利用されてきた海洋は、

中世に入ってから国家間の対立のなかで、海洋国家たる西洋列強の領有・支配の時代を出現させたが、一方においては、海事に関する慣習と法典の成立をも促してきた。17世紀に展開されたグロティウスとセルデンの排他的管轄権に対する論争は、後の慣習法としての海洋法の成立に大きく貢献するところとなり、これを契機として、海洋における管轄と利用の相互関係、即ち、伝統的な領海と公海の二元的区分を形成し、公海自由の原則の確立へと向っていった。17世紀後半から、18世紀初頭にかけて、一般の慣習としての公海及び領海の制度が成立するに至ったが、この公海は、国家管轄権の範囲を超えた区域であり、国際的な公共利益を達成するための場として慣習法化していったが、このような国際公域に対する管轄と利用については、国際法上、特別の制限のない限り、国家のもつ権能が包括的、排他的に適用行使される国家領域とは異なる基準によって定められたものであり、ここでは領域主権は否定され、すべての国に開放される区域として、各国ごとの属人的管轄権の行使による自由な競争を認めたのである。その後、不文の海洋法を国際条約として編成しようとする試みが、学会及び国家間等でなされたが、具体的な成果をみるとなく終っていた。そのようななかにあって、1930年代後半になると、管轄権の拡張に対する最初の動きとして、アメリカが、沖合海域の漁場からの外国漁船の排斥を試み、領土管轄権の拡張に関する法案を提出したが、このときは実質的な効力を生ずるには至っていない。

戦後になると、先の「トルーマン宣言」を契機として、海洋をとりまく新たな動向が現われ始めた。公海に対する沿岸国の管轄権拡大への動きは、漁業に始まったといえる。1945年末から51年頃にかけ、メキシコをはじめとするラテン・アメリカ諸国が相次いで、大陸棚の上部水域における漁業の独占を意図するような宣言もしくは国内法の制定を行い、ここに、国家管轄権の拡大に向けて世界が大きく歩み始めることになった。即ち、1947年からは、海底構造にとらわれない沿岸から200カイリの水域に対する漁業資源の保存・利用等に関して権利を主張する、チリ、ペルー、コスタリカ等の諸国が現われ、更に、1950年代に入ると、チリ、ペルー、エクアドルの3カ国は、領海及び関係事項に関する、いわゆる「サンチャゴ宣言」を採択した。1955年には、コスタリカがこれに加わっているが、その宣言のなかで、大陸棚及びその上部水域、空間に対する排他的主権を、国際法に基づくものであるとし、また200カイリ内の防衛、統制及び経済的開発のための水域設定権を相互に認めている。

他方、太平洋海域においても、極東では、韓国が1952年にいわゆる季ラインを設定

して主権を宣言し、外国漁船を排除し始め、ソ連、中国もまた、明確な管轄権の主張もないまま、日本をはじめとする外国漁船の拿捕を続けていた。そのほか、1953年には、オーストラリアが、自国のみならず、外国人及び外国船舶をも対象として、一定深度までの大陸棚の上部水域に定着漁業の規制を意図する真珠貝漁業法を制定させた。

こうした、ラテン・アメリカ及びアジア諸国等の主張に対し、アメリカ、イギリスをはじめとする西欧諸国、我が国等が相次いで抗議を行い、あるいは、協議を繰り返してきたが、各国間の対立の解消には至らず、その後も、新興国家の増加及び海洋技術の発展に伴って、従来の伝統的な海洋法秩序の変革を求める声の拡大とともに、増え対立を深めていった。

一方において、海洋生物資源の保存のための国際協力の動きも生れてきてはいた。その胎動は、すでに20世紀前半にみられる。アメリカは、1923年以後、カナダと数回にわたり北太平洋海域のオヒョウ保護を目的とした条約を締結し、1930年には同様に、北米河川系のサケを対象とした北太平洋の遡河性魚種の保護のための条約を結んでいる。

更に、1949年のアメリカ、イギリス、フランス、カナダ等11カ国による北西大西洋漁業国際条約の調印があり、またオットセイ、クジラ等の魚種についても、それぞれ関係国間で条約が締結され、資源保存の措置を講ずべき努力がなされた。また、1924年に国際連盟のもとで開催された委員会の答申、及び1930年のヘーグ国際法典編纂會議における決議にみられるように、国際機関の場においても、保存のための国際的な規制の問題が取り上げられており、このような国際協力の動きは、後の国連海洋法会議へとその理念が引継がれていくこととなった。

戦後になると、海洋の資源をめぐる問題に対する関心は、当時の情勢を反映して、各国政府、学会等において次第に高まっていき、国家間の対立を調整するための試みが、国際学会やアメリカ大陸の諸国を主体とした国際会議の場でなされるようになった。1950年にリオデジャネイロで開かれた、アメリカ及びラテン諸国21カ国の政府機関によって構成される全米法律家理事会のもとで、その常設機関である全米司法委員会が協定案を出した。この協定案は、現行国際法が、沿岸国にその大陸棚上の海洋にまで排他的主権を与えていたものであるとし、また協定の締約国は、相互に、沿岸から200カイリまでの間に、保護、支配及び経済開発のための水域を設定する権利を認めるというものであった。また、1956年には、第3回の理事会がメキシコで開かれた

が、この会議で、先の 1954 年にカラカスで開催された全米全体会議の決定を受けて、領海、大陸棚制度、公海生物資源の保存等についての審議が行われた結果、公海生物資源の保存について、沿岸国は、その接続する領海外の海洋の生物資源の保護に必要な、保護及び管理の措置をとる権利を有するとした。領海、大陸棚等に関する 5 項目の規定からなるこの提案は、アルゼンチン、チリ、メキシコ等、9 カ国の代表によりなされ、賛成 15、反対 1、棄権 5 をもって採択され、メキシコ原則と称されたが、主として、領海の範囲を合理的な限度において決定できるとした領海に関する条項への異論が多く、反対を唱えたアメリカのみならず、棄権したキューバ等も同原則全体には反対の意向であったといわれる。更に、この理事会の決定を受けて、全米全体会議が予定していた、大陸棚、海洋、天然資源保存に関する全米特別会議が直ちに開かれ、全会一致により決議が採択されたが、同会議において合意の得られない重要な問題点については、それを明確にするに留めるとしたため、ラテン・アメリカ諸国の一貫したこれまでの主張に対し、アメリカは、この決議の採択によりメキシコ原則がその意味を失ったということを強調した。

しかし、保存の名のもとの条約の締結も、技術の発達に伴う一定の国による活発な漁業活動のなかにあっては、資源の保存措置と沿岸国の漁業の一方的規制とが表裏一体のものとなって、限られた獲得枠のなかで資源配分上の問題を惹起するとともに、沿岸国により排他的管轄権を主張する手段として利用されるところとなり、もはや、資源保存の理念は、各国の思惑により一様のものとはいえなくなっていた。「トルーマン宣言」も、そもそも目的は資源の保存にあり、そのための規制であるとされたが、結果的には、その例外とはなりえず、漁業後進沿岸国を中心とする諸国によって曲解され、あるいは利用の手段とされたものであったといえる。

(2) 国連海洋法会議と排他的漁業水域

海洋法に対する法典化の作業は、戦前の国際連盟のもとでも試みられたが、当時の国際政治情勢等により一般条約の作成に至らなかった。戦後になり、国際連合が国際法の法典化のため 1949 年に発足させた国際法委員会のもとで、それまでの不文の慣習法を成文化すべく努力が傾注され、1956 年には、「海洋法に関する最終報告書」(海洋法草案) が採択されるに至った。報告書は、従来の領海及び公海の制度に加え、漁業及び大陸棚に関する制度をも含むものであったが、同年の国連総会は、この報告書をもとに国際条約等を起草すべきことを決定し、これを受け、1958 年に 86 の各国代表

によって構成される国連海洋法会議がジュネーブに招集された。同会議は、1958年2月24日から4月27日まで、約2カ月間にわたって開催され、国際法委員会の海洋法草案に基づき、いわゆる「領海条約」「公海条約」「漁業保存条約」「大陸棚条約」の四つの条約を採択した。四条約の一つである漁業保存条約（漁業および公海の生物資源の保存に関する条約）は、それまで公海生物資源保存の国際協力の理念として形成され、各国個別の条約によって処理されてきたものを一般制度化することにより、各国に海洋における生物資源保存の義務を負わしめるものであった。しかし、この条約は、保存の目的に限って排他的な漁業管轄権を認めてはいるものの、公海における操業については、漁業国の平等な参加を依然として容認するものであった。

条約成立までの過程において、1954年の国連総会は、海洋生物資源の保存に関する技術的研究を検討し、かつ勧告するための国際会議が開かれるべきことを決議し、翌年になって「海洋生物資源保存に関する技術的国際会議」（ローマ会議）が開催された。この会議において、公海生物資源の保存には調査と規制に関する国際協力が不可欠であること、また、国際的資源保存の措置については、個々の協定にみられるごとく、対象とする魚の地理的、生物的分布区域を根拠とすることが一般的に最良の方法であり、資源を現に漁獲しているすべての国、及び漁場に近接する沿岸国は、その協定の当事国として保存措置に関する審議に参加すべきであり、かつその保存規則は科学的調査研究の結果に基づく必要があると結論づけた。その後に開催された国際法委員会の第七会期（1955年）は、それまで、公海、領海、接続水域、大陸棚及びその上部水域に関する諸問題については、相互に関連しているとの判断から、総合的に取り上げるべきとした国連総会の決定に従い、委員会における審議を一時棚上げとしていた海洋生物資源の保護の問題を含む公海制度に関する問題に改めて取組むこととなった。海洋生物資源の保存に関する条項は、ローマ会議の決定と同様、漁業国のみならず、他の特別利害関係をもつ他の国々をも含む関係国の合意に基づく共同の資源保存措置が根幹となっている。沿岸国の特別利害関係が強調され、その措置が場合によつては他国にも適用され、また関係国間の共同措置に関する紛争が強制的に仲裁委員会に付託されるという内容は、いずれの国も、公海において自国民が漁業活動に従事する権利を主張しうるという暫定条項とともに、後の海洋法会議で採択された漁業条約の基礎となったものである。引続く、1956年の国際法委員会第八会期において、公海漁業を含む統一された公海制度及び領海制度の草案に、公海の生物資源保存につい

ての定義その他の部分的な修正を加えて最終的な海洋法草案を完成し、海洋法を討議するための国際全権会議を国際連合が招集するよう勧告した。

1958年2月、国連総会は、ジュネーブに海洋法会議を招集した。海洋法会議は、海洋法の諸問題を審議するため五つの委員会を設けたが、公海制度のうちの漁業及び生物資源の保存については、第三委員会において討議が行われた。第三委員会は、約2カ月の会期の間に43回開かれたが、その前半は一般討議にあてられた。海洋法草案の関係条文に対する審議は、3月25日から始められ、更にその後、草案にはないアイスランド案の、沿岸国の排他的かつ優先的権利に関する新条項の問題が論議され、最終的に4月21日から、委員会におけるこれらの採択条約の成文化形式について討議が行われた。2日後には、インドによる単独の条約としての勧告案が大多数の支持をもって可決される一方、条約の批准手続等に関する最終条項については、海洋法会議総会における審議に委ねることとして第三委員会報告書が全会一致で採択された。総会では、報告書に対する票決方法について、アイスランドの提案になる新条項を分離するか、全ての条文を一括採択するかで意見の食い違いがみられたが、結局は分離投票が可決され、その結果、アイスランド新条項は、必要票を得ずして否決されることとなった。その後、若干の規定に加え、漁船の国籍に関する起草委員会の提案及び前文、最終条項のそれぞれにつき票決が行われた結果、4月26日、ここに一つの条約として「漁業および公海の生物資源の保存に関する条約」が、賛成45、反対1、棄権18で採択されるに至った。

国連海洋法会議が開催されるまでの過去十数年の間に、漁業のための一方的な管轄権の主張が多くの国によってなされてきたが、その意図するところは、漁業生産の優位であり、沿岸資源枯渇への危惧であって、そのために沿岸沖合の公海漁場でなにを主張しうるかということであった。国家が沿岸沖合の公海漁場に特別利害関係をもつという観念は、我が国を含めたいくつかの国の反対にもかかわらず、もはや世界の大勢が認めるところとなり、漁業保存条約においても、「沿岸国は、その領海に隣接する公海のいずれの水域においても生物資源の生産性の維持に特別の利害関係を有する」として沿岸国がもつ権能を規定した。もっとも、この原則には、領海に隣接する水域についての具体的規定、他の漁業国の利害関係との衝突に対する解決に關係した規定がなく、また生産性の維持が具体的になにを意味するのか明確でない。しかし、ここにいう沿岸国の権能は、沖合漁場の資源保存に関するものに限られ、自国国民が漁業

に従事していない場合であっても沖合水域における漁業規制の作成に参加することができるというものであり、また合意に基づく保存措置を作成できないが、保存のために緊急の措置を必要とする場合に、沿岸国が一方的に保存措置を定めることによって他の漁業国にこの適用を義務づけることができるとするものであって、沿岸国による漁業のための管轄権の行使を正当化するものではなく、また沿岸国が沿岸水域において漁業生産に優位を主張しうるといえるものでもなかった。

沿岸国側が条約に基づくこのような基本原則を理由に、自国の優位を主張することは充分に予想されるところであり、海洋法会議の審議の過程においても、沿岸国の排他的または優先的権利の主張が、過去の実績を拠り所にして、更に、特別利益と連関させられ、または混同して論議されることも少なくなかった。その代表的なものが、アメリカ、カナダの、日米加条約（1952年）の基本理念たる「抑制の原則」の主張であり、アイスランド案であった。アメリカ、カナダの提出した「抑制の原則」に関する新条項案は、批判が多く、代って決議案に置き換えられたが、資源の保存に関して何ら科学的根拠をもつものではなく、また他国の抑制を要求することの不公正さ等について指摘を受けるところとなり、結果的には否決された。また、アイスランドは、自国経済が圧倒的に沿岸漁業に依存しているような特殊な事情がある場合には、一般原則に対する例外が認められるべきだとして、沿岸国の優先権に関する案を提出した。この提案は、当初、インド案等とともに、公海漁業における沿岸国の優越的な地位という観念として前文に入れる試みがなされたが、第一委員会において領海の範囲の問題が取り上げられているときであり、これに関連するとして後日の審議に譲られた。また、この案は、ラテン・アメリカ等の支持するところではあったが、これらの諸国は、保存に関する特別利害関係ではなく、資源の取得もしくは配分に関しての特別利益を期待し、自国にも適用せんとする目論みを持っていたものと考えられる。アイスランド案は、第三委員会において可決され総会議にかけられたものの、票決の結果、この案もまた否定されるところとなった。

漁業保存条約に対し、所定の期日である1958年10月31日までに署名を終えたのは、アメリカ、イギリスを含む37カ国（日本は未署名）であるが、チリ、ペルー、メキシコ等のラテン・アメリカ諸国は署名をしなかった。本条約は、イギリスを始めとする23カ国の批准を得て、1966年3月20日発効し、その後の加入を含め、87年末現在では35カ国に効力をもっている。しかし、この条約からは、各国が直面している国

際漁業に関する諸問題の解決策を見出すことはできず、その意義に対する評価は極めて低いものとなった。引続き 1960 年春に、領海の幅などを審議するため第二次国連海洋法会議が招集され、1 カ月余りの間、88 カ国の代表により討議が行われたが、何ら具体的な結論を見出すことなく終わった。

2 排他的経済水域と新海洋法条約

(1) 排他的経済水域概念の成立

領海の幅に対する一般の慣行は、従来 3 カイリとされてきたが、その拡張の動きは、既に 19 世紀後半から、沿岸国の排他的漁業管轄権を拡大するための最も直截な方途として現われ始めていた。しかし、20 世紀前半までは、公海自由の原則を前面に押し出す海洋先進国の強い反対にあい、国際連盟のもとで開かれたハーグ法典会議を経てもなお、3 カイリを越える領海は、新たな国際法規範とはなりえなかった。沿岸国は、これを打開するために、特定魚種ごとの属性に着目し、これを拠り所として排他的漁業管轄権を設定したが、戦後になってからの海洋技術の発達と経済活動としての漁業の発展に対しては、特定魚種のみでは不十分であるとして、すべての魚種を対象にした排他的漁業管轄権の確保に動き始めたため、漁業国との間に種々の摩擦を引き起こした。その帰結として国連の海洋法会議による調整がはかられたのであるが、幾度となく重ねられた審議の結果も根本的な打開策とはなりえなかった。

第一次及び第二次国連海洋法会議では、領海との関連において漁業水域の概念が取り上げられた。即ち、領海を狭い範囲に抑え込もうとするアメリカやカナダによって提案されたものであり、第一次海洋法会議で出されたカナダ案は、領海の幅を 3 カイリとし、12 カイリまでの接続水域に、漁業と生物資源の開発に関して領海と同一の権利を沿岸国に与えるとするものであったが、後にアメリカが領海の幅を 6 カイリとした案を提出し、カナダもこれに倣って、第二次海洋法会議では共同提案とされた。しかし、漁業と生物資源の開発に関する限り、領海を 12 カイリまで延長したのと同様といえるこれらの案は、ハーグ法典会議以来、意見の一致をみていなかった領海の幅に対する妥協案として提出されたものであり、第一次、第二次の海洋法会議を通じて、案そのものには相当の支持があったものの、自国の漁業活動にとって不利益であるとする国等の反発により、他の領海案とともに結局採択されるに至らなかった。

しかし、この 12 カイリ漁業水域の概念は、第二次海洋法会議以後、次第に各国の取り入れるところとなり、当初、アメリカ等が意図した狭い領海と抱き合させとしての

水域が独り歩きを始めて、1960年代後半には30カ国を越える国々が自国の国内法に定め、または条約によって主張するようになり、当のアメリカもそれ独自の制度として12カイリ水域を主張するに至った。これらの12カイリ漁業水域は、沿岸国による漁業規制のための管轄権水域であって、漁業活動に関する限り、その権限行使は、領海における権利と異なるところはなく、しかもすべての国に対抗しうるものであるとされた。もっとも、沿岸国の国内法の違反に対する強制的措置と裁判権については、旗国との交渉・協定によって旗国の管轄権が留保される余地を残してはいた。なお、アメリカ、カナダ等の国においては、外国漁業の継続を認めてはいるものの、この場合においても、原則として当該漁業は、沿岸国の管轄権のもとに行われるものであって、その権利すら一定期間の後には消滅するものとされた。

12カイリ漁業水域の概念は、沿岸国が漁業目的のために管轄権を行使する水域であり、沿岸国が漁業活動に適用すべき国内法を制定し、それを施行しようとするもの、即ち、漁業に関する限りは、領海と同じ法的地位をもつものと考えられてきた。しかし、その目的は、もはや資源保存という共通の利益とは異なるところにおかれ、もっぱら沿岸国の漁業利益を確保するためのものとなっており、しかも既に二度の海洋法会議を経て大方の支持を得たうえ、事実として多数の国が距岸12カイリに漁業管轄を主張し、水域を設定していることから、制度としての12カイリ漁業水域確立への一般的な趨勢には、抗えない情勢となっていた。

更に、1973年から始まった第三次国連海洋法会議までの間に、領海を12カイリとする国が増加の一途をたどり、この一般的傾向も阻止しえないところとなっていた。1970年2月、アメリカのニクソン大統領は、外交白書をもって「海洋法について最も緊急な課題は、領海の範囲について合意を得、海洋に対する国家のクレームがエスカレートする脅威を未然に防ぐことにある」とし、領海を12カイリとして、また国際海峡における通過通航制度を認める一方、沿岸各国の領海の外における漁業優先権を認めるという構想を明らかにした。軍事上の要請から出されたこの提案は、領海外における沿岸国の漁業利益を制度化させようとして開発途上国の歓心を買う目論みを持っていてといわれるが、領海外の漁業に対する沿岸国の主張の増大に伴い、先の12カイリ漁業水域の場合と同様、それ自体が存在の価値を求め始めていた。この構想は、国際会議の場においても各国の注目するところとなり、その具体化を図るべく、1971年の拡大海底平和利用委員会において「アメリカ・領海提案」として出された。1971

年から 73 年にかけて開催された、いわゆる拡大海底平和利用委員会は、先のマルタ決議（1967 年）を受けた海底平和利用アドホック委員会（1968 年）及びそれに続く海底平和利用委員会（1969 年～1970 年）の審議が主対象とした深海底に関する諸問題を海洋法全般に拡大しようとするもので、国連が予定している第三次海洋法会議に備えるために開催され、その任務は、条約草案及び海洋法に関連する問題と論点の包括的なリストを用意することにあった。

同委員会の開催中、アメリカによる提案の一方で、ケニアが 200 カイリ排他的経済水域構想を提唱した。これは、以後の委員会における議論の大きな軸の一つとなった。ケニアの主唱になる排他的経済水域は、この水域において、資源確保、汚染防止のための沿岸国の管轄権を認めようとするもので、この構想を打出し、権利を主張するに至った背景には、これまでみてきたような各国の管轄権拡大への動きとともに、国連を中心とした海洋開発に関する国際協力の動き、即ち 1968 年の経済社会理事会における「海の資源」「海洋学及び海洋技術」に関する決議、食糧、その他の資源問題に資することを目的とした IOC による「海洋開発の 10 年」提案、更には、海底平和利用委員会における資源の探査開発に関する問題の審議等の過程のなかで、海洋の資源全体に対する関心が高まっていったことも一要素となったと考えられる。この構想に沿った開発途上国の動きは、アフリカの国々による強い支持、カリブ諸国のサントドミンゴ宣言における世襲水域の概念にみられるように、急速に芽生え、一層強まっていった。

同委員会 1972 年夏会期には、ケニアは更に、「排他的経済水域概念に関する条文案」を提出し、航行に関しては外国船の自由を認めつつも、生物・鉱物を問わず、海洋・海底の資源すべてを沿岸国の管轄下におくものであるとした。会議は、このような権利の拡大傾向を否定しえず、他の提案も、漁業に関して沿岸国の権利を増大し、または、大陸棚上部水域の生物資源に対する沿岸国の排他的権利を認めようとしており、少なくとも漁業問題に関しては、その大勢は、広大な水域への排他的管轄権の拡大へと向っていた。このなかにあって、原則として伝統的な公海漁業自由の原則を維持しようとする日本の公海漁業制度のための提案は、その説において、ケニアの提案と両極をなすものであった。以後の残余の会期においても、ラテン・アメリカ、アフリカ諸国等の 200 カイリ攻勢は倦むところを知らず、形を変えつつも、国家管轄権の拡大をはかる排他的経済水域として、その姿を顕わにしてきた。

(2) 排他的経済水域の法典化

1973年、国連総会第28会期は、拡大海底平和利用委員会を解散し、第三次海洋法会議を招集することを決定した。その際、今後の海洋法会議においては、それまでの会議の手続きとして使われていた表決方式を避け、実質問題に対し満足な解決を得るために、会議参加者が合意に達するよう努力を尽すことにより、立場の相違の調整をはかるコンセンサス方式がとられるという協定の成立をみた。1974年、カラカスで開催された第二会期から海洋法に関する実質討議が始まり、排他的経済水域に関する問題については、定められた作業分担計画に従って、領海、大陸棚、公海等の問題とともに海洋法一般を扱う第二委員会において審議されることとなった。この会期では、200カイリ排他的経済水域に関する提案が様々な形で出された。本会議に対しては、カナダ、チリ等9カ国との共同提出による沿岸管轄水域に関する提案、第二委員会には、スペインの「領海の性質、特性に関する条文案」、アフリカ18カ国による「排他的経済水域条文案」、その他ニカラグア、ナイジェリア等によって、それぞれワーキング・ペーパーまたは条文案が提出された。この段階で、従来から反対の姿勢をとっていた米ソも完全に200カイリ経済水域に踏み切り、それぞれ200カイリに関する極めて包括的な提案を行い、更にEC8カ国も、水域の範囲は明示していないものの「漁業条文案」を提出し、12カイリ領海外の漁業水域概念を打ち出した。もはや、200カイリ水域への国家管轄権の拡大を否定する国は極く僅かとなっていた。

翌74年、第三会期の第二委員会は、非公式協議が中心となり、このなかで排他的経済水域に関する案がまとめられた。委員長作成になる単一草案（非公式テキスト）第二編のなかに、この案を取り入れた全く新しい制度としての200カイリ排他的経済水域が盛り込まれ、沿岸国の主権的権利を規定する一方、漁業に関しては、最適利用を促進するとの観点から、余剰部分について他国の入漁を認めるとした。続く1976年の第四・五会期には、実質的審議はほとんど行われなかった。第四会期は、単一草案を修文したに留ましたが、夏に開かれた第五会期において、第二委員会は、多くの国にとって重要な利害のある六つの問題を優先議題として指定し、すべての国に解放された五つの交渉グループに託した。排他的経済水域の法的性格と沿岸国及び他国の権利義務に関する交渉グループの会合は、その下に設けられた協議グループの会合とあわせて十数回もたれたが、審議の進め方次第ではその結論に影響を与えかねないという懸念から具体的な審議が進まない状況にあった。内陸国及び地理的不利国は、沿岸国と厳しく対峙し、これらの国は、伝統的な漁業国とともに、生物資源開発の参加に関

し、沿岸国の漁獲能力を越える余剰部分についてのみアクセスを認めるとすることに強い不満を示し、一方で、沿岸国側は、高度回遊性魚種をも水域内での管轄権の対象とすべく主張した。しかし、沿岸国的一部からは、排他的経済水域の基本的事項については変更困難であるが、同水域内における他国の権利義務の規定について、公海の自由を主張する国の意見を反映させることに応ずるとし、妥協案について協議が進められた。

1977年に開催された第六会期は、第四会期に作成された各委員会の改訂草案を統合し、非公式統合交渉草案を作成した。第二委員会では、優先議題として、排他的経済水域の法的性格と沿岸国及び内陸国、地理的不利国を含む他国の権利義務、大陸棚外縁の定義及び200 カイリを越える大陸棚開発に伴う収益の分与方式、排他的経済水域・大陸棚等の境界画定の三つが取り上げられた。排他的経済水域の法的性格については、航行、上空飛行、海底電線・パイプラインの敷設といった海洋の利用が沿岸国の規制の対象となるのか否かについてが争点となっが、最終的には少数の関係国の作成になる妥協案が委員会に提出され、今後の審議の基礎とするため統合草案に取り入れられることとなった。また、内陸国、地理的不利国の、他の排他的経済水域内における生物資源開発参加に関しては、その権利の法的位置付け及び開発途上国以外への権利承認の必要性が協議の主対象となつたが、大きな進展はみられなかった。

続く1978年には、第七会期が春夏の2回にわたり開かれ、前回作成された統合草案を改訂し、更に公式文書化することを目指していたが、十分な討議が行えないまま次会期に持ち越されることとなった。第二委員会では、非公式グループによる討議が継続され、排他的経済水域の問題に関しては、近隣国の経済水域内の生物資源に対する内陸国、地理的不利国のアクセス及び境界画定の問題が取り上げられ、前者については妥協案が成立したものの、境界の画定に関する問題については、統合草案が、「境界画定は、衝平の原則に従い、合意によって行われるものとし、適当な場合には中間線または等距離線を使用し、かつすべての関連する状況を考慮に入れる」と規定しており、基本的に衝平原則派の主張を取り入れた形になっていることから、我が国を含む中間線派も、境界画定に関する紛争解決の問題を擱めその立場を主張したが、両者の対立は、現実の利害と直結しているだけに妥協は困難であり、何らの進展もみられなかった。更に、第七会期に達成されなかった統合草案の改訂及び公式文書化をして、1979年春夏の二回、第八会期が開催され、第一次改訂版が作成されたものの、

統合草案の公式文書化には至らなかった。第二委員会においては、既に交渉の終了したグループを除き、主として三つの交渉グループによる審議が行われ、そのうち境界画定の問題については、画定の基準、合意達成までの暫定措置、紛争解決手続について審議が行われた。特に、境界画定の基準については、大陸棚を含め、従来から日本、イギリス等が主張している中間線または等距離線を第一義的基準とする中間線原則派と、アイルランド等による、機械的な画定ではなく、すべての関連事情を考慮に入れたものを基準とすべきであるとする衡平原則派とが鋭く対立しており、本会期においても作業は進展しないままであった。

1980 年の第九会期も春夏の 2 会期が実施された。会期後半には、春の会期において持ち越された第一委員会の深海底開発問題も原則的合意に達する等、最終的妥結に向けて会議が大きく前進し、海洋法条約草案（非公式）が作成されるに至った。また、翌年の第十会期は、春会期にアメリカのレーガン政権が条約の見直し政策を打ち出し、同会期中には実質審議を終了させないと立場をとったため、審議の進展が阻められたが、それに次ぐ夏会期では、深海底の問題について強い対立はあるものの、アメリカと開発途上国との話し合いが行われ、また条約参加問題についても、合意の基礎となる条文が煮詰まる等、全体としては条約採択に向けて一步近づき、付属書を含め約 450 カ条からなる「海洋法条約草案」が作成された。長年の懸案の一つであった境界画定問題についても、第九会期で出された非公式草案に盛込まれている妥協案に基づき交渉が進められたが、具体的成果をみるに至らなかったため、会期末近くになって改めてテキスト案文が提示された結果、一部の慎重論を除いて支持が表明され、その案文は条約草案に取り入れられることとなった。

続く第十一会期は、158 カ国の参加を得てニューヨークの国連本部で開催された。ここでは、アメリカのレビュー擧みの深海底開発問題等に関して審議が行われたが、アメリカの提案は、交渉を 1970 年代初めに戻すものであるとの開発途上国側の反発にあり、その後北欧諸国等の妥協案が示されたりしたもの、最終的には排他的経済水域等の一部修正を経た条約草案のまま、関連の諸決議案とともに投票に付され、アメリカ等 4 カ国の反対、イギリスを含む 17 カ国の棄権を押えて、賛成票 130 を得て海洋法条約草案が採択された。引続き、起草委員会の作業を経た後、秋の再開第十一会期において同委員会の勧告及び最終議定書案が採択された。

1973 年以来、新たな包括的海洋法秩序の確立を目指して継続的に進められてきた交

涉と法制度作成のための作業は、1982年冬のモンテゴベイ最終会期において、117カ国の署名を得た「国連海洋法条約」としてここに結実し、十年間におよぶ第三次国連海洋法会議がようやく閉幕することとなった。

3 排他的経済水域に関する最近の動向

(1) 一般的動向

第三次国連海洋法会議における交渉が継続されている間にも、海洋をめぐる現実は予想を遙かに上回るテンポで変化をとげ、最終会期となった1982年第十一会期の頃には、領海十二カイリを設定した国が既に80カ国を越え、更に何らかの形で200カイリ水域に管轄権を宣言し、あるいは法律を制定した国も90カ国に達する勢いであった。200カイリ水域を設定する国は、第三次海洋法会議開催以前にもあり、ことに、一律の領海幅設定に失敗した第二次海洋法会議以後の増加傾向が顕著となり、ラテン・アメリカを主に既に12カ国を数えるまでになっていた。更に、第三次海洋法会議の審議を通じて、同会議の会期後半には、200カイリ水域の大勢はもはや動かし難いものとなり、各国とも挙って一方的に、漁業水域なり経済水域といった何らかの形で200カイリ水域を設定し、第七会期（1978年）を終えた時点では60カ国を越える情勢にあった。

このような各国の設定状況は、全体の傾向として、アメリカの海洋政策の動向が色濃く投影されているといえる。1945年のトルーマン宣言に始まり、1966年に制定された「海洋資源・技術開発法」「シーグラント法」、1976年に成立した「漁業保全管理法」（200カイリ漁業水域法）、1983年3月のレーガン大統領による排他的経済水域宣言等である。このようなアメリカの海洋政策が世界に表明される都度、世界は大きく動かされてきた。トルーマン宣言後のラテン・アメリカ諸国を中心とした200カイリ水域への管轄権拡大の動き、第二次海洋法会議後のアメリカの動向と、中南米・アフリカ諸国を中心とした12カイリ領海の設定とそれへの追随傾向の世界的な増大、第三次海洋法会議最中の米・200カイリ漁業保存管理法の制定と、雪崩現象的な200カイリ水域設定国数の増加、ことに従来200カイリ水域の一方的な設定に反対の態度をとっていた主要先進国の参入及び経済水域設定国数の増大等々にみられるように、世界各国のこのような動向は、戦後つとに世界の海洋政策をリードしてきたアメリカによる施策の実行を如実に反映しているといえる。

1988年1月1日現在、経済水域もしくは漁業水域を設定している国は、95カ国にの

ばかり(内、7カ国は、200 カイリ以外の水域設定)、しかも 1976 年以後急激な増加をみせている。すべての沿岸国が 1982 年の海洋法条約に従って排他的経済水域を設定すれば、世界の海洋の約 40 %が国家の管轄権のもとに入ることになるといわれている。

海洋法条約は、各国の事情や利害を考慮に入れ、極めて複雑かつ長期的な交渉を経て作成されたことから、条約条文の表現に不明確なものがあることも否めない。従って、条約に対する各国の解釈は、それぞれの思惑のなかで一様のものとはいえず、排他的経済水域についても、水域幅、法的地位、機能区分と国家の権能、権限の種類等、制定された国内法等の内容も種々異なっている。

以下、諸外国の法制等のうち、特に各国の海洋政策に大きな影響を与えていたるアメリカについて、1983 年に表明された排他的経済水域宣言の概要をみてみたい。

(2) 米国の排他的経済水域

1983 年 3 月 10 日、レーガン大統領は声明を発表し、200 カイリの排他的経済水域を設定する旨の宣言を行うとともに、合衆国の海洋政策を明らかにした。

大統領は、そのなかで、海洋法条約の深海底開発に関する規定に反対する立場から、条約には署名しないとの態度を保ったまま、設定の目的を、海洋の平和的かつ国際的な利用を容易なものとし、また海洋資源の公平かつ効果的な管理及び保全のための法的秩序を用意することにあるとして、200 カイリ水域において、国際法により許される範囲内で、

- ① 海底及びその下並びにその上部水域の天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域の経済的な探査及び開発のための他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等を含む）に関する主権的権利
- ② 人工島及び経済的目的のための設備と構築物の設置及び利用に関する管轄権並びに海洋環境の保護及び保全に関する管轄権

を有するとして、海洋の科学的調査を除き海洋法条約の内容に沿った権利及び管轄権を主張し、特に、戦略上重要な硬鉱物資源に言及して、これを含めた排他的経済水域の効果的な開発と慎重な管理を実施する意図を表明した。

海洋の科学的調査については、自国の排他的経済水域内における科学的調査に対する権利を主張しないとして、他国の米水域内における科学的調査を、国際的に合致した方法で合理的に行使されることを条件として容認している。アメリカは、発表した

海洋政策のなかで、このような調査に対しては最大限の自由を促進することが自国の利益に合致するとし、更に国務省も、合衆国の科学者が合理的な条件のもとで外国の排他的経済水域にアクセスすることを容易にするための措置をとるとして、他国の水域内におけるアメリカの科学的調査活動を容易にするため、自国の水域を開放するとの政策を打出している。

また、すべての国は、アメリカの排他的経游水域内において、公海と同様の、航行、上空飛行、海底電線及びパイプラインの敷設並びに国際的に適法な海洋の他の利用の自由を享受するとしており、アメリカの同水域における権利及び管轄権を害することなく、すべての国が領海を越えた同水域内において、資源とは無関係な公海の自由を認めることを確認している。更に、既存の沿岸管理法（1972年）、環境政策法（1974年）、漁業水域法（1976年）、外部大陸棚法（1978年）等の国内関連法制と矛盾するものではないとし、大陸棚、海産哺乳動物及び漁業に関する合衆国の従来の政策についてもこれを変更するものではなく、補強するものであるとしており、アメリカが従来からとっているマグロ等の高度回遊性魚種に対しても、管轄権を容認することなく国際的合意に基づく効果的な管理を要求している。

アメリカの排他的経游水域の設定によって、自国の管轄下に新たに入る海洋の面積は、約1,200万km²にのぼり、国土の約1.3倍に相当するといわれている。アメリカは、第三次海洋法会議が終了した後も、海洋法条約とたもとを分かちながらも、自国の排他的経游水域を、沿岸国が国際法により認められた一定の制限的権限を行使できる海域であり、領海とは異なる概念であって、いかなる沿岸国の領域管轄権も及ばない海域であると位置付けている。また、国際法の発展とその実行を常にリードしてきたアメリカは、国内においても、現在、海洋政策の総合的な検討を行っており、いくつかの国家的規模のプロジェクトが策定され実施に移されている。国内法の整備については、議会の混乱を避け、連邦、州それぞれの政府間の権限争いを回避するとの考えから、包括的な排他的経游水域法の制定よりも、水域内に適用ある種々の法律を修正する道を選んでいる。

III 海洋構築物の法的地位と管轄権の行使

1. 国連海洋会議の動向と条文成立の経緯

(1) 背景

当初、海洋は、特定国に法的に帰属しその領域主権の行使に服する領海と、特定国の領海と、特定国の領有・支配が禁止されすべての国に「自由」を保障する公海に大別された。

しかしながら、今日では、すべての海域が一体をなす海洋空間として一元的にとらえられ、その利用・享受に関する各国の権利と他国の利益に対する義務・責任とが衝突に対応するよう国際法がその相互関連性を確保するようになった。例えば、排他的経済水域、大陸棚等これまで公海の一部であった海域に対して沿岸国の主権または優先的権能が拡大される反面、通航の自由を確保するための沿岸国の義務を強化するなどの他、排他的経済水域での海洋資源の開発について、関係国の権利義務に関し配慮されている。

この他、技術革新による漁船その他の漁業設備の大型化等は乱獲をもたらし、また巨大な海洋構築物による海底資源の開発は放置すれば人類共同の遺産の枯渇をもたらし、国家間の格差を助長する兆しもあることから、海洋資源の再配分の基準または、その利用に対する国際法上の規制も強まっている。

このような状況のもとで、海洋における経済活動の舞台として発展してきた海洋構築物について、その法的位置付けと、これに対する沿岸国の管轄権について考察する。

(2) 過去における海洋構築物の取扱い

従来、海洋には「島」と「船舶」という二つの概念が存在し、それぞれにつき、その取扱いが論じられてきたところであるが、近代に至りこれらに分類し難い物体が出現した。「海洋構築物」と呼ばれるものである。

海洋構築物は形態上次の4つに大別される。

イ、海上に浮遊する構造物で自力航行が可能なもの。

ロ、海上に浮遊する構造物で、一点または多点をブイなどで海洋の一定の場所に固定し、自力で航行できないもの。

ハ、固定された構造物で、パイル、チューブ、コンクリートなどにより海底に据えつけられたもの。

ニ、海底に岩石、土砂などを投入して、人工的な島を造成したもの。

これらは、船舶に分類することが可能なものの、島に分類することが外見上可能なものもあるが、そのどちらにも分類し得ない海洋構築物も存在する。

船舶であれば、公海において原則として旗国の排他的管轄権に服し、島であれば、沿岸国の固有の領土として領域主権が及ぶことになるのであるが、海洋構築物がこれらに分類されないとなれば、その位置付けは、新たな整理を必要とする。

海洋構築物の法的位置付けについて最初に問題となったのは、灯台の取扱いであった。それは、1890年代、公海上の岩に建設された灯台が、領海を有するか否かについて争われたものであるが、ここでは固定された灯台船と同様に扱われるべきであり、国家が固定された灯台船の周辺地域に主権の主張ができない以上、灯台についても同様に扱われるべきであると考えられた。(Behring Sea Seal Fisheries 事件, 1893年)

以後海洋構築物が島となり得るかという点で一つの議論が続けられた。

例えば、常に海上に一定部分を恒常的に水面上に出して固定して存在するような人工島を自然の島と関連づけて、一定の定義の下に両者に同じ法的地位を与えようとする考え方（国際連盟の下における1930年のハーグ法典会議において作成された「すべての島は、それ自身の領海をもつ。島は、常に高潮点の上にあるところの水によって囲まれた土地である。」という規定において、この島は人工的な島を排除するものではないとされた。）もあった。（ただし、この島については、真の土地の部分であることが必要であり、単に浮かんでいる工作物、錨を付けたブイ等であってはならないとされていた。）しかしながら、この時点で条約の成案とはならないばかりか、その後1957年以後の海洋法会議において、米国が、島は自然に形成されたものをいうと主張するなど、島に人工島が含まれるか否かについては必ずしも明確ではなかったといえよう。

次の概念である船舶との関係については、国際的に統一された定義も存在せず条約においても個々に取り扱われている。

例えば、「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」においては、「船舶……水上輸送の用に供され又は供することができる船舟類（無排水量船及び水上航空機を含む）」とし、「1973年の船舶からの汚染防止のための国際条約」においては、「船舶……海洋環境で運航しているあらゆる型の船舟類をいい、これには、水中翼船、エ

アクション艇、潜水船、浮揚機器及び固定され又は浮揚しているプラットフォームを含む」とし、更には「1969年の油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約」においては、「船舶……あらゆる種類の海上航行船舶、海上に浮いているすべての機器（海底及び海底資源の探査及び開発に使用する設備及び装置を除く）」としており、浮揚するプラットフォームや浮揚する機器をも含むように読める。

このように条約の中には、海洋構築物を船舶に含むと解されるものもあるが、これもまた一律ではなく、さらには人工島などは含まれないなど、国際条約の中でも条約の目的により海洋構築物のとらえ方はまちまちであった。今、海洋構築物の法的位置付けを検討するに当たり、条約と同様国内法令においても法令の法目的に従って個々に海洋構築物の定義付けを行っていくか、若しくは海洋構築物を島でも船舶でもない独立した概念としてとらえ、海洋構築物に関して一本化した法令を策定するか検討する必要がある。

(3) 国連海洋法会議における審議経緯

島と人工島との関係については、1958年の第1次国連海洋法会議において明確にされた。

当初、会議に提出した条約草案では、「島はそれぞれの領海を有する。島は水に囲まれた陸地で、通常の場合は、常に高潮線よりも上にあるものとする。」と、島は普通の状態で常に高潮線の上に出ている土地を意味し、低潮の時だけ水上に出るものや、灯台のように上に建てられた建造物が常に水上にあるにすぎないもの、あるいは、大陸棚の開発のための構造物のような、海底に建てられた工作物などは、島ではないとされたが、人工的に作られた島がどうかについては、はっきりとしなかった。しかしながら同会議においては、島は自然に形成されたものではなければならないことを含めた米国の提案が受け入れられ、領海条約第10条として、島は、浅瀬に砂、石などを投下してつくったものではなく、自然の作用によって作られたものであるとして「自然に形成された陸地」とされた。

1958年の国連海洋法会議で「大陸棚に関する条約」が採択されたが、この中では、海洋構築物に該当するものとして「大陸棚にその探索及びその天然資源の開発のために必要な設備その他の装置を建設し、及び維持し、又は運営し」（同条約第5条第2項）という規定が置かれたが、これは大陸棚の開発に関連してあって、人工島などの一

般的なものではなかった。

なお、ここにおいても「設備及び装置は、沿岸国の管轄に服するものであるが、島の地位を有するものではない」(同条約第5条第4項)として、島としての性格を否定している。海洋法条約においては、経済的目的であるか否かを問わず広く人工島として、他の施設とともに沿岸国の排他的管轄権に服す施設として位置づけられたのである。

2. 海洋構築物の実態

(1) 海洋構築物の種類

現在、過去そして将来において海洋構築物はどのような用途に用いられ、また用いられようとしているのであろうか。次に掲げるものは、海洋構築物の用途として現に用いられ又は将来その用途として用いることが予想できるものである。

イ、海上都市

沖合埋立による人工の島にホテル等を建設し都市機能を持たせるもの、半没水構造のアクアポリス等が考えられるが、我が国周辺のように、領海外の水深大なる場所で埋立てを行うのは非現実的であろう。

ロ、経済活動

従来から行われている石油、ガス田の探査、採掘以外に、深海底に眠る資源の開発、石油備蓄システム、モルタル船等の洋上プラント等で現実にフローティングタンクによる石油備蓄、洋上工事作業に伴うモルタル注入等活躍している。

ハ、輸送基地等

貨物等の海上積出施設、海上船舶修理施設、海上空港等があり、現在、石油荷役の為の沖合シーバース、浮ドック等現に稼動中のものも多い。

ニ、海洋調査

海上気象、海象観測施設、波浪観測試験機等があり、我が国周辺海域においても気象用ブイロボット等が設置されている。

ホ、海洋レクリエーション

海上公園、海中展望塔、海上宿泊施設等があり、最近係留船と称して海上レストラン、海上ホテル、海上駐車場、海上サーカス等の計画が進められている。

海洋構築物の構造自体四つに分類されるが、現在海洋構築物の主流をなしているのは、石油関連産業の隆盛に呼応した海底油田から石油を掘削する装置(オイルリグ)

と考えられるため、オイルリグを例にとって構造形態を分類する。

最初に海底の石油掘削を始めたのは、1880年頃の米国であり、リグを使っての本格的な海底石油掘削が行われるようになったのは、第二次世界大戦後である。

1948年、米国ルイジアナ沖で海底石油開発が成功したこと、および1950年代から1960年代にかけて世界各地で海底石油の発見が相次いだのが、本格的海底石油掘削のきっかけとなった。以後現在に至るまで、我が国周辺海域や北海、アラスカ等世界の主だった海域でリグを使った石油掘削が進められている。

リグには接地式の着底型、ジャッキ・アップ型、浮上式でのセミサブ型、船型がある。リグは1949年に建造が始まられ、当初は着底型、ジャッキ・アップ型が主流であったが、その後、稼動水深が深くなり、また荒い外洋に進出するに従って装置が大型化し、セミサブ型、船型が増えてきた。

着底型は、1949年に建造されたのが初めて、その後1966年までに約40基以上が建造され、主として米国ルイジアナ沖をはじめとするメキシコ湾沿岸に多く使用された。

ジャッキアップ型は、1953年に建造されたのが最初で、その後200基以上が建造されている。この装置は、海面に浮んでいるプラットフォームに、掘削用の機器、器材及び昇降可能な数本の脚を搭載し、掘削地点まで曳航される。掘削地点に到着したら、数本の脚を海底に降してプラットホームを海面上波の到達しない高さまでもちあげて掘削作業を行う。作業が完成したら、プラットホームを海面に下降させて、その浮力をを利用して海底にめり込んだ脚を引き抜き、昇降装置を利用して脚を甲板上へ上昇させ、曳航状態に入る。

構造形式は、脚の数と形状および着底部の形状により分類される。脚の数は、現在ほとんど3～5脚である。脚の形状は、円筒形とトラス形があり、同筒形は通常水深60メートル程度までに効果的といわれている。

セミサブ型は、1957年に初めて建造され、その後急激な発展を遂げており、海底石油開発がより深く、より荒い海へ進出するにつれて、他の型では限界に達しようとしている為、波浪中の運動性能にすぐれ、作業性の良いセミサブ型が多く建造される傾向にある。

セミサブ型の構造は、プラットホームとロワーハルおよびこれを結ぶコーティングからなっていて、コラムの大きさが一般的に大きい。海域間を移動中はロワーハルで浮上移動するが、掘削作業事は、ロワーハルに海水を注入して、吃水がコラムの中間

にくるようにする。(半潜水状態で稼動する。)半潜水状態では、動搖周期が20秒から40秒程度であり、よほど大きな波でないと同調動搖しない。なお最近はチェーンとワイヤーによるコンビネーション係留機構などの採用によって、500～600メートルの水深で稼動を可能にしている。形状としては、三角形、四角形、五角形、十字形があるが、海域間の移動状態だけでなく、海域中の小移動を効率的に行うため、最近のセミサブ型では、自航性能あるいは曳航効率の最も優れた四角形の建造が目立っている。

船型は、ジャッキ・アップ型と同じく、1953年頃から海底石油開発に使用されはじめた。この型式ものは、バージや船体に掘削機器を搭載し、船体を数個のアンカーによって海底に係留し、風波による船体の運動を制止するものである。この型式は、船体が海上に浮上しているため波浪の影響を受けやすく、動搖角度や船体の上下動及び水平動がしばしば掘削作業に制限を与えるので、稼動する海域や季節が限られている。この型式のものは、推進器の有無により自航式（船型）と非自航式（バージ型）に、船体保持方式により多点アンカー方式、中央アンカー方式、自動保持方式に分類される。最大稼動水深は船位保持方式によって決められ、100メートルから1000メートルを越えるものまである。

(2) 我が国周辺海域における海洋構築物の現状

我が国周辺海域において、海洋構築物を使用して石油、ガスを試掘するため、延べ100ヶ所以上の抗井を設けたが、現在のところ油田、ガス田として開発されているのは、阿賀沖北油、ガス田及び常盤沖ガス田がある。

これらを含め、我が国周辺海域において設置されている海洋構築物（後掲海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき届出がなされている海洋施設に限る。）の設置状況は昭和60年12月31日現在、次のとおりである。

石油等掘削施設	… 4
シーバース	… 35
パイプライン	… 17
灯標、観測塔等	… 23
計	79 基

具体的な例としては日韓大陸棚共同開発区域において海底油田の探査、削減活動を行っている東シナ海の例が上げられる。

日韓大陸棚共同開発区域は、昭和45年、韓国において海底鉱物資源開発法が制定さ

れたのを契機として、日韓両国が自國の大陸棚であると主張したため、いずれの国に帰属するかが問題となつたが、結局、大陸棚に対する両国的基本的立場を害することなく両国で共同開発することとしたものである。

このため、昭和49年1月30日「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定」(以下「協定」という。)が締結され、国会の承認を経て昭和53年6月22日発効した。

日韓大陸棚共同開発区域は、両国の大陸棚の主張が重複したため、何らの調整が行わなければ両国の主権的権利の行使も重複することになる。その結果、両国の法適用も重複することとなり、法秩序を混乱させるおそれがあるため、協定においては、課税(第17条)輸出入等(第18条)について特別の法適用関係を規定し、それ以外的一般的な法適用の原則は、第19条を設けそれによって規律することとしている。

これらの考え方は、1958年に採択された大陸棚条約にある。同条約においては、沿岸国は大陸棚に対して大陸棚を探査し及びその天然資源を開発はするための主権的権利(法の違反の防止及び処罰に関する管轄権を含むと考えられる。)を行使する。また、秩序の維持並びに沿岸国の裁判所の民事及び刑事の権限に関しては、沿岸国の管轄に属すこととされた国際法委員会草案の注釈のついた「これらの設備及び装置は、沿岸国の管轄に服する」という規定、更には、海洋法条約にいう海洋構築物に対する沿岸国の排他的管轄権とは、沿岸国の裁判権及び行政上の管轄権がおよび他国のこれらの権利行使が排除されることを意味すると解されることから来ている。

共同開発区域は、九つの小区域に分割されており、各小区域につき日韓両国がそれぞれ開発権者を認可することとなっている。

操業管理者は、操業に必要な人員の雇用、費用の支払い、資産の調達等を行うことになっており、費用の負担及び採取された資源の分配は、各開発権者間で公平に行われるシステムになっている。

協定では、租税に関し、共同開発区域における探査活動又は採掘活動と、これに伴う所得、固定資産等については、相手国の開発権者に対し租税を課してはならないとしている(協定第17条)。

関税を含む輸出入に関しては、共同開発区域において資源を探査又は採掘するための装置等の共同開発区域への搬入又は同区域からの搬出は、締約国以外の区域に搬出される場合を除き輸入又は輸出とはみなされないとしている(協定第18条)。

このほか、一般的な法適用の原則として「この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の法令は、当該一方の締約国が認可した開発権者が操業管理者として指定され及び行動する小区域において、天然資源の探査又は採掘に関連する事項について適用される。」と規定している（第19条）。

この規定によると、天然資源の探査、採掘に関連しない事項については、大陸棚沿岸国の主権的権利が及ばず、一般の公海と同じ原則で規律されることとなると考えられる。

これを刑罰法規を例にとってみると、船舶については、公海に関する条約等で旗国が一義的に法の執行を行うことになるが、これに対し大陸棚上の海洋構築物については、そもそも大陸棚の探査及びその天然資源の開発に従事するものであるから、非関連事項はまず有り得ないと考えられるが、あるとすれば、各国の国外犯規定の適用が考えられる。

船舶に関し、天然資源の探査・採掘に関連する事項について、日本船であれば、そこで行われた犯罪について刑法第1条第2項及び第8条によって我が国の罰則規定すべての適用があるが、韓国船、第三国船及び海洋構築物については、現行法上その適用につき何の規定もないことから、国外犯規定の適用にとどまることになると考えられる。

一般的にみて大陸棚に対する行政法規の適用については、沿岸国の主権的権利がおよぶことから、国際法上は国内法を大陸棚まで適用しても問題はないと考えられるが、行政法規が、どの範囲まで適用されるかは、各個別法によって判断されることになる。

このように大陸棚そのものに対する沿岸国法令の適用とその探査等に関連する船舶、海洋構築物に対する沿岸国法令の適用については、今一つ明確なところがなく、その適用については現行法令上個々の法令の特性から異っていると考えられる。

なお、協定を受けて制定された「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法」第48条及び第49条では、鉱山保安法及び地方税法の適用をも明示している。

3、海洋法条約における海洋構築物の法的位置付け

（1）海洋法条約条文の主旨

〔第56条〕

排他的経済水域における沿岸国の権利

- 1 沿岸国は、排他的経游水域において、次の権利、管轄権及び義務を有する。
 - (a) 海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源（生物であるか非生物であるかを問わない。）の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経游水域の経済的な探査及び開発のための他の活動（海水、海流及び風からのエネルギーの生産等を含む。）に関する主権的権利
 - (b) この条約の関連規定に定める次の事項に関する管轄権
 - (i) 人工島、設備及び構築物の設置及び利用
 - (ii) 海洋の科学的調査
 - (iii) 海洋環境の保護及び保全
 - (c) この条約に定める他の権利及び義務
- 2 沿岸国は、排他的経游水域においてこの条約に基づいて自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たって、他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、この条約と両立するように行動する。
- 3 海底及びその下についてこの条に定める権利は、第6部の規定に従って行使する。

本条は、排他的経游水域における沿岸国の権利、管轄権および義務を定めており、その中に人工島、施設及び構築物の設置及び利用についての管轄権を持つとされている。

第1項(a)においては、「天然資源の探査、開発、保存及び管理」、「経済的な探査及び開発のための他の活動」は自国に独占し、他国の介入を排除する権利である。ここにいう権利を主権としないで主権的権利としたことは、上部水域や上空における自由を防げないという意図を明確にしようとするものであるが、ここでは「天然資源の探査……」、「経済的な探査…」に必要があり、かつそれに関係する全ての権利、例えば法の違反の防止および処罰に関する管轄権をも含んでおり、沿岸国が探査活動等を行っていないとも、他国がそれを行うには、また沿岸国の同意が必要であるという意味に解される。

(b)においては、人工島等の設置等、科学的調査及び海洋環境の保護等に関する法令を制定、適用する権利を有すると規定している。この規定は各々(i)については第60条、(ii)については第13部、(iii)については第12部で詳細に規定されており沿岸国の権利を総括的に規定していると考えられる。従って例えば(i)についての権利は、その施設についてみると第60条によって人工島を除く他の施設は何らかの経済活動を伴うもの又は沿岸国の権利を妨げるおそれのあるものに限って規制されている。

海洋法条約においては、排他的経済水域と大陸棚との相互関係が規定上明確ではないが、排他的経済水域と大陸棚とは、各々の制度の成立由来も異にし、その範囲も同じでないこととも関連して第3項の規定は、第5部を主として生物資源開発のための規定として位置づける効果を持つものと考えられる。

〔第60条〕

排他的経済水域における人工島、設備及び構築物

- 1 沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを建設し並びにそれらの建設、操作及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。
 - (a) 人工島
 - (b) 第56条に定めるところによる目的その他の経済的目的のための設備及び構築物
 - (c) 当該排他的経済水域における沿岸国の権利の行使を妨げることのある設備及び構築物
- 2 沿岸国は、1にいう人工島、設備及び構築物に対して、通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権を有する。
- 3 1にいう人工島、設備又は構築物の建設に関しては、適当に通報が行われなければならず、また、その存在について警告を与えるための恒久的な手段が維持されなければならない。放棄され又は使用されなくなった設備又は構築物は、権限のある国際機関がその除去に関して定める一般的に認められた国際基準を考慮して、航行の安全を確保するために除去する。除去に当たっては、漁業、海洋環境の保護並びに他の国の権利及び義務に対しても妥当な考慮を払う。完全に除去されなかった設備又は構築物の水深、位置及び規模

に関しては、適当に公表する。

- 4 沿岸国は、必要なときは、1にいう人工島、設備及び構築物の周囲に適当な安全区域を設定することができるものとし、また、当該安全水域において、航行の安全並びに人工島、設備及び構築物の安全を確保するために適当な措置をとることができる。
- 5 沿岸国は、適用のある国際基準を考慮して安全区域の幅を決定する。安全区域は、人工島、設備又は構築物の性質と合理的な関連性を有するように設定するものとし、また、その幅は、一般的に認められた国際基準によって承認され又は権限のある国際機関によって勧告される場合を除くほか、人工島、設備又は構築物の外縁のいずれの点から測定しても500メートルの距離を超えてはならない。安全区域の範囲に関しては、適当に通報する。
- 6 すべての船舶は、4の安全区域を尊重しなければならず、人工島、設備、構築物及び安全区域の近傍における航行に関して一般的に認められた国際基準を遵守する。
- 7 人工島、設備及び構築物並びにそれらの周囲の安全区域は、国際航行に不可欠な承認された航路帯の使用の妨げとなるような場所に設定してはならない。
- 8 人工島、設備及び構築物は、島の地位を有しない。これらは、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない。

本条は、資源開発の主権的権利とは別の権利を規定している。沿岸国は、この水域における構築物の建設に排他的権利をもち、さらに、関税、財政、衛生等を含む法令の適用に排他的管轄権を有するという、領海に設置される海洋構築物への沿岸国法令適用の国際法上の根拠を本条文によって与えられたことになる。

第1項は、排他的経済水域における人工島、排他的経済水域における天然資源の探査、開発等の経済的目的のための施設及び構築物の並びに排他的経済水域における沿岸国の権利行使を妨げるおそれのある設備・構築物を、沿岸国が建設し、あるいは、その建設、運用、利用を許可し規制する排他的権利を沿岸国に与えている。

(a)の人工島は、それが経済的目的であるか否かを問わないのでに対して、設備及び構

築物は、天然資源の探査等及び経済的な探査等その他のいわゆる経済活動のためのものに限られる。従って経済目的以外の設備及び構築物、例えば軍事施設のようなものは対象とならないものと考えられる。

(c)の設備及び構築物は、沿岸国の権利の行使を妨げるものであれば規制の対象となることから、(b)では規制の対象とならない施設についてもこの規定で規制を行うことは可能であると考えられる。

第2項に関しては、通関上、財政上…という文言は、単なる例示であり、沿岸国は他の法令をも含め包括的な排他的管轄権が認められているものと考えられる。

第3項にいうところの「通報」については、若干あいまいな点が残るが、大陸棚条約第5条第5項とほぼ同じであり、立法の趣旨からも同条約の解釈によって、当事国（沿岸国）が、船員に対する告示を行いうる官庁をもつすべての政府に対して行うことと含み、施設の建設意図を事前に通告することを相当とする。方法については、水路通報のようなものが考えられよう。

また、海洋法条約では、設備・構築物は「除去」とだけしか規定されておらず、大陸棚条約の「全面的に取り除かれなければならない」という規定と異なるが、これは、構築物の完全な撤去は不合理であると考えられたからである。

第4項については、安全区域の設定と当該区域において適当な措置がとれることを沿岸国に認めている。この規定は、大陸棚条約からきてるいるものであるが、大陸棚条約においては、この水域で沿岸国がもつ権利は「設備及び装置の保護のために必要な措置を執る」ためのものであったが、本条では航行側の安全確保も考慮に入れている。

ここでとりうる措置は、航行については、立入禁止を含めて完全な規制が出来ると解すべきであろうが、航行以外の点についてはどうであろうか。本項では、航行の安全も人工島の安全も Security ではなく Safety を用いており、単に航行船舶と、当該施設の保護のためにのみ設定することができるものと考えられる。当該安全区域においては、航行以外の点では、人工島等の安全確保の観点から所要の措置がとれるものとされる。しかしながら、人工島等に対する沿岸国の管轄権を認めたことからも、人工島等の Security の確保のため、周辺安全水域において予防的措置を認める余地があると思われる。

船舶のような旗国管轄が及ぶものであれば充分な規制もできようが、人工島等の海

洋構築物については旗国の排他的管轄権が及ぶか否かについて従来明確に確立されていなかったため、当該施設に対する沿岸国の排他的管轄権を認め、安全区域については、この権限を確保するための必要な措置を講ずることを認めたものと考えられる。

第8項については、人工島、設備及び構築物の、島としての地位を有しないことを明確にしたものであり、人工島等に対する沿岸国の権利は、領域主権に基づくものではなく、海洋法条約において創設され、管轄権が認められたものと解される。

〔第80条〕

大陸棚における人工島、設備及び構築物

第60条の規定は、大陸棚における人工島、設備及び構築物について準用する。

本条の規定は、排他的経済水域の部で規定した人工島等に対する規定を、大陸棚上にある人工島等に準用するものである。排他的経済水域と大陸棚とでは重複する区域があるので、本条の規定は、距岸200海里を超えた大陸棚及び排他的経済水域の人工島、設備及び構築物の設置及び利用に対する沿岸国の権利のうち、海底及びその下に対するものに意味をもち、従って排他的経済水域の境界を越えた部分の大際棚において建設される人工島等を対象とした規定であると考えられる。このことからも、人工島、設備及び構築物に対する沿岸国の権利は、大陸棚という領域主権の延長から来るものと異なり、新たに創設されたものと考えられる。

このほか、海洋法条約では、海洋の汚染の防止及び海洋の科学的調査の観点から、人工島、設備及び構築物に関する規定を置いている。

第208条及び第214条においては、海底における活動等から生じる汚染及び人工島、設備及び構築物から生じる汚染の防止のための法令制定権、執行権について規定している。

海底活動からの汚染には、自国の管轄権の基づいて行う海底における活動と、自国の管轄の下にある人工島等における海底活動及びこれらに関連する活動によって生ずる汚染があり、それらの汚染は、主として石油、天然ガスの掘削に伴う廃棄物であるが、条約の規定に従って海底汚染の防止に関する国内法令を制定するすれば、汚染防止のための国際基準を最低限として、それと同等効果をもたらす基準を設定することも考えられよう。

第209条及び第215条においては、深海底活動からの汚染を防止、減少、規制するための国際的規則及び手続きを定め、更に、各國が、自國船舶、自國権限下の施設、構築物等に深海底活動からの汚染を防止、減少、規制するための法令を制定する旨規定している。

第210条及び第216条においては、設備及び構築物からの投棄による、汚染防止のための法令制定権、執行権について規定しているが、その領域外に対する管轄については、領海を含む経済水域内及び大陸棚上では事前の沿岸国の承諾なく投棄することを禁止し、その域内での投棄行為につき、一切の規制及び管轄の権限を沿岸国に認めている。

このほか第246条において、自国の排他的経済水域又は大陸棚上において、他国又は国際機関が海洋の科学的調査の実施に関して、人工島、設備及び構築物の建設、操作又は利用を伴うものの同意についての沿岸国の裁量権が与えられ、さらに第258条から第262条において、海洋における科学調査のための設備又は装備について第60条に似たった規定を置いている。

(2) 人工島等に対する沿岸国の管轄権

前述したとおり、海上都市等の人工島に対しては、それが経済活動の目的であるか否かにかかわらず、また天然資源の探査、開発、保存及び管理のため、経済的な探査、開発その他の経済的目的のための施設及び構造物について沿岸国の排他的権利が及ぶ。この権利は、海洋構築物に対し、一方的にその建造、運用、及び利用の許可、並びに規制についての国内法を制定することができ、更には当該排他的管轄権は、海洋構築物に対し個別の刑罰法規をも適用することができると考えられる。

海洋構築物に対する沿岸国の排他的権利は、領土の延長であるというところから権利主張がなされる、大陸棚に対する権利とは、そもそも異った概念であると考えられ、海洋法条約によって初めて創設されたものと考えられる。そこで、海洋法条約における海洋構築物の位置付けは、船舶や島の範囲には入らず、当該規定が無ければ無法施設となるおそがある。各國においては、当然そのようなことになることをおそれているものと考えられ、海洋構築物に対する沿岸国の管轄権の行使は充分に認めうるものと考えられる。直接の例ではないが、1980年に米国が制定した OTEC (海洋温度差発電) 法は新規立法の例となる。

海洋構築物それ自体に対する排他的権利のほかに、当該構築物の周囲に設けられる

安全区域に対する沿岸国の管轄権についても、国内法を整備するうえで我が国として整理をしておかなければならぬものと考えられる。

先に述べたとおり、安全区域には、航行の安全と海洋構築物の安全（これは物理的なものと考えられる。）について、排他的管轄権が認められると考えられるが、その他の点についても、海洋構築物に対する沿岸国の排他的管轄権を確保するための、必要な措置をとることを認めることにより、沿岸国は、安全区域に対し物理的安全のための全ての措置をとることができ、その他の点では、海洋構築物にかかる法令違反を未然に防止するための必要な措置、例えば船舶を臨検し、海洋構築物にその安全をおびやかす行動がおよぶ前に阻止する等の措置がとれるよう解することが必要と考えられる。

なお、このほか、大陸棚上の設備の安全区域において自国の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、継続追跡権行使しこれを拿捕することが認められている。

4 海洋法条約における海洋構築物に対する法的問題点と対応

(1) 法的問題点と措置

我が国においては、国民の権利を制限し、義務を課し、処罰するには、法律に明文の規定を要することとしており、(憲法第31条、国家行政組織法第12条)、条約上の措置を執行する場合には、法律上の整備が必要となる。現在、海洋構築物に対しては、個別国内法に明記又は解釈により法令の適用が行われている。これは各々の法目的が異なるためであるといえるが、今後、海洋構築物に対する法の適用は、海洋法条約の発効を契機に、国内法上の位置づけを明確にするため、法制度の在り方等を検討する必要がある。

ここでは、現行法規の適用と問題点等について個々に検討を加えることとする。

(出入国管理及び難民認定法)

国境を越えて移動する人をコントロールする権能は、我が国においては「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）に従って行われている。

我が国の出入国管理制度は、四面を海に囲まれているという特殊な地理条件を考慮して「入国」と「上陸」という二段階で外国人の入国管理を行っている。

同法は、人の出入国に関して「本邦」と「本邦以外の地域」の語を使用しているが、

「本邦」の範囲について明文の規定はない。ただ、同法は、本来の我が国の領域主権の及ぶ区域を「本邦」とし、領土、領海、領空に適用されるものと考えられ、実務上もそのように運用されている。

従って、陸上の国境線に相当するものは、我国の場合領海線ということになり、陸上のようなチェックポイントを設けることは実際的でない。そこで第一段階として、この境界線たる領海線を越えて入国する外国人に旅券又は乗員手帳を要求し、第二段階として、一定の港を「出入国港」として指定し、入国審査官を配して上陸審査を行っている。

そうすると、領域外である排他的経済水域又は大陸棚の海洋構築物に対しては、我が国の領域主権がおよばないと解されることから、法に規定する「本邦」を領域主権のおよぶ場所とみる限り、現在の入管法を海洋構築物に適用させることは困難であると考えられる。

今後、なんらかの国内法的措置の必要性について考える場合、海洋構築物の規模、目的等により当該構築物を本邦に含むのか、また通常の船舶と同様の扱いとするのかなど、検討を加える必要があるが、沖合海洋構築物と沿岸国本土との交通連絡が密であり、さらに海上都市のような社会を構成するものであれば、当然に当該構築物を本邦とし、経済活動や物流の観点からも出入国港を設け、沿岸国の玄関口（出島）とすべきであろうし、また、海上掘削リグなどについては、同じ海洋構築物と言いながらもその形態が異なり、例えば船舶とみなして、船舶と同様の扱いをすることも考えられよう。

（関税法）

関税とは、法定の関税領域に出入する貨物に対して賦課する租税であるが、現在の関税は国境関税であり、国家領域を単一の関税領域とする場合が多く、従って外国から輸入され、又は外国に輸出する貨物に対して賦課する租税であるといえる。

関税法上「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に引き取ることをいい、また「輸出」とは内国貨物を外国に向けて送り出すこととされている。

輸出入は、なんらかの一定の地域について考えられるのであり、ある貨物が関税の

対象とされるのは、その関税が適用される地域を出入りするからである。従って関税の場合、それが適用される地域とそれ以外の地域とを明確に区分して把握する必要がある。

本法において「外国」「本邦」の定義に関する規定はないが、入管法と同じく領域主権の有無で判断されるものであると考えられ、海洋構築物を本邦とみなすには、同様になんらかの措置の必要性について検討していかねばならない。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律)

我が国国内法のうち、海洋構築物に該当するものについて明確に規定したもの一つとして海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）がある。

海防法上「海洋施設」とは、「海域に設けられる工作物で、人を収容できる構造を有するもの、あるいは、物の処理、輸送、保管の用に供されるもの」として定義し（海防法第3条第10号、同法施行令第1条の4）、これらに対し、油及び廃棄物の排出、焼却規制、設置の届出、報告の微収、立入検査の義務を課しているが、例えば、航路標識用ブイ、無人灯標、あるいは移動可能な掘削装置のようなものは海洋施設に該当しないことから、これらの規定の適用はない。

また、海洋施設のうち危険物を管理するものについては、「海洋危険物管理施設」として定義し（海防法第42条の2条1項）、当該施設から危険物が排出された場合、あるいは海上火災が発生した場合に、当該施設の管理者に通報を義務付け（海防法第42条の3第1項）、さらに海上火災が発生し、延焼の防止、人命の援助のため必要がある場合には、当該施設に対し処分等の措置をとることができることとしている。（海防法第42条の6）

海洋施設からの排出規制は、可動性を有しない点で船舶とは異なったものとなっていいる。（海防法第18条）

海洋施設を設置しようとするものは、その設置の工事の30日前までにその概要や設備などの一定の事項を、海洋施設を設置しようとする場所を管轄する管区海上保安部長に届け出なければならず（海防法第18条の2）、海洋施設を港則法に定める港内に設置する場合は、港則法に定める手続にも従わなければならない。（港則法第31条）

以上のような規則が及ぶ範囲については、領海内においては内外国人を問わず適用

されるが、公海上の海洋施設に対する域外適用については、海防法の各々の規定により異なり、一律に判断できない。

しかし、我が国が鉱物資源の探査及び採掘に関し管轄権を有する公海の海底及びその下の鉱物資源の採掘に従事している外国船舶又は海洋施設に対する、MARPOL73／78条約の規制並びに当該規制の実施を図るための報告微収及び立入検査については、当該外国船舶又は海洋施設が、我が国の管轄の下に鉱物資源の採掘を行っているものであるため、我が国が規制についての権限と義務を負っているものであり、規制の趣旨からも実体規定は適用されるものと解される。

また、大量の特定油の排出が生じた場合の応急処置義務及び防除措置命令の規定についての我が国の権限と責務及び規定の趣旨から、同様に実体規定が適用されていると解される。

従って上記以外の場所、鉱物資源の採掘以外に従事する海洋施設には、そもそも海防法は適用がないものと考えられる。このため海防法の域外適用につき所要の措置を講ずる必要がある。

さらに、海防法は、海洋施設を設置する場合に、設置者に対し届出の義務を課している。これは、海洋施設から海洋環境への汚染発生の可能性があるため、当該施設の位置、用途、使用目的等を把握するとともに、海洋環境の汚染状況を監視するためのものである。

海洋法条約においては、汚染発生の可能性の有無に関係なく設備及び構築物の設置について許可制をとることができることとなっており、また、放棄され、または使用されなくなった設備及び構築物は、除去基準に従って除去することとなっている。

海防法は、海洋施設に対し廃棄規制を課しているが、同法の規制対象外の施設については取締りができず、また、廃棄規制は、ダンピング条約の海洋構築物等の処分の禁止規定を受けて定めたものであることから、海防法上の海洋施設以外の設備及び構築物についても、同法による海洋施設としてとらえ規制することを検討する必要があろう。

(鉱業法)

鉱業法においては、領海外の大陸棚についても鉱業権を賦与し、試掘を認めており、また、これに関連して地方税法による鉱区税も都道府県が鉱業権者に課している。

鉱業法の適用根拠についての政府見解は、大陸棚条約（我が国は批准していない）が国際慣習法となっているため、そこでの鉱物資源の探査、開発は我が国の主権的権利下にあるとされ、例えば、先に述べた日韓大陸棚共同開発区域においては「特別措置法」を定め、我が国の鉱業法が適用され、税法が適用される場合についての定めを置いている。

鉱業法は、条約と特別の定めがある場合を除いて、日本人又は日本国法人でなければ鉱業権者とはなり得ないとしており、条約がなければ、日本人以外の者が鉱業権を得ることはありえない。この点、沿岸国が、自國の大陸棚の海洋構築物を設置し、開発を行う外国人に対し規制その他の措置を行う場合には、所要の措置を講する必要性を検討しなければならない。

(税法)

我が国の税法は、まず我が国の居住者および内国法人の所得については、その源泉が国内であるか、国外であるかを問わず全部の所得に課税するが、同時に、非居住者および外国法人に対しては、我が国であげた国内源泉所得にも課税するという方法をとっている。

ところで、沿岸国が、大陸棚の開発、海洋構築物の設置等に対し課す税に関しては、我が国の租税法規では課税権の場所的範囲を明言したものはない。

所得税法及び法人税法では「国内」という用語を用いているが「国内」の定義として「この法律の施行地をいう」としか規定されておらず、従ってその適用範囲を明らかにしなければ、我が国内の非居住者や外国法人等に対する課税権については、明確な根拠に乏しいものと考えられ、解釈上若しくは国内法上明らかにする必要があると考えられる。

なお、判例では、日本の大陸棚における外国法人の掘削による所得につき、法人税の納付義務があるとした法人税等課税処分取消請求事件において「日本国沿岸の大陸棚については…確立した慣習国際法により、海底及びその下の鉱物資源を探査開発する目的、範囲内においては、日本国領土主権の自然延長である主権的権利がおよび、鉱物資源の探査、開発行為及びこれに関連する行為は当然に日本国管轄に服す」として、我が国の大陸棚に対して、一定の範囲内で我国の属地的管轄権が及び、その結果としての我が国法律の効力が及ぶと判示している。(昭和57年4月22日東京地裁判

決)

なお、固定資産税、鉱区税、鉱産税なるものは、地方税であり、その資産の場所によって配分されることから、海域に地方公共団体の区域を認定する必要があるが、従来から地方公共団体の区域は、陸域とその地先海面までとして領海内に限られると解されることから、領海外については、地方公共団体の区域を設定しうるか検討が必要である。

(刑法等)

我が国刑罰法規は、刑法第8条の規定により、個別法規に特別の規定が無い限り刑法総則の適用を受けることとされており、刑法総則においては、一部の属人主義、保護主義及び世界主義に係る規定があるが、原則として属地主義をとっているため、我が国の主権の及ばない区域にあっては、日本船舶又は日本航空機内の罪以外は原則として適用されないことになっている。従って、我が国刑法を領域外の海洋構築物に適用するためには、刑法第1条第2項の規定の見直しを図ることが一つの方法である。また、現行法においては、刑法施行法により国外犯規定を働くもの、又は、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律のように個別法令に国外犯規定を置くものがあり、海洋構築物における各行政刑罰法規の執行は、各行政刑罰法規の執行は、各個別法に明文規定を置くことも考えられる。

海洋構築物の周囲に設置される安全区域に係る法令についても同様、罰則に関する明文の規定が必要である。

これらの措置は、我が国が罪刑法定主義の立場をとっており、法律に明文の規定無くして何人も処罰されることはないこと、また行政刑罰法規は罰則をもって法執行の目的を担保するものであること等から必要な措置と考えられる。

(2) 海洋構築物に対する海上保安庁の対応

海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するために設置された海上保安庁は、海上治安機関として、海洋構築物に対する我が国排他的管轄権を厳格に執行し、海洋活動の擁護者として、又我が国権益の盾として存在していかなければならない。

このため、排他的経済水域、大陸棚等の海洋構築物に対して国内法令が適用されれば、これらの行政法規が遵守されることを確保するため、次のような執行権限の整備

について検討する必要がある。

① 立入検査権

海洋構築物の設置の許可、使用規制、安全規制等の遵守を図るため、海上保安官に對し海洋構築物に対する立入検査権、質問権、書類提出命令権を付与すること。

② 措置命令権

海洋構築物において大量の油等の排出があった場合等の排出原因者に対する防除措置命令権を海上庁長官又は海上保安官に付与すること。

③ 強制処分権

海洋構築物の中には、危険物の管理、貯蔵又は大多数の人員を収容する施設が考えられ、火災、伝染病等が発生した場合、海洋構築物の処分、海洋構築物内の人員の強制隔離等の強制処分が必要となるため、海上保安庁長官又は海上保安官に對し強制処分権を付与すること。

これらの権限の付与の方法については、

イ、海上保安庁法第17条、第18条に規定する方法

ロ、各個別法令に、海上保安庁長官又は海上保安官の権限規定を盛り込む方法

ハ、海上保安庁法第15条において法令の励行に關し當該官吏規定で読み込む方法

当が考えられるが、海上保安庁法の作用法たる部分に明示するなど前向きに検討する必要がある。

IV. 海洋の科学的調査と管轄権

1. 背 景

従来、領海を超える水域（公海）は、どこの国の主権の下にも立たないとされ、公海の自由については国際慣習法となっていた。

従って、海洋の科学的調査についても、領海については、沿岸国の許可が必要とされていたが、公海については公海自由の原則の一部とされ、また、調査そのものが地球物理学、海洋化学、地質学、生物学等の海洋における自然のしくみを解明するためのものであり、人類の科学的知識を増大させ、人類全体の利益につながることから各国ともこれに干渉しない立場にあった。

しかし、戦後石油資源に対する需要が飛躍的に増大するとともに、海底資源の開発が技術的に可能となったことから、各国の海底資源への関心が高まり、1945年9月28日、アメリカ大統領トルーマンが「大陸棚の地下及び海床の天然資源に関する合衆国政策の宣言」、いわゆる「トルーマン宣言」を行い自国沖合大陸棚の天然資源に対する権利を主張し、続いて10月にメキシコ大統領が同様の宣言を行った。その後、中南米諸国を始め多数の国が同種の宣言等を行った。

これらの国際情勢を踏まえ、海底資源開発のための国際的なルール作りが急がれていたが、1951年国際連合の国際法委員会は、「大陸棚に関する草案」を作成し、一部修正のうえ1956年に「海洋法に関する草案」を採用した。

本草案は、海洋法会議で審議のうえ1958年に「大陸棚に関する条約」として採択され、1964年6月に発効した。

本条約では、大陸棚の探索・開発のための沿岸国の主権的権利を認め、そのうち科学的調査について第5条第8項で「大陸棚に関する調査であって、そこで行われるものに関しては、沿岸国の同意を取得しなければならない。もっとも、沿岸国は、資格ある機関が大陸棚の物理的又は生物学的特質について純粹に科学的な調査を行う目的で要請を行うときは、通常同意を与えることを拒絶することができない。もっとも、沿岸国が希望するならば当該沿岸国はその調査に参加し、又は代表者を派遣する権利を有し、かつ、前記の結果は、いかなる場合にも公開されるものとする。」とし、国際条約上初めて海洋

の科学的調査に関する明文の規定が置かれ、従来領海以外では自由とされていた海洋の科学的調査に制限が課せられることになった。

1967年に至り、「科学技術の飛躍的発展とともに大陸棚の範囲を超えて深海海底に対する権利の拡張が行われ始めており、世界の海底分割の危険がある……。」とするマルタ提案を契機に海底平和利用委員会が設けられ、海底平和利用問題の審議が進むうちに、範囲を広げ海洋法一般の諸問題の再検討のための会議の開催に発展していった。

こうして、1973年に開催された第三次海洋法会議において、諸問題とあわせ科学的調査に関する制度について審議されることとなった。人類全体の利益のために排他的経済水域内における海洋の科学的調査を自由に行えるようにすべきであると主張する先進国と、従来科学調査の成果が先進国によって独占され開発途上国の利益となっていないことや海洋の科学的調査の名のもとに天然資源の探査・開発や軍事目的の調査を行っているとする開発途上国とが対立し、審議の結果、1982年に採択された「海洋法に関する国際連合条約」では、領海における調査について明文化するとともに、排他的経済水域及び大陸棚における調査については沿岸国に管轄権を認め、排他的経済水域及び大陸棚における資源調査等沿岸国の権益に影響を及ぼす調査、専ら平和的目的のためのものと認められない調査等については、沿岸国が拒否できることとなり、開発途上国の主張がかなり認められた形となった。

しかし、排他的経済水域における純粹で平和的な海洋の科学的調査については、「大陸棚に関する条約」の規定と同様、沿岸国の同意を必要としながらも、本条約に従って行われる調査計画に対しては、通常の場合、沿岸国は同意を与えなければならないと規定されている。

本条約は、まだ発効していないが、海洋の科学的調査に関する国際制度は不明確な部分が残るものこれによりほぼ確立したといえるであろう。

2. 海洋の科学的調査の現状

(1) 外国船による海洋の調査

我が国周辺海域では、外国海洋調査船等の活動が活発化しており、海上保安庁が我が国周辺海域で視認した外国海洋調査船は、年間100隻に達しようとしている。

これらの中には、海底資源の調査を目的としたものもあるが、大半のものは海水の各層の温度、塩分濃度等の水の部分の調査である。

我が国は、我が国の大陸棚における外国船舶等の海底資源調査等は我が国の同意が

ない限り認められないとの立場をとっている。

従って、海上保安庁は、外国船による海洋調査に関する情報を入手した時は、巡視船艇、航空機により追尾監視を行い、当該船舶の海洋調査情況等を詳細に観察とともに、無線電話等により当該船舶の目的、内容等の把握に努め、当該船舶が我が国の大陸棚の調査等を行っていることが明らかとなつたときは、当該調査等の中止を要求するとともに外務省に通報している。

(2) 国際協力

西太平洋海域共同調査、日中黒潮共同調査等にみられるように、海洋の科学的調査については従来から国際的な協力関係が推進されている。

特に、情報交換については、ユネスコ・政府間海洋学委員会（IOC）の決議及び海洋科学技術審議会の答申を受けて海上保安庁に設立された日本海洋データセンターが、IOCが推進する国際海洋データ交換システムにおける我が国の国立海洋データセンターとして登録され、海洋情報の交換分野における我が国の代表機関として国際間の海洋情報の有効利用を図るとともに、IOCが推進する地域的または世界的な共同プロジェクトに関しては、責任国立海洋データセンターとして、プロジェクトから得られるデータを一元的に管理し、データ交換の円滑化を図っている。

このほか、二国間科学技術協力の一環としてアメリカ、フランス等との間で海洋データの交換を実施している。

更に、海上保安庁は、国際協力事業団を通じ、開発途上国関係機関職員を対象に、海洋調査等に関する我が国における最新の理論及び技術について、講義、実習等を行い技術協力を図っている。

このほか、開発途上国の要請に応じ、国際協力事業団を通じ、相手国政府の機関等に専門家を派遣し、その国の実情に適した技術や知識を与え、その国の人材の育成に努めている。

(3) 現行法令

漁業水域に関する暫定措置法において、外国人が漁業水域において試験研究及び教育実習のために水産動植物の採捕（プランクトンの採捕……海洋の科学的調査？）を行おうとするときは、農林水産大臣の承認が必要であるとして基準、罰則等の関連規定を設けているが、その他の外国人が行う海洋の科学的調査に関する国内法は未整備といえる。

海洋の科学的調査に関する法律としては水路業務法及び気象業務法がある。

水路業務法は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し海空交通の安全の確保に寄与するとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とし、水路測量、海象観測等に関することを規定している。

特に、海上保安庁以外の者が国又は地方公共団体の費用負担により実施する水路測量については、海上保安庁長官の許可が必要であると定めているが、海象観測についての許可規定はない。その水路測量についても地球物理学、海洋学、地質学及び生物学の調査及び研究のために行う場合等は、適用除外となっている。

また、海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、公表しなければならないと規定されている。

気象業務法は、気象業務の発達を図り、災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際協力をを行うことを目的とし、気象、地象、水象に関する観測等について規定している。

特に、特定の区域(西経 160 度、東経 100 度、北緯零度、北緯 65 度の線により囲まれた海域) を航行する特定の船舶に気象及び水象を観測し、その成果を気象庁長官へ報告することを義務づけているが、対象は我が国の船舶となっている。

このように、他の国等が実施する海洋の科学的調査を規制する国内法は未整備といえる。外国人による海洋の科学的調査（特に資源探査に影響を及ぼすもの）が行われる場合は、許可申請又は同意付与の申請に対し、その都度個別的に検討の上、然るべき回答が出されている。

3. 海洋法条約における沿岸国及び実施国の権限

本条約では、海洋の科学的調査に関する規定は第 13 部（海洋の科学的調査）のみならず、他の部においても関連規定がおかれしており、これらを含めて総合的に検討することにより、本条約の海洋の科学的調査制度が理解されることとなる。

まず、第 13 部及び他の部の関連規定に基づき沿岸国の海域別における権限行使について、次いで実施国の権利に関し検討することとする。

(1) 沿岸国

イ. 内 水

内水は、領海の幅を測定する基線の陸地側にある水域であり、条約上明文の規定はないが、内水においては原則として外国船舶の無害通航権は認められず、沿岸国

の主権が完全に及ぶと解されている。

従って、内水においては、他の国が海洋の科学的調査を実施する権利は認められず、調査を認めるかどうかは、沿岸国の自由な裁量に委ねられており、特に問題となることはないと考えられる。

ロ. 領 海

本条約第2条は、「沿岸国の主権は、その領土及び内水を超え、……領海といわれるものに及ぶ。」と規定しているが、領海においては、外国船舶は無害通航権を有しており、沿岸国の主権の行使は内水と異なり一部制限されている。

しかし、本条約では第19条で無害通航に該当しない活動について具体的に例挙しており、海洋の科学的調査に関するものとして「調査活動又は測量活動の実施」が規定され、このような活動に従事した外国船舶は沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとみなされるとしている。また、無害通航に関する沿岸国の法令制定権を規定している第21条にその対象事項の一つとして「海洋の科学的調査及び水路測量」を掲げており、領海における外国船舶による海洋の科学的調査については、沿岸国の規制を受けることとなっている。

また、第13部においては、第245条に「いずれの沿岸国も、自国の主権を行使するに当たり、自国の領海における海洋の科学的調査を規制し、許可し及び実施する排他的権利を有する。領海における海洋の科学的調査は、沿岸国の明示の同意が得られ、かつ、沿岸国の定める条件に基づく場合に限り、実施する。」と規定している。

このように、領海における海洋の科学的調査については沿岸国の排他的権利のもとにおかれている。

なお、国際海峡においては、領海における無害通航に比べより自由な通行、すなわち公海における自由な通行に近い通過通航制度があるが、ここにおいても第40条に「外国船舶（海洋の科学的調査及び水路測量を行う船舶を含む。）は、通過通航中、海峡沿岸国の事前の許可なしにいかなる調査活動又は測量活動も行うことはできない。」と規定されている。

ハ. 排他的経済水域及び大陸棚

本条約は、第56条において排他的経済水域における海洋の科学的調査に関する沿岸国の管轄権を規定し、更に、第246条において、排他的経済水域内及び大陸棚上

における海洋の科学的調査に関する権限行使等について、次のように規定している。

- 沿岸国は、海洋の科学的調査を規制し、許可し、実施する権利を有する。
- 海洋の科学的調査は、沿岸国の同意を必要とする。
(この同意は黙示の同意でも可としており、領海における同意と大きな相違がある。)
- 沿岸国は、この条約に従って実施される海洋の科学的調査計画については、通常の状況において、同意を与える一般的義務を負う。
- 沿岸国の裁量に委ねられ、同意を与えなくてもよい場合として次のように規定している。
 - 天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合(但し、200海里を超える大陸棚上で沿岸国が現に探査活動を行っており又は行う区域として公に指定することのできる特定の区域の外においては、この裁量権は行使できない。)
 - 大陸棚の掘削、爆発物の使用、有害物質の導入を伴う場合
 - 人工島等の建設、利用等を伴う場合
 - 第248条(情報提供)の規定による情報が不正確である場合
 - 以前の実績において義務不履行があった場合

更に、第248条において沿岸国の排他的経済水域内又は大陸棚上における海洋の科学的調査については実施6か月前に調査計画の内容を記した説明書の提出義務を課し、第249条において、調査への沿岸国の参加権や調査結果、資料等の提出要求権を認め、第253条において沿岸国が与えた同意の基礎となったものに従って実施されていない場合等における科学的調査の停止、終止を要求する権利を規定している。

これらの規定は、公海なみの自由の保障を求めた先進海洋国の主張と、沿岸国の同意を要件とすることによりその国家的安全と資源を保護しようとする開発途上国の主張との妥協の産物として規定されているが、天然資源の探査、開発に影響を及ぼす調査については沿岸国はその裁量により同意を与えないことが許されており、その判別が明確にできないことなどから、沿岸国の判断次第で相当大きな権限を行使される可能性がある。

(2) 実施国

本条約では、海洋の科学的調査が人類の科学的知識を増大させ人類全体の利益につ

ながるものであるとの考え方から実施国の権利についても規定されている。

まず、第 243 条で「国及び権限のある国際機関は、海洋の科学的調査を実施するための有利な条件を設定するため……二国間又は多数国間の協定の締結を通じて協力する。」と規定し、第 246 条第 3 項では「……通常の状況において、同意を与える。このため、いずれの沿岸国も、同意が不当に遅滞し又は拒否されることのないことを確保するための規則及び手続を設定する。」とし、同条第 4 項で「……外交関係がない場合にも、通常の状況が存在するものとすることができる。」と規定している。また、第 248 条に規定された説明書を提出後 6 か月を経過した時は、默示の同意があったものとして調査を開始できるとし、海洋の科学的調査の実施に便宜を図る規定が置かれている。

しかし、海洋の科学的調査に関する解釈又は適用に関する紛争は、第 15 部(紛争の解決)の規定により解決すると定められているが、第 297 条第 2 項(a) では「第 246 条に定める沿岸国の権利又は裁量の行使並びに第 253 条に定める調査計画の停止又は終止を命ずる沿岸国の決定についての紛争は、強制的手続に付することを受諾する義務を負うものではない。」とされており、同項(b) では「沿岸国の第 246 条及び第 253 条に基づく権利の行使が本条約に合致していない場合に調停に付することができるが、調停委員会は、第 246 条第 6 項に規定する特定の区域を指定する沿岸国の裁量権の行使又は同条第 5 項の規定に基づく沿岸国の裁量権の行使を審理の対象としてはならない。」と規定している。

また、第 255 条は、「……海洋の科学的調査を促進し及び容易にするための合理的な規則及び手続を設定するよう努力するものとし、……自国の法令に従うことを条件として、……海洋の科学的調査船の自国の港への入港を容易にし、……援助を促進する。」と規定しているが、本規定は、努力規定となっているのでこれらの便宜を図るかどうかは各国の判断に委ねられることとなる。

このように、排他的経済水域内及び大陸棚上における海洋の科学的調査については、実施国の権利を認めつつも沿岸国側に大きな権利を与えていたものと考えられる。

4. 対応上の問題点

(1) 用語の定義

イ. 「海洋の科学的調査」

本条約は、「海洋の科学的調査」の定義を定めていないが、「海洋の科学的調査」の定義に関しては、本条約の審議の過程において次のとおり変遷している。

まず、非公式単一交渉草案では、「海洋の科学的調査とは、海洋環境に関する人類の知識を増大せしめるために行われる研究又は関連した実験を意味する。」と規定され、次に、非公式交渉草案改訂版では、「この条約上、海洋の科学的調査とは海洋環境に関する人類の知識を増大させるための研究又は関連した実験を意味する。」と一部修正された。

その後の審議において、航空機、人工衛星等を駆使しての海洋の科学的調査を定義に含めるべきであるとの意見が出され議論されたが結論が得られず、非公式統合交渉草案では定義は削除された。

上記の審議過程から、「海洋の科学的調査」とは、海洋における地理学、地球物理学、地質学、海洋化学、気象学、生物学等の研究のための、いわゆる平和目的のための純粹な科学的調査をいうものと推測できる。しかし、本条約は、排他的経済水域の調査に関し、第 246 条に「専ら平和的目的……については、同意を与える。」とし「天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合」、「大陸棚の掘削……を伴う場合」には同意を与えないことができるなどと定めており、本条約では、平和的な目的のための調査のみならず、軍事目的や、目的は学術的であっても結果として天然資源の探査、開発に直接影響を及ぼすもの、大陸棚の掘削等を伴うものについても「海洋の科学的調査」として規制することとなっていることから、より広いものを「海洋の科学的調査」としていると解される。

一方、本条約第 21 条（領海）及び第 40 条（国際海峡）で「海洋の科学的調査及び水路測量」と併記し、第 56 条（排他的経済水域）では「海洋の科学的調査」の規定があるものの「水路測量」の規定が見当たらない。すなわち、「海洋の科学的調査」には、「水路測量」が含まれず、排他的経済水域における「水路測量」は、本条約の規制の対象外であって、自由であるとも解釈され得るが明らかではない（なお、第 87 条（公海）では、「科学的調査」の自由を規定しながらも「水路測量」の自由については規定されていないが、これはもともと自由のものであり、かつ、単なる例示規定であることから敢えて規定されなかったものと思われる）。

上記のように、排他的経済水域においては「水路測量」が規制等の対象外となつていると解されるならば、そもそも、「水路測量」における水深（海底地形）、底質等の調査と「海洋の科学的調査」のための調査とはその調査内容が全く同種のものであり、「水路調査」を口実としてこれらの調査が行われた場合は、沿岸国の規制等

の権限行使はなんらできないものとなる。

これらのことと勘案すると、条約文作成上の不備とも考えられる。

また、気象業務法に定める気象、水象の観測が「海洋の科学的調査」に含まれるかどうかについて検討する必要がある。

更に、一般船舶が自船の航海の安全のために実施する気象観測や水深測定は、海洋の科学的調査に含まれないと考えられるが、いずれにしても排他的経済水域において的確に管轄権を行使するとともに、義務を履行していくためには、「海洋の科学的調査」の範囲を明確にしておく必要がある。

四、「専ら平和的目的」

本条約第246条は、「排他的経済水域内及び大陸棚上における専ら平和的目的で実施される海洋の科学的調査計画については、沿岸国は同意を与える。」旨規定しており、「専ら平和的目的」でない海洋の科学的調査については、同意を与えないことができる解釈ができる。

本条文に「専ら平和的目的」が挿入された経緯は次のとおりである。

まず、非公式単一交渉草案及び非公式交渉草案改訂版では、「海洋の科学的調査活動は、専ら平和的目的のために実施されなければならない。」という一般原則に止まっていたが、同意原則の規定をめぐり先進国と主として開発途上国との間に基本的な対立が続いた第5会期で、同意原則を定めた条項に「専ら平和的目的」の要件を加えようとする提案が提出され、非公式統合交渉草案に同意付与の要件として盛り込まれることとなった。

これは軍事的性質を有する海洋調査を排除しようとする主として開発途上国の立場が反映されたと考えることができよう。

しかし、開発途上国の立場が反映されたとはいながら、「専ら平和的目的」の統一的解釈は示されておらず、全ての形態の軍事的利用は「平和的目的」ではないとするものと、非侵略的軍事的利用は「平和的目的」に合致するという二つの解釈が可能と考えられる。

後者の解釈をとるのであれば、沿岸国は、非侵略的（自衛権の行使等）な目的のための海洋の科学的調査に対して同意を与えなければならないこととなるが、この場合にあっても、その範囲は明らかになっていない。

本条約は、国際的なコンセンサスを得るために各条文の解釈を明確にすることを避け

ていることから各国の国内事情等により用語の解釈が異なり本条約の発効当初は混乱・紛争も予想されるが、これらの用語の概念は、海洋の科学的調査の実施を通じてその内容が確定されることとなるであろう。

本条約においては、第251条で「いずれの国も、各國が海洋の科学的調査の性質及び意味を確認するに当たっての助けとなる一般的な基準及び指針の設定を権限のある国際機関を通じて促進するよう努力する。」と規定し、各国に一般的な基準及び指針を確立するための努力を義務付けている。

(2) 参入手続

排他的経済水域内及び大陸棚上における海洋の科学的調査は、沿岸国の同意を得て実施するとされ、専ら平和的目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的でこの条約に従って実施される海洋の科学的調査計画については、通常の状況において、沿岸国は、同意を与えるなければならない（第246条第3項）とされているが、この反対解釈として

- 専ら平和的目的でない場合
- すべての人類の利益のための海洋環境に関する科学的調査でない場合
- この条約に従って実施される海洋の科学的調査でない場合
- 通常の状況でない場合

については、沿岸国は同意を与えないことができる。

次に、海洋の科学的調査を実施しようとする国及び権限のある国際機関は、海洋の科学的調査計画の開始予定日の少なくとも6カ月前に沿岸国に対して、計画の性質及び目的、使用船舶の要目及び装備、調査区域、調査船の調査区域への離着予定日、計画の責任者の氏名等についての説明書を提出し、この説明書の提出後6カ月が経過したときは計画を開始することができる（第252条）とされているが、沿岸国が4カ月以内に、

- a. 自国の裁量権を行使し同意を与えなかったこと。
- b. 計画の性質又は目的について提出した情報が明白な事実と合致しないこと。
- c. 沿岸国に対し情報を提供する義務及び一定の条件の遵守義務に関する補足的な情報を要求すること。
- d. 国又は権限のある国際機関が前に実施した調査計画について一定の遵守義務についての履行していない義務が存在すること。

のいずれかのことを通報した場合は、この限りではないとされている。

従って、沿岸国が海洋の科学的調査を実施しようとする国又は権限のある国際機関に対して b~d の通報をした場合は、6カ月を経過しても計画を開始できないこととなり、特に c の補足的な情報の要求が意識的に度重なって行われた場合には、調査計画に対する同意が不当に遅滞し、又は実質的に拒否することになると考えられる。

更に、沿岸国は、他の国又は権限のある国際機関による自国の排他的経済水域内又は大陸棚上における海洋の科学的調査計画の実施について、自国の裁量により同意を与えないことができる場合として列挙（3-(1)-ハ参照）しているが、「直接影響を及ぼす場合」、「情報が不正確である場合」、「義務を履行していない場合」の程度が不明確であり、沿岸国の裁量の余地が相當に存在するものと思われる。

また、本条約には、沿岸国は、同意が不当に遅滞し又は拒否されることのないことを確保するための規則及び手続きを設定しなければならない（第 246 条第 3 項）と規定している。

以上に述べたように、沿岸国の権限の行使及び義務の履行についての程度が明確でないところが多くあり、我が国が外国の参入に係る裁量権を的確に行使するためには、排他的経済水域を先取りした諸国の動向等をにらみながら、同意付与の基準、手続き、条件等を設定するとともに、我が国が他の国の水域で調査を実施する場合についても後述のように国としての責任を負うことからその手続等について検討する必要がある。

(3) 規 制

排他的経済水域内及び大陸棚上における海洋の科学的調査に関する管轄権等については、前記のような規定があるが、これらの規定の違反に対する沿岸国の措置として規定されているのは、調査活動の停止又は終止要求（第 253 条）だけである。当該の国又は機関の対応によっては、第 15 部の規定に基づき国際海洋法裁判所等へ付託することができる。

また、当該調査が沿岸国との主権的権利等に触れる場合は、執行権の行使也可能となる。しかし、海洋の科学的調査を実施するのは国及び権限のある国際機関であり、一般的には公船により実施されていると考えられ、この場合、沿岸国による執行権の行使に当たっては慎重を要するものと考えられる。

ところで、同意を与えた調査が計画書通りに行われていない疑いがある場合、同意を与えていない海洋調査船が何らかの調査を行っている場合等において、上記のとお

り確認を行うために停船を命じ、立ち入ることができるかどうかについてはなんら具体的な規定がない。こうした権限が沿岸国に認められていないとするならば、沿岸国は、第 249 条に基づく同乗を確保していない場合は調査内容等の具体的確認を行えず、適法な規制をする権限の行使が確保できなくなるおそれがあるため検討を要する。

更に、海洋の科学的調査に関する規定は、国又は権限のある国際機関が実施することを前提として策定されているため、国又は国際機関以外のものが実施する調査活動についての執り得る措置が明らかでない。

このように、排他的経済水域内又は大陸棚上における海洋の科学的調査に対する沿岸国の権限行使は極めて限られているとも考えられるが、ソ連が経済水域における海洋の科学的調査に関して、「ソ連邦経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令」(1984. 2.28) の第 19 条第 1 項第 6 号で、「ソ連邦の経済水域におけるソ連邦の権限のある当局の同意のない海洋の科学的調査の実施に対し、責任のある者は、現場で 1 万ルーブルまでの罰金の形態の行政処分に課される。」と規定し、同条第 2 項では「重大な事態を惹起する等の場合は人民裁判所により 10 万ルーブルまでの罰金に処せられ、追加的行政処分として違反者が使用した船舶等を没収することができる。」とし、更に、同条第 3 項で「だ補された船舶及び乗組員は妥当な供託金あるいはその他の保証の提出の後に速やかに釈放される。」と規定していることを考慮し、なお検討する必要がある。

また、海洋先進国であるソ連が同意のない海洋の科学的調査の責任者に対して罰金等を科し、船舶及びその乗組員をだ補することを定めたことにより、今後、同種の規定を設ける国が増加することも予想されることから、我が国としてもより妥当な権限行使のために諸外国の動向を踏まえ、その範囲等について検討しておく必要があろう。

(4) 責任担保

本条約では、第 263 条第 1 項で「国及び権限のある国際機関は、海洋の科学的調査（自ら実施するものであるか自らのために実施されるものであるかを問わない。）がこの条約に従って実施されることを確保する責任を負う。」とされ、同条第 3 項で「この調査から生ずる海洋環境の汚染によりもたらされた損害に対し第 12 部（海洋環境の保護及び保全）第 235 条（責任及び賠償責任）の規定に基づき責任及び賠償責任を負う。」とされており、国が自ら実施するものでないもの又は自らのために実施されるものでないものについては責任及び賠償責任を負わないと解される。海洋の科学的調査の同意を得る主体が国及び権限のある国際機関と規定されていることから、民間の科学調

査機関による他の国の排他的経済水域内又は大陸棚上における海洋の科学的調査については、その国がその科学調査機関からの申請を受け、他の国に対して説明書を提出し同意を求めることが考えられ、その場合には、国が関与する海洋の科学的調査ということになろう。しかし、このように関与したものについては、国は当然には責任及び賠償責任を負うことにならないものと考えられる。

また、我が国のように多数の科学調査機関を有している場合、一機関の義務不履行を理由に他の機関が行おうとする海洋の科学的調査について同意が得られなくなることも考えられるので、この様な事態を避けるとともに、責任及び賠償責任を国が負うこととなる場合にはこれを担保するため、他の国の排他的経済水域内又は大陸棚上において我が国が実施する海洋の科学的調査活動について国が的確に指導監督する必要がある。

このため、我が国が他の国と協議して、我が国の手続を経ずに他の国の排他的経済水域内又は大陸棚上で無同意の調査活動を行った場合、同意を得て調査活動中に遵守すべき義務を履行しない場合、調査活動中に損害を与えた場合等に講ずべき措置を含め、これらの管理のための枠組を設定しておく必要がある。

特に、我が国が無同意の調査活動、遵守義務違反等をした場合には当該調査機関に対する調査活動の停止命令、使用船舶の停泊命令等の行政処分を行うとともに罰則についても考慮し、更に、科学調査機関が調査活動中に与えた損害については当該調査機関が賠償の責任を有することを規定することなどについて検討し国的なコンセンサスを得る必要があろう。

参 考

ソ連邦経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令

(1984年2月28日) [抄] (仮訳)

第2条

ソ連邦は本幹部会令の第1条に規定されている自国の経済水域において、次の権利を行使する。

.....

次に掲げる管轄権

(2) 海洋科学調査

.....

第8条

ソ連邦の経済水域における海洋科学調査はソ連の国内法、並びにソ連の国際条約に基づいて行われる。

ソ連邦の経済水域における海洋科学調査はソ連の権限ある機関の同意がある場合にのみ、外国及び権限ある国際機関によって行われる。通常の場合、ソ連の権限ある当局は、右調査が専ら平和的目的で、全人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識の拡大のために実施されるという条件の下に、ソ連邦の経済水域における外国による海洋科学調査の実施に同意する。

ただし、次に掲げる場合は、当該海洋の科学的調査を拒否しうる。

(1) 調査がソ連邦経済水域の生物・非生物の天然資源の探査または開発のための直接的意味をもっている場合

(2) 経済水域の海底の掘削、爆発物の使用、または海洋環境への有毒物の導入を伴う場合

(3) 人工島、設備、構築物の建設、運営または利用を伴う場合

ソ連邦経済水域において海洋科学調査を行う予定の外国及び権限ある国際機関は、調査計画の完全な情報を、右調査の開始予定日の6カ月前までにソ連の権限ある当局に提出する。

本条第4段に基づいて提出される情報が正しくない場合、または調査を行うに際し、外国及び権限ある国際機関が、以前に行われた海洋科学調査においてソ連に対する義務を遂行しなかった場合は、ソ連の権限ある当局は、右調査の実施に対する同意を拒否す

ることができる。

第 9 条

外国及び権限ある国際機関はソ連邦経済水域において海洋科学調査を行うに際し、以下の義務を有する。

- (1) 海洋科学調査におけるソ連の代表者達の参加、特に、調査船及び他の施設または科学調査設備への同乗を確保すること。
- (2) ソ連の権限ある当局に対し、その要請により、予備的報告をそれが提出可能となつた段階に速やかに提出し、並びに調査終了後の最終結果及び結論を提出すること。
- (3) ソ連の権限ある当局に対し、その要請により、海洋科学調査の枠内において得られた全ての資料と見本を利用する機会を提供すること。同様に写しを作成することが可能な資料及び科学的価値を損なうことなく分割が可能な見本を提供すること。
- (4) ソ連の権限ある当局に対し、その要請により、右資料、見本及び調査結果の評価を内容とする情報を提供すること。
- (5) 本幹部会令の第 2 条、第 3 条に定められている主催及び管轄権の行使として行われる行為に対し障害をつくらないこと。
- (6) ソ連の権限ある当局に対し、調査計画のあらゆる本質的変更について速やかに通報すること。
- (7) 調査が終了した時は、他に合意がない場合は、科学調査設備、あるいは機器をできるだけ短期間に撤去すること。

第 10 条

本幹部会令の第 8 条に基づき通報された情報に従って行われることのない、または、本幹部会令の第 9 条の条項の違反を伴つて行われるソ連邦の経済水域における海洋科学調査は、ソ連の権限ある機関によって停止されうる。調査の再開は、違反が除去され、かつ以後は同様の違反はなされない旨の保証書が受領された後にのみ許可される。

ソ連の権限ある機関の同意なしに行われ、または調査の当初計画に対する重大な変更を意味するところの、本幹部会令第 8 条に基づき通報される情報からの逸脱をもつて行われるソ連邦経済水域における海洋科学調査は、速やかに中止されなければならない。

第 11 条

ソ連邦経済水域における海洋科学調査の実施、……に対する許可証発行の規則と条件はソ連邦大臣会議によって定められる。

第 19 条

1 以下の行為に対し責任ある者は、発覚の場で 1 万ルーブルまでの罰金の形態の行政処分を課される。

(6) ソ連の権限ある当局の同意のないソ連邦経済水域における海洋科学調査の実施。

2 上記違反が本質的損失をもたらすか、他の重大な事態を惹起する場合あるいはくり返し行われる場合、責任者は地域（市）人民裁判所により科される 10 万ルーブルまでの罰金に処せられる。本条の第 1 項の第 6 号において定められる違反の場合、裁判所は追加的行政処分として違反者が使用した船、設備、漁具、装備、道具その他の物品ならびに全ての不法採取物を没収することができる。

3 外国船の逮捕あるいは拿捕の際、ソ連の権限ある関係当局はとられた措置及びその後の处罚の措置につき旗国に遅滞なく通報する。拿捕された船体及び乗組員は然るべき保釈金あるいはその他の保証の提出後遅滞なく釈放される。

参考

ソ連邦経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令
の第 19 条及び第 21 条の適用手続に関するソ連邦最高会議幹部会決定〔抄〕(仮訳)

ソ連邦最高会議幹部会は、次のとおり決定する。

1. ソ連邦経済水域に関する 1984 年 2 月 28 日付けのソ連邦最高会議幹部会令の第 19 条に規定されている責任措置は、右幹部会令の第 19 条により示されるところの違反をソ連邦の経済水域内で犯した法人及び自然人に対し適用される。
2. 1984 年 3 月 28 日付けソ連邦最高会議幹部会令の第 19 条第 2 項に基づく責任を惹起する違反は次のとおり。
 - (4) ソ連の国家利益に不利益をこうむらせるところのソ連邦経済水域における海洋科学調査の不法実施
8. 国境警備隊は、ソ連邦経済水域に関する法律に違反した船舶に対し、右違反船による威力の行使に対応する場合並びに他の例外的場合に違反状態の排除及びソ連邦大臣会議により定められる手続きによる違反船の拘留のために、その状況下において所要の全ての措置をとることができる。

V 海洋環境の保護及び保全に関する管轄権

1 背景

海洋法条約は、あらゆる形態の汚染源、行為等により起因する海洋汚染の防止、軽減を図り、全地球的規模で海洋環境の保護及び保全を推進することをその目的の一つとするものであり、また、従来からある個別の海洋汚染の防止に関する国際条約によって認められた締約国の権利及び義務を包括して規定するとともに、沿岸国に対して排他的経済水域（以下「EEZ」という。）においても一定の条件の下で污染防治措置をとること及び公海上の国際基準の排出違反船舶に対して入港国は自ら一定の措置がとれるなど管轄権の著しい拡大が行われている。この管轄権の拡大の中心的なものとしては、船舶に起因する海洋汚染の防止の権限に関するものである。船舶に起因する海洋汚染の取締権限については、従来からの考え方である「公海の自由」を基本とする船舶の旗国による取締権（旗国主義）及び自国の領海内における取締権（領海主義）により行使されてきたところであるが、船舶の移動性の拡大により自国の船舶が自国の沿岸海域だけでなく、全世界へとその行動の場を広げており、かつ、また近年の船舶の大型化に伴い一度に大量の貨物を積載しており、何らかの事故等により、当該船舶の貨物油等が海洋に流出した場合には、その海洋は勿論のこと、その沿岸国に対しても多大な損害を発生させること、あるいは、タンカーの場合には、荷揚げ、バラスト水の注水（タンク洗浄）という運航形態により必然的に発生する油を含む水バラスト（タンク洗浄水）の排出が伴うことから、油の汚染は、全地球的規模で発生するものであるため、旗国主義等による取締権では、海洋環境の保全を図ることが不十分であることが認識された。

このような、背景のもとから、旗国等による船舶の監督だけでは、海洋汚染の防止を図ることが困難となってきている状況から、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（以下「MARPOL73/78条約」という。）」では、各締約国に入港する船舶に対して条約が要求する油排出防止設備、油記録簿、証書等に関する監督権限を与え、違反船舶に対しては、航行差し止めと言う監督権限を与えたいわゆるポート・ステート・コントロールに関する規定が設けられた（入港国による監督権限）。

さらに、海洋法条約では、沿岸国のEEZにおける油排出違反、公海上における油排出

違反船舶の入港国での取締権限等、海洋汚染防止に関する一定の国家管轄権を沿岸国・入港国に認めるという管轄権の拡大を図って、海洋環境の保護及び保全を図ろうとしている。

2 海洋法条約における管轄権の概要

一般に「国家管轄権とは、国家がその国内法を一定の範囲の人、財産又は事実に対して具体的に適用して行使する国際法上の権能をいう。」ものであり、我が国の海洋汚染の防止に関する管轄権の具体化としては、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)があり、この法律の適用範囲は、日本船舶及び我が国領海内にある船舶全てに対して適用されることとなっていることから、現在、海洋汚染に関する我が国の管轄権は、概ね上述の範囲と考えられる。

また、国家管轄権には、その作用形態として、一般的に立法管轄権、執行管轄権及び司法管轄権の3つの形態に分けられている。その概要は、次のとおりである。

①立法管轄権とは国内法令を制定して、一定の事実と活動をその適用の対象とし合法性の有無を認識する権限をいう。

②執行管轄権とは、行政機関が逮捕、捜査、強制調査、押収、抑留などの物理的な強制措置により国内法を執行する権限をいう。

③司法管轄権とは、司法機関が、国内法令を適用して具体的な事案の審理と判決の執行を行う権限をいう。

(1) 立法管轄権の概要

海洋法条約第12部第5節「海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のための国際規制並びに国内法」においては、海洋環境の保護及び保全のための国内法令の制定義務をあらゆる形態の海洋汚染の原因となる汚染源毎に規定し、また、その国内法令の制定に当たっては、国際的規則・基準等と少なくとも同等の効果又は合致するもの等として設定すべきものとしている。

海洋法条約がこの規定を設けた目的としては、第一として、海洋環境の汚染に対する国家の立法管轄権の地域的・場所的分配とその実質的権限の範囲についての規範を定めること、第二に国内法令と国際的規則・基準との関係で国内法令の制定には、国際的ミニマム基準等で制定することである。

海洋環境の汚染原因には、①陸上源からの汚染（第207条）、②国の管轄権に基づいて行う海底における活動からの汚染（第208条）、③深海底における活動からの汚染（第209

条)、④投棄による汚染(第210条)、⑤船舶からの汚染(第211条)、⑥大気からの又は大気を通ずる汚染(第212条)があり、これらに関する国内法令の立法措置が義務付けられている。

なお、海洋環境の保護及び保全に関するこの条約の規定は、軍艦若しくは軍の補助艦又は国が所有し若しくは運航する他の船舶若しくは航空機であって政府の非商業的役務にのみ使用されているものには適用されないこととなっている(第236条)。

(イ) 陸上源からの汚染(第207条)

同条は、陸上源からの汚染防止のための国内法令の制定に関し、国家、地域、世界的レベルでその規制措置をとる構成になっている。

陸上源からの汚染防止に関する国内法令は、国家領土内の活動に関する立法措置であることから、本来、国際的基準には馴染まないものであるが、海洋環境に対する汚染物質の大部分は陸上源からの汚染物質であり、かつ、国家は自らの領域活動によってその域外に汚染の影響を及ぼす自由を有しないという原則が、環境に対する国際判例を通じて国際的に確立されていることから国際基準を考慮して立法措置を定めているものである。

また、同条第2項の「防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置」とは、国際的規則に義務規定のない手段であって、立法手段を含まない行政手段並びに国内事業者の自己規制手段等を意味するものと考えられている。

次に、国内法令の制定に当たっては「国際規則・基準等を考慮して」制定することとなっており、汚染防止のための規制措置については、その国によるある程度の自由裁量の余地を認め、その国の経済の発展に伴い逐次国際基準に適合させるものと考えられている。

国内法令制定の国際基準の条件に「考慮基準」採用しているのは、発展途上国における技術上の問題点が多く含まれること等から、同国の主張により設けられたものである。

(ロ) 国の管轄権に基づいて行う海底における活動からの汚染(第208条)

同条は、EEZ、大陸棚の自国の管轄権に基づいて行う海底における活動から生じる汚染及び自国の管轄下にある人工島、設備及び構築物から生じる汚染について国内法令を制定することを定めている。

海底活動から生じる汚染には、石油、天然ガス、鉱物資源の掘削等により直接的に生じる原油の流出、掘屑、泥水洗浄杭水等による汚染、又はこれらの活動に関連して(間

接的に) 生じる汚染には堀削機械の廃油、廃材、作業員等からの日常生活に伴い生じる廃棄物、し尿等がある。

また、人工島、設備及び構築物から生ずる汚染物質には、当該施設の経済活動（通常活動）により異なるが、いわゆる通常活動に伴い生じる廃棄物とその施設内にある者の日常生活に伴い生じる廃棄物の2種類が考えられる。

これらの汚染防止のための国内法令の制定に当たっては、国際規則・基準等と「少なくとも同等の効果（ミニマム同等効果基準）」を有すればよいことから、国家の経済的・技術的能力の範囲内で自由な方法、手段で規制し、結果として国際基準を下回らない効果を有する国内基準を判定すればよいこととなっている。

他の条約では、MARPOL73/78条約附属書I第21規則で海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工に従事する固定され、又は浮いている掘削装置その他のプラットフォームから生じる油の排出（加工から直接生じる油の流出は除かれる。条約本文第2条(b)）を規制している。

また、1958年の大陸棚条約第5条には、海洋の鉱物資源等の探査開発に起因する汚染防止の国際的義務に関する一般的規定があり、さらに、公海条約第24条では、海底の探査開発活動により汚染防止に関する規則制定義務が規定されている。

(ハ) 深海底における活動からの汚染（第209条）

同条は、深海底における活動から生じる海洋環境の汚染を防止するための国内法令を制定することを定めており、深海底における活動から生じる汚染には、前記(ロ)で述べた内容が考えられている。深海底における活動からの汚染を防止するための国際規則及び手続きについては、条約第11部（深海底）の規定に従って国際海底機構が、海洋環境（沿岸を含む。）の汚染、海洋環境の生態的均衡破壊の防止等（特に掘削、浚渫、開削、廃棄物の処理及び深海底における活動に係る設備、パイプライン等の建設操作等の事項）についての規則、手続きを採択することとなっている。

国内法令の制定については、自国において登録され又は自国の権限に下にある船舶、設備、構築物及び装置の活動によりもたらされる汚染を防止するための法令制定を課しており、国内法令の国際基準の条件は、「ミニマム同等効果」基準となっている。

深海底における活動に起因する海洋環境の保護及び保全に関する規制の範囲については第208条と同様に深海底活動から直接生じる有害な影響に止まらず、当該海域上における船舶等での間接的な洋上精鑄作業等により生じる有害な影響も含まれると解されてい

る。

(二) 投棄による汚染（第210条）

同条では、海洋投棄に関しての国内法令を制定することを定めている。国内法令の制定に当たっては、権限ある当局の許可を得ることなく投棄が行われることを禁止する規定を確保することとなっている。また、領海、EEZ、大陸棚上への投棄においても、沿岸国の明示的な事前の同意がなければ投棄ができないこととなっていることから、その海域内での投棄行為については、一義的には、規制及び管理の権限を沿岸国に認めてい るものである。

国内法令の制定に当たっては、国際規則・基準に従って制定する必要があるが、その要件としては、第208条及び第209条と同様に「ミニマム同等効果」基準を要求している。

投棄に関する他の国際条約としては、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」があり、海洋法条約は、この条約の内容とほぼ同じである。

ダンピング条約では、

- ①締約国の領域において登録され又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機
- ②投棄物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機
- ③当該締約国の管轄の下にある船舶、航空機、プラットフォームで投棄が行われているもの

に対して同条約を実施するための必要な措置を課し、また、各締約国はこの条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するため、自国の領域において適当な措置をとることとなっているが、沿岸国のEEZ、大陸棚での外国船舶の投棄に対する締約国の立法管轄権、執行管轄権については明確には触れておらず、海洋法条約にそれを委ねている。

(ホ) 船舶からの汚染（第211条）

同条は、船舶起因の汚染防止の法令制定権について、旗国及び沿岸国の立法管轄権と国内法令と国際規則・基準との関係を定めている。

旗国における法令制定権としては、旗国又は登録国は、その船舶に対し法令の制定権を有し、この法令制定には、国際規則・基準とミニマム同等効果基準により制定することとなっている。従って、旗国船舶に対して上乗せ基準を制定することができる。

また、いづれの国も、外国船舶が自国の港又は内水に入り又は自国の沖合の係留施設に立ち寄るための条件としての海洋環境の汚染の防止のための特別の要件を定めること

ができ、それを定めた場合は、当該要件を公表し、また、国際機関に通報することとなっている。この特別の要件を旗国の船舶が遵守するため、旗国は、特別の要件制定国の領海を航行している場合等において、当該国から必要な要請を受けたとき旗国船舶の船長が情報を提供するよう要求することとなっている（第3項）。

沿岸国における法令制定権としては、外国船舶に対して領海内において主権を行使するに当り、海洋汚染の防止のための法令を制定できるが、第2部第3節の規定に従って外国船舶の無害通航を妨げてはならないこととなっている（第4項）。しかしながら、領海内の外国船舶に対しては、当該船舶の設計、構造、配乗又は設備を除き上乗せ基準が可能である（第21条第2項）。

また、沿岸国は、外国船舶に対してEEZ内においても、海洋汚染の防止のための法令を制定することができ、この場合の国内法令は、第6節（執行）の沿岸国の執行適用上必要な範囲内であること及び国際規則・基準と合致する内容であることとしている（第5項）。

従って、国内法令の制定については、一定のものを除いていわゆる上乗せ規制は許されず、罰則についても金銭罰を科し得るにとどまるとしている（第230条）。

以上、船舶起因に関する国内法令の制定に関する立法管轄権について整理すると、次表のとおりである。

対象船舶	対象海域	立法措置	国内法令の制定基準
外国船舶	内水	任意	国際規則・基準に拘束されない 要件の公表、国際機関への通報義務
	領海	任意	ミニマム同等効果基準
	EEZ	任意	設計、構造、配乗又は設備は国際規則・基準に合致 国際規則・基準に合致 第6節の執行適用上必要な範囲
旗国船舶	全ての海域	義務	ミニマム同等効果基準

(ヘ) 大気からの又は大気を通ずる汚染（第212条）

同条は、自国の主権の下にある空間又は自国を旗国とする船舶若しくは自国において登録された船舶若しくは航空機について、大気からの又は大気を通ずる海洋環境の汚染を防止するための国内法令を制定することとしている。ここで大気から又は大気を通ず

る汚染源及び行為としては、次のものが考えられる。

- ①航空機のエンジンの排気ガス
- ②船舶のエンジン、ボイラーの排気ガス
- ③船舶での油、廃棄物の焼却ガス
- ④陸上工場からの煤煙

国内法令の制定範囲については、自国の主権の下の空間に限定されることから領海内の外国船舶、外国航空機には適用させることができるが、EEZ、公海上では適用できない。

また、国内法令の制定要件としては、国際規則・基準を考慮して制定することとなっており、陸上源からの汚染（第207条）と同様の「考慮基準」となっている。

他の国際条約では、ダンピング条約の中で、航空機からの油、廃棄物の投棄を禁止しているとともに、船舶での廃棄物等の焼却についても規制している。

(2) 執行管轄権の概要

海洋法条約は、あらゆる汚染源からの海洋汚染を防止するため、各汚染源別に、国内法令の制定を義務づけ、さらにその法令の効果的かつ実効的な執行を確保するための権限及び手続きを規定している。

特に、船舶に起因する海洋汚染の防止に関する規制の執行については、船舶の旗国、沿岸国及び入港国に分け、具体的な執行権限を規定している。

これは、従来の船舶による海洋汚染の防止のための執行体制であった旗国主義に基づくものでは、不十分であるという前提のもとに、それを補うものとして、EEZにおける汚染に対する沿岸国による執行規定及び公海等における汚染に対する入港国による執行規定を設けたものである。

しかしながら、従来からの旗国主義による執行については、一定の範囲内において、沿岸国及び入港国による執行よりも優先的なものとして規定されている。

(イ) 陸上源、海底における活動及び深海底における活動からの汚染に関する執行（第213条、第214条及び第215条）

同各条は、条約第12部第5節の規定に基づき制定した国内法令を執行するとともに各々の海洋汚染を防止するための権限ある国際機関又は外交会議を通じて設定される適用ある国際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を執行し及び他の措置をとることを定めている。

陸上起因汚染及び海底活動起因汚染を防止するための一般条約は、現在策定されていないが、地域的条約等の一部に海底活動起因汚染に関する規定が設けられている。

また、深海底活動起因汚染については、国際海底機構が国際規則を採択することとなっているが、現在、まだ行われていない。

(ロ) 投棄による汚染に関する執行（第216条）

同条では、海洋汚染の防止のために制定された国内法令及び権限ある国際機関等により設定された国際規則・基準についての執行国を次のように定めている。

- ①沿岸国の領海、EEZにおける投棄又は大陸棚上への投棄は、当該沿岸国
 - ②自国を旗国とする船舶及び登録された航空機は、当該旗国及び登録国
 - ③国の領域又は沖合の係留施設において廃棄物を積み込む行為については当該積込国
- この規定内容については、ダンピング条約と大略同じ内容である。

(ハ) 旗国による執行（第217条）

同条は、船舶起因汚染に対する旗国による執行に関する規定としている。旗国は、海洋汚染を防止するための国内法令を制定し、自国を旗国とする船舶がその防止を遵守することを確保するための必要な措置をとり、違反の発生地如何を問わず、これらの防止の効果的な執行のために必要な措置をとること（第1項）。また、船舶が国際規則・基準の要件を遵守して航行ができるまでは、その航行を禁止することを確保し、そのために、証書の船内備置、定期検査の確保を課している（第2、3項）。

旗国船舶が国際規則・基準に違反した場合については、旗国は、「沿岸国及び入港国による執行」の規定（第218、220条）、「手続きの停止及び手続きの開始の制限」の規定（第228条）を妨げることなく、違反発生場所、汚染発生場所の如何を問わず、当該違反について直ちに調査を行うため必要な措置をとり、また、手続きを開始することができるこことなっている（第4項）。すなわち、旗国主義が沿岸国及び入港国による執行権限より一定の範囲内で優先されている内容である。

また、旗国は、違反調査のため他国への協力要請（第5項）ができ、他国からの通報に基づく違反の調査を実施し、十分な証拠がある場合は手続きを開始し（第6項）、及び旗国がとった措置を関係国及び国際機関へ通報する（第7項）権利・義務がある。

これらの規定は、MARPOL73/78条約の規定の趣旨が取り入れられている。

(ニ) 入港国による執行（第218条）

同条は、外国船舶が自国の港及び沖合の係留施設に任意で入港した場合に、入港国（船

舶が入港した国)は、自国の管轄外の海域(公海)における外国船舶の国際規則・基準に違反する排出について、調査を行い、処罰手続きをとることができる(入港国主義)。但し、他の国の内水、領海及びEEZにおける外国船舶の排出違反については、他の国、旗国、損害を受けた国の要請がある場合又は入港国の管轄する海域に汚染が生じたか又は生じるおそれがある場合に限りのみ、調査、処罰手続きが開始できる(第1～2項)。

また、入港国は、他の国の管轄する海域における排出違反について、当該他の国からの排出違反についての調査要請がある場合には、実行可能な限りこれに応じ、また、違反が行われた場所のいかんを問わず旗国からの排出違反についての調査要請にも実行可能な限り、これに応じることとなっている(第3項)。さらに、入港国により行われた調査記録は、要請により旗国又は沿岸国に移送される(第4項)。

他の関連国際条約としては、MAROL73/78条約があるが、入港国としての執行権限には、一般的に油記録簿、証書、設備の適合性の検査を行うことができ、違反があれば出港停止措置までとれる規定があるが、違反が発見されても入港国による処罰規定ではなく、当該旗国に通知するいわゆる旗国通報制度のみがある。

このため、海洋法条約の入港国主義は海洋汚染防止規制の実効を図るために旗国主義を補填する形での新しい執行管轄権であるといえる。

(ホ) 沿岸国による執行(第220条)

同条は、沿岸国の領海及びEEZにおける外国船舶の違反に関する沿岸国(沿岸国主義)の執行権限を違反場所、執行場所、汚染の形態別に分け具体的に規定している。特に、EEZにおける沿岸国の管轄権は、入港国主義と並ぶ新しい形の執行管轄権である。

領海内での違反(船舶の設計、構造、配乗又は設備についての国際規則・基準の違反)については、違反を信じるに足りる明白な理由がある場合には、違反船舶の物理的検査ができ、事実が証拠により裏付けられた場合には、手続きをとることができる(第2項)。EEZ内の違反(国際規則・基準の違反)については、沿岸国(沿岸国主義)の執行権限が厳格な要件にからしめられている(第3～7項)。その執行権限の概要は次の表のとおりである。

海洋法条約に規定されている外国船舶に対する沿岸国の執行措置

違 反 海 域	執 行 時 の 船舶 の 位 置	実 体 法 の 規 制 基 準	内 容	条 項	刑 罰
領 海	港又は沖合の係留施設 に任意に止まるとき	国 内 法 令 船舶の設計構造等は 国際規則・基準	この条約又は適用ある国際規則・基準に従つて制定された自国の 法令の違反 → 手続開始可 (第7節に従うこと。 船舶の設計、構造、配乗又は設備は国際規則・基準による。 無害通航を妨げてはならない。)	220① 211④	
	領 海 航 行 中		①この条約又は適用ある国際規則・基準に従つて制定された自國 の法令に違反したと信ずる明白な理由がある場合 → 物理的検査 可 (第3部第3節の関連規定の通用を妨げない) ②証拠により裏付けられた場合 → 手続 (抑留を含む。) 開始可 (第7節に従うこと。)	220② 211④	金銭罰 (故意、 重大な汚染行為 についてはこの 限りではない。) 230②
	排他の経済水域航行中		船舶の設計、構造、配乗又は設備は国際規則・基準による。 無害通航を妨げてはならない。	21② 211④	
	港又は沖合の係留施設 に任意に止まるとき		規 定 な し		
	領 海 航 行 中	国際規則・基準	この条約又は適用ある国際規則・基準に従つて制定された自国の 法令の違反 → 手続開始可 (第7節に従うこと。)	220① 220③	
	排他の経済水域 航行中		①適用ある国際規則・基準に違反し、又は当該国際規則・基準に 合致し、これを実施する自國の法令に違反したと信ずる明白な理 由がある場合 → 情報及び関連情報の提供要請可 ②①の違反をし、海洋環境に著しい汚染をもたらし又はもたらす おそれのある実質的排出が生じたと信ずる明白な理由がある場合 で、情報の提供が拒否され又は情報が事実と相違し、かつ、検査 を行うことが正当と認められる場合 → 物理的検査可 ③①の違反をし、海域の資源等に著しい損害をもたらす排出が生 じた明白な客観的証拠がある場合 → 手続 (抑留を含む。) 開始可 (第7節に従うこと及び事実が証拠により裏付けられることを条 件とする。)	220⑤ 220⑥	金銭罰のみ 230①

(3) 保障措置の概要

(イ) 第7節では、沿岸国又は入港国における執行権限の行使に伴う調査、手続きについての限界を明確にするとともに、不当かつ差別的取扱を禁止するために、次の内容の保障措置を定めている。換言すれば、これらの規定は、旗国の船舶の航行の利益を保護するため、沿岸国に認められている執行権限の行使に種々の制限を課しているものである。

①第216条、第218条及び第220条に規定する調査の目的のために必要以上に外国船舶を遅延させてはならないこと。また、外国船舶の物理的検査は、国際条約により船舶に備えている書類に制限されると規定し、領海内での違反についても沿岸国の執行権限を制限している（第226条）。

②権利の行使及び義務の履行について、他の国の船舶に対して法律上又は事実上の差別を行ってはならないこと（第227条）。

③違反外国船舶に対する旗国裁判権の優先（第228条）

- ・旗国が先に手続きを開始した場合は、沿岸国による手続きは開始できないこと。
- ・最初の手続の開始の日から6ヶ月以内は、手続きを開始した国の領海外の違反は、手続き開始国の裁判権よりも旗国のそれが優先すること。
- ・沿岸国の外国船舶に対する手続きは、違反が行われた日から3年経過した後は、開始することができないこと。

④領海外及び領海内における外国船舶の違反については、金銭上の刑罰のみ科すことができ、体刑を科することはできない。但し、領海内の故意かつ重大な汚染行為はこの限りではないこと（第230条）。

ちなみに、海防法では、故意犯のみならず、過去犯（第55条第2項）についても罰金刑と禁固刑を科している。

⑤国際海峡において、外国船舶が、国際規則に合致し、又はこれを実施する国内法令基準に違反し、かつ、海峡の海洋環境に著しい損害をもたらした場合には、海峡沿岸国は、適当な執行措置をとることができ、その場合には、第7節の保障措置を読み替えて遵守すること（第233条）。

⑥沿岸国又は入港国の権限により開始された手続きにおいて、証人尋問及び他の国の当局等から提出される証拠の許容を容易にするための措置をとること（第223条）。

⑦外国船舶に対する執行権限の行使については、公務員、軍艦、軍用航空機、政府の役

務に従事していることが明白に表示され、識別される船舶、航空機によりのみ行使すること（第224条）。

⑧外国船舶に対してとった措置については、旗国その他の関係国に通報すること（第231条）。

（ロ）ボンド制度

ボンド制度とは、法令違反として一旦拿捕した船舶を担保金の支払い又はその保証の提供により釈放する制度で、旗国側の船舶の航行の利益を保護するために、沿岸国の執行権限の行為に課せられた制度である。

①漁業に係るボンド制度と海洋汚染に係るボンド制度の相違点

- ・第73条第2項に規定される漁業に係るボンド制度は、生物資源の開発、管理等のための沿岸国の主権的権利に基づく執行権限の行使に課せられた早期釈放制度であるのに対し、第220条第7項及び第226条第1項(b)に規定される海洋汚染に係るものは、海洋環境の保護及び保全のための沿岸国の管轄権に基づく執行権限の行使に課せられた早期釈放制度である。
- ・タンカー、商船のように出港・入港日時が定まっているものについては、海洋汚染に係る違反での航行停止による予定の変更は、直接運航利益に重大な問題としてとらえられている。

（例えば、タンカーが一日止められると、1,000万円程度の損失になることもある。）

- ・ボンドが支払われた場合、漁業に係るものについては、拿捕された船舶及び乗組員（犯人）の速やかな釈放を前提としているのに対して、海洋汚染に係るものについては、必ずしもそうでなく、船舶のみ（乗組員（犯人）の釈放を除く。）の釈放を認めさえすればよいとの解釈もできる。
- ・ボンドの額の目安となる刑罰については、漁業に係るものについては、第73条第3項で拘禁及び体罰の禁止を規定しており、船体の没収については何ら制限がないのに対して、海洋汚染に係るものについては、第230条第1項で金銭上の刑罰のみを科すことができるとされ、船体の没収まではできないものと解釈もできる。

3 我が国における汚染防止に関する規制の概要

（1）海洋の汚染防止に関する規制の概要

我が国における公害防止に関する国内法は、公害対策基本法を基本法として各種関係法令が策定されており、水質の汚染の防止に関するものとしては、水質汚濁防止法、海

洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、鉱山保安法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等がある。

直接海洋の汚染に関するものとしては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)がある。

(イ) 海防法の概要

海防法は、船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出等を規制することにより、海洋環境の保全を図るもので、昭和47年に制定されたものである。同法は、国際条約である「1954年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約」、「ダンピング条約」、「MARPOL73/78条約」及び「油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約(公法条約)」を実施するための国内措置として、それぞれの国際基準の内容を取り入れている。

① 海防法の適用範囲

海防法は、本邦内(領海内)にある全ての船舶、海洋施設及び航空機に適用されるとともに、本邦外の海域にある日本船舶及び日本の国籍を有する航空機に適用されることとなっている。

本邦外の海域にある外国船舶又は海洋施設に対する適用については、個々の規定の趣旨による。罰則は原則として適用されない(刑法第1条、第8条参照)が、同法第11条の規定に基づく廃棄物排出船の登録を受けた外国船舶については、廃棄物の排出に関し罰則の適用があると解される(ダンピング条約の積出し国主義)ほか、同法第63条の規定による我が国が鉱物資源の探査及び採掘に関して管轄権を有する公海の海底及びその下における鉱物資源の掘採従事している外国船舶又は海底鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設について、一定の罰則を適用することとしている。

② 海防法の船舶及び海洋施設

海防法上の船舶については、同法第3条第1項に定めているように、海域において航行の用に供する船舟類であって浮遊性を有する構造を有し、人又は物を積載することができ、かつ、移動可能な構造物をいい、自航、非自航することを問わないものである。

従って、このような性質を有するいわゆる石油掘削船は、一時的に海底に着底しても船舶である。

また、海洋施設については、同法第3条第10号に規定されているように海域に設けられ

た工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油及び廃棄物を排出するため陸地に接続して設けられるものを除く。）で、次に掲げるものをいう。

○ 人を収容することができる構造を有する工作物

単に物理的に人が立ち入ることができるだけのもので例えば、航路標識ブイ、無人燈標等はこれに該当せず、有人燈標等はこれに該当する。

○ 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物

物が定常的に存在する形態のもので、シーバース、パイプライン等がこれに該当する。

海洋法条約では、プラットフォームは、船舶としてとらえず構築物として位置づけている（第1条）がMARPOL73/78条約では、プラットフォームを船舶としてとらえている（第2条(4)）。

(ロ) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するものである。

ここで、「公共用水域」とは、法第2条第1項において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域等をいい、「沿岸海域」とは、海域のうち、陸岸沿いの部分をいうものであるが、当然として我が国の領海をいうものとは限らない。

また、「その他公共の用に供される水域」としては、具体的には、沿岸海域外の海域（沖合海域等）で公共の用に供されるものが挙げられる。

例えば、陸岸の工場から沖合海域等までパイプを延ばして排水を排出しても同法の適用はあることとなる。

同法の排出規制は、特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水を対象として行うこととなっている。

排出基準が遵守されるための、特定施設の設置の届出、届出事項の計画変更命令等の権限は、都道府県知事等に機関委任事務として委任している。

(ハ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃掃法」という。）

廃掃法は、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

廃掃法の適用範囲については、明文の規定はないが、法第4条で国及び地方公共団体の責務を規定しており、廃棄物の処理に関する事業は市町村の固有の事務として理解されていることから、おのずと法の適用範囲は、市町村の範囲と解釈される。また、法第16条では、投棄の禁止に関する規定を定め、地先海面を含む我が国の国土の全域において、生活環境を保全する見地から、一般廃棄物及び産業廃棄物の投棄を規制している。ここで地先海面とは、我が国の領海すなわち、海岸から12海里までの海域及び内湾、内海を指すものである。

(二) 大気汚染防止法

大気汚染防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、並びに自動車排出ガス等により、大気の汚染に関し、国民の健康保護、生活環境保全等を図ることを目的としている。

同法の適用は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制するもので、さらに「ばい煙発生施設」という一定の施設から発生するばい煙を規制するものである。

例えば、船舶のジーゼルエンジン、ボイラー等からのばい煙については、船舶が工場及び事業場の事業活動に該当しないことから同法の適用はない。

(ホ) 鉱山保安法

鉱山保安法は、鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とするものである。このうち、鉱害の防止については、同法第4条で鉱業権者に対して次の事項のために必要な措置を講ずることを義務づけている。

- ①ガス、粉塵、捨石、鉱さい、杭水、廃水及び鉱煙の処理に伴う危害又は鉱害の防止
- ②土地の掘削による鉱害の防止その他の保安

これらの具体的な規制の内容は、「石油鉱山保安規則」では、海洋における石油による鉱害の防止のために鉱山に属する工作物からの油の排出規制等を定め、「鉱山における鉱害の防止のための規制基準を定める省令」では、その排出基準等を定めている。

また、同法の適用範囲については、鉱山活動が、国の主権的権利の及ぶ範囲、すなわち大陸棚における鉱物資源の探査・開発については、沿岸国の主権的権利が国際慣習法として認められているため、領海外の大陸棚にある鉱山についても、同法の趣旨等から明文の規定がなくとも適用があると解されている。

(2) 外国船舶に対する規制の概要

海上保安庁における海防法違反の取締り等については、

- ①旗国船舶（日本船舶）の法令違反
- ②我が国領海内における全くの船舶の法令違反
- ③我が国の港又は沖合の係留施設にある外国船舶の監督

について行っているところであるが、領海外の外国船舶の海防法違反については、現在のところ、取締権限を有していないことから実施することはできない。

しかし、領海外の外国船舶による油及び有害液体物質の排出による汚染行為に対しては、国際条約に基づく「旗国通報制度」により、当該外国船舶の旗国にその違反事実を通報し、旗国に処罰を求めている。

(イ) 旗国通報制度

旗国通報制度は、「1954年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約（以下「1954年条約」という。）」第10条(1)又はMARPOL73/78条約第6条(2)若しくは(3)に基づき、これらの条約が適用される船舶について、国際規則に違反する油又は有害液体物質の排出があったかどうかを確認・調査し、排出した証拠があれば締約国はその証拠を該当違反外国船舶の旗国の政府に提出するもので、我が国では、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第45条第1項に規定する監視業務の一環として行っているものである。

調査の方法としては、これらの条約の締約国の外国船舶が、領海外で国際基準に違反する油及び有害液体物質の排出を行った事実があって、我が国の港又は沖合の係留施設に入港した場合には、MARPOL73/78条約第6条(2)、付属書I第20規則(6)〔油記録簿の検査〕、附属書II第9規則(7)〔貨物記録簿の検査〕又は1954年条約第9条(5)に基づき、その違反事実の調査を実施している。

また、これらの調査の実施に当たっては、船舶を不当に抑留し又は船舶の出港の不当遅延をもたらすことのないよう務めなければならないこととなっている（MARPOL73/78条約第7条、1954年条約第9条(5)）。

旗国通報対象船舶は、MARPOL73/78条約及び1954年条約の締約国の船舶であって、次の排出違反を行ったものである。

- ・ MARPOL73/78条約付属書I第9規則に違反する油排出
- ・ MARPOL73/78条約付属書II第5規則に違反する有害液体物質排出
- ・ 1954年条約第3条に違反する油排出

従って、外国船舶からの廃棄物の違法排出については、現在では、この旗国通報制度では対応はできないが、MARPOL73/78条約附属書Vが実施されれば同様にこの制度で対応ができることとなる。

外国船舶の油による汚染発生確認件数

昭和 年	12 海里以内	12~50 海里	50 海里~	計	船舶からの油による 汚染発生確認件数
55	211	32	23	266	780
56	173	53	37	263	668
57	125	29	24	177	548
58	116	28	8	152	527
59	85	20	18	123	480
60	92	13	8	113	475
61	68	18	7	93	419

最近の旗国通報件数

昭和 年	通 報 件 数	旗国から の回答	旗国で処罰された件数
55	34	21	10
56	71	48	30
57	37	31	22
58	22	12	10
59	21	4	3
60	25	16	13
61	18	7	6

(ロ) 外国船舶の監督（ポート・ステート・コントロール）

入港国が外国船舶を監督することを Port State Control といい、船舶の旗国による監督 (Flag State Control) に対する概念である。

船舶は国際的に活動するものであることから、船舶の安全、海洋汚染の防止等の国際条約により統一的に規制が行われており、これら国際条約の締約国にあっては条約を履行するため国内法を制定し自国の船舶を規制しているが、前述のように、船舶は国際的に活動するものであることから、旗国による監督だけでは、国際条約の遵守を確保する

ことが不十分であることから、旗国による監督を補填するための手段として、船舶の入港国による監督を行なえる制度を最近の国際条約では規定されている。

我が国における海洋汚染の防止に関する外国船舶の監督としては、MARPOL73/78条約第5条に基づいて、海防法第17条の17及び第48条第5項によって船舶検査官及び海上保安官によって海洋汚染防止設備等に関する監督を実施している。

外国船舶の監督の内容としては、我が国の港及び沖合の係留施設にある外国船舶に対して国際海洋汚染防止証書、海洋汚染防止設備等について検査を実施し、その結果、証書の不備、海洋汚染防止設備等が運輸大臣の定める技術基準に適合していないと認める場合、海洋汚染防止設備等の改善、修理等の必要な措置を船舶所有者又は船長に対し命令することができ、また、船舶所有者等がこの命令措置に従わない場合には、運輸大臣は当該船舶の航行の停止を命じ、又は航行の差し止めができることとなっている。

4 国内法上の対応の問題点

海洋法条約では、あらゆる汚染源に起因する海洋汚染の防止・軽減を地球的規模で推進するため、従来の汚染防止に関する国際条約で認められた締約国の権利及び義務を拡張的に定めるとともに、沿岸国、入港国の管轄権（特に取締権限）を大幅に拡大している。さらに、従来になかったものとして、同条約より初めて EEZ の概念が加わり、EEZ における沿岸国の管轄権についても明確化された。

ここでは、船舶に係る海洋環境の保護及び保全に関する締約国の管轄権により生じる主な問題点について検討する。

(1) 条約解釈上の問題点

①条約第220条（沿岸国による執行）の規定は、海域別、汚染状態別にそれぞれ沿岸国の管轄権を細かく規定し、その執行権限の行使に制限を課すことにより、船舶の航行の継続性（航行の利益）を最大限確保している。

条約第220条は、

領海又は EEZ 内での違反排出を港又は沖合の係留施設で執行する場合（第1項）

領海内の違反排出を領海内で執行する場合（第2項）

EEZ 内での違反排出を EEZ 又は領海内で執行する場合（第3項）

と船舶の違反場所・執行時の船舶の位置により、執行権限を分配しているが、領海内での違反排出を EEZ 内で執行する場合の規定

すなわち、沿岸国の領海内で外国船舶が違反排出を行い、当該船舶が EEZ を航行中に

沿岸国が執行する場合の執行要件が欠落している。

具体的な想定としては、領海内で違反排出している外国船舶を航空機が発見し、その通報を受けて巡視船がEEZ内で執行する場合がある。この様な場合の執行手続きが不明確であるため、実行上は、第3項の執行権限の範囲で行うことにより条約上は問題ないところであるが、違反場所が我が国領海である以上、執行権限については、できる限り領海内執行権限に近づけることも考えられる。いずれにせよ、適正な執行権限を確保するため明確な権限の範囲を検討する必要がある。

このため、第220条の執行権限の国内法化に際しては、条約違反を生じないよう条約を解釈する必要があり、また、執行規定の策定については、十分な検討が必要である。

なお、この問題に関しては、領海内からの継続追跡権との関係もあるが、継続追跡権(第111条)により、EEZ内で補捉した場合の執行手続きは、当然領海内の執行権限の範囲内で実施できるものと考えられる。

② 国際海峡における違反外国船舶に対する執行権（第233条関係）

国際海峡での外国船舶の排出違反については、一定の条件（海峡の海洋環境に対し著しい損害をもたらしたような場合）の下で適当な執行措置をとることができるが、単なるビルジ排出違反等の軽微なものについては、通過通航権の確保から物理的検査も実施もできないものと思われるが、この条約が認める外国船舶の通過通航権の保障とこれに対する沿岸国の執行権限の行使の限界について検討し明らかにすることにより可能な限り適正な執行権限を確保する必要がある。

(2) 条約執行上の問題点

① 海防法の適用範囲の拡大

海洋法条約の発効に際し、我が国の立法管轄権・執行管轄権の拡大に対応して、海防法の適用範囲を著しく拡大する必要がある。例えば、入港国及び沿岸国の執行管轄権等により、自国の領海外の違反外国船舶に対して我が国の法令を適用し、刑罰権を発動することができる。このため、海洋法条約に規定する管轄権の海防法等への取り入れについて検討する必要がある。

まず、海防法の適用範囲については、3(1) (イ)で述べたとおりであり、これをまとめると次の考え方を執っている。

罰則規定(行為の禁止、命令について違反した場合に刑罰を課すことを定めた規定)については、日本船舶又は日本航空機内における罪については、刑法第1条[国内犯]

により、日本国内において罪を犯した者について適用され（領海主義又は旗国主義）、また、同法第8条但し書きの規定により、刑法総則の規定は他の法令において刑を定めたものについても特別の規定のある場合には、適用されることになっている（ただし、特別の規定の意義については、必ずしも明文の規定である必要はないことが最高裁の判例となっている。）

従って、海防法は、国外犯処罰規定等の明文規定がない（法第63条を除く。）ため、外国船舶の違反についての域外適用は消極的に解している。但し、同法第11条の規定による廃棄物排出船の登録を受けた外国船舶については、公海上での同法第10条の廃棄物の排出違反に関しては、罰則が適用されると解される。これは、「ダンピング条約」第7条第1項(b)、第2項の廃棄物の積出し国主義による規定の趣旨を取り入れたものである。

次に、実体規定（一定の法目的を達成するために行為の禁止、命令を課すことを定めた規定）については、公海上の外国船舶又は海洋施設については、海防法の各々の規定により異なり、一律に判断できないが、例えば、同法第42条（特定油による著しい汚染の防除のための財産の処分）は、「油による汚染に伴う事故の場合における公海の措置に関する国際条約（公法条約）」の批准を前提に制定されたものであることから、「本邦の沿岸海域において」と言う文言を使って域外の適用を想定している。

さらに、大陸棚については、国際慣習法上沿岸国に管轄権（規制の権限と責務）があるものとして解され（国際司法裁判所判決1969. 2.20 北海大陸棚事件）、この趣旨から領海外にも適用があるものと解している。

海防法第63条の規定は、この趣旨から、罰則規定のみ改正して、公海上の外国船舶等の違反行為について、処罰できることとなっている。（この規定は、MARPOL73/78条約批准によるもので、沿岸国主義の一例である。）

従って、海防法の実体規定については、規定の趣旨から一部のものには域外適用があり、罰則規定の適用範囲は必ずしも一致していないため、適用範囲の拡大の方法については各々の規定を検討したうえ、同法の改正が必要である。

また、入港国の権限の拡大により、公海並びに他国のEEZ、領海、内水による汚染行為に対しても一定の場合には、入港国においても手続きを開始することができる規定となっているが、この場合、海防法の適用範囲をどこまで適用させるかについても

検討を必要とする。

② 沿岸国の執行管轄権に伴う問題点（第220条関係）

海洋汚染に関する国際条約の規制の執行に関しては、従来の旗国主義に基づく執行又は領海内の外国船舶に対する沿岸国の執行権限（領海主義）だけでは不十分であることから、これらを補填するため、海洋法条約では、新たに EEZ を設けて、沿岸国の執行権限を認めた。

しかし、従来からの国際法による原則である無害通行権、旗国主義等による航行の利益の尊重と沿岸国の管轄権とのバランスから、沿岸国による執行権限の行使については厳格な要件が定められており、限定的な行使が認められている。

特に、EEZ における外国船舶の排出違反を領海又は EEZ 内で取り締まる場合の執行管轄権については、執行権限の行使が厳格に定められていることから、国内法化については執行権限の限界を明確にするため十分な検討を必要とするとともに、この海域での執行権限を確実に担保するために必要な措置についても検討する必要がある。

執行段階別に検討すべき事項は、次のとおりである。

○ 排出違反船舶の発見段階（220条③④関係）

EEZ 又は領海を航行中の外国船舶が EEZ 内において国際規則に違反し又は国際規則に合致した国内法令に違反したと信じる明白な理由がある場合には、船名、船籍港、次の寄港地、違反の有無を確定するための関係情報を要請することができる。

このため、

- ・ 排出違反外国船舶に対する情報提供の要請権限、要請できる情報の内容等を規定する必要があり、これらの権限は、海防法に規定し、海上保安官にその権限を付与することが適当と考えられる。
- ・ また、日本船舶の船長に対し、他の国の官憲からの同様の要請に対し、情報の提供義務を海防法に規定する。

この内容は、日本船舶が国外で他国の官憲から要請された場合、当該船舶の船長に対して情報の提供義務を課し、この義務を履行させるためには、罰則をもって担保するか検討する必要がある。

○ 物理的検査の段階（220条⑤関係）

第220条第3項の違反があって、海洋環境に対し「著しい汚染等の実質的な排出」があると信ずる明白な理由がある場合において、違反船舶が情報の提供を拒否し、事実と

情報が明らかに異なり、かつ、検査を行う正当な理由が認められるときは、違反に関する事項について船舶の物理的検査を行うことができる。ここで物理的検査の実質的な要件は、「著しい汚染等の実質的な排出」であり、「著しい汚染」については、その程度がどの位のものか明らかでないが、客観的にみて、多量の排出と考えられ、単なるビルジの排出違反程度のものは含まれないと考えられる。

このため、国内法には、次の内容について検討する必要がある。

- ・違反外国船舶に対する物理的検査を確実に実施するため、物理的検査の執行の限界を明確にするとともに当該船舶に対する停船命令権を海防法に規定し、その権限行使権については海上保安官に付与する。
- ・また、海上保安官の当該外国船舶に対する移乗権限を付与する。
- ・これらの規定を確実に実施するためには、罰則の適用の有無を検討する必要がある。
- ・条約第226条では、物理的検査は、国際的な規則及び基準により外国船舶に備えることを必要とされる証書、記録等の審査に限られるが、文書の内容が疑わしい違反を確認し又は証明するために不十分である場合等には、これ以上の物理的な検査ができることとなっている。例えばEEZ内において条約上手続きがとれない場合(海洋資源に著しい損害がない場合)の物理的検査について、後日、違反外国船舶が我が国に入港するケースがあることから物理的検査の段階で当該船舶の排出物質の採取、関係資料の入手等が行えるかどうか検討する必要がある。

○ 違反が証拠により裏付けられた場合 (220条⑥関係)

第220条第3項の違反があって、沿岸国の領海、EEZの資源に対し著しい損害をもたらす等の排出が生じたとの明白な客観的な証拠がある場合には、保障措置及び証拠の裏付けを条件として、自国の法律に従って手続き(船舶の抑留を含む。)を開始することができる。このため、

- ・違反外国船舶の拿捕(船舶の押収、乗組員を逮捕すること。)ができる規定を設ける必要がある。
- ・洋上であること、行為者(犯人)の特定が困難であること等から捜索、差押え、検証ができる強制捜査権の行使ができる制度について検討する必要がある。
- ・また、違反船舶に対して刑罰を科するのではなく、行政罰(ペナルティー)を科すことについても検討する必要がある。

○ 船舶を拿捕した場合 (220条⑦226条①(b)関係)

- ・供託金の提出により、船舶の返還、逮捕者の釈放ができる旨の告知規定を設ける。
 - ・供託金の提出があった場合、船舶の返還、逮捕者の釈放等ができる権限を明確に規定する。(なお、刑訴法上、起訴前に被疑者の釈放は認められていない。)
-
- ・供託金の提出がない場合、当該船舶を最寄りの港まで回航を命じる権限を規定する。
 - ・上記については罰則で担保する。

③ EEZ 内の執行権と刑事訴訟法の関係

海洋法条約により、EEZ 内における外国船舶の排出違反について海防法(刑事実体法)が適用され、国内法上の犯罪が成立する場合、EEZ 内にある外国船舶において犯人の逮捕等を執行するためには、その根拠法令となる刑事訴訟法についても実体法と同様法的手当てが必要かどうかについては、問題があるが、刑事訴訟法では、その適用範囲及び執行権限に関する場所的限定はないため、実体法の定めるところにより発生した刑罰権の実現を目的とする刑事訴訟法の趣旨からいえば、国際法上の管轄権が認められている範囲で刑事訴訟法も執行できるものと考えられる。

④ 入港国の執行管轄権に伴う問題点

海洋法条約は、外国船舶が自国の港等に任意にとどまる場合には、入港国の内水、領海及びEEZ の外で行われた外国船舶からの国際基準違反の排出について、入港国は調査を行うことができ、また、排出違反が証拠により裏付けられた場合、手続きを開始することができる(218条①)。

また、一定の場合(排出違反により損害等を受けた国からの要請がある場合)については、他国の内水、領海又はEEZ 内における違反についても手続きを開始することができることとなっている(任意規定)(218条②但し書)。

従って、我が国において、公海又は他の国の内水、領海又はEEZ 内での国際基準の排出違反を行った外国船舶を処罰しうるため、国際捜査共助等について検討する必要がある。

また、処罰するための権限を整備する場合、入港国において、処罰手続きを開始した後、当該外国船舶が違反排出を行った海域の沿岸国から我が国(入港国)に事件の移送を求めてきた場合(218条④)、我が国が開始した手続(なお、同条の「手続」の範囲について確定した解釈はまだない。)を停止し、事件を移送することになるが、この場合の刑事手続としては、

- ・その事件が送致前ならば、刑訴法第246条〔司法警察員から検察官への事件送致〕但し書により不送致（海上保安官については、微罪処分権は、認められていない。）処分。
- ・事件が検察官に送致後の段階ならば刑訴法第248条〔起訴便宜主義〕での不起訴処分。
- ・事件が起訴後ならば、刑訴法第257条〔公訴の取消〕により公訴の取り消し。
による刑訴法の対応で可能か、又は新たな手当が必要かどうか検討する必要がある。

また、第一審判決後は、事件の移送（取消し）はできないため、何らかの法的手当てを検討する必要がある。

(3)ボンド制度の問題点

- ・第220条第7項では「国際機関を通じ又は他の方法により合意されているところに従つて設定される場合」において、ボンドの提供があるときは、船舶の航行を認めることとなっているが、現在、国際機関においては、このボンド手続きの設定等の検討は行われていない。

このため、我が国としては、将来、EEZ 内での違反外国船舶に対するボンド制度をどのように設定するかを検討する必要がある。

- ・保釈（釈放）は、刑訴法上、起訴後の未決勾留の被告人に対するものであり、捜査段階での被疑者の保釈は認められないため、海防法に釈放の規定を明確に規定する必要がある。
- ・我が国の漁業水域に関する暫定措置法（漁水法）のボンド制度は、処罰を実施するために被疑者の出頭を担保させるものととらえられているが、外国の制度の中には、ペナルティの執行を担保しているものである。
- ・ボンドが支払われ、釈放の要件が充たされても、手続きは完了したものではなく、あくまでも我が国に当該外国船舶が入港した場合にその処罰手続を継続させるものである。

ボンド制度を制定する場合、現行の漁水法の制度においては、出頭しない場合は、供託金は国庫に帰属し、司法手続省略の形になるが、裁判の罰金として供託金を国庫帰属させる場合は、現場において、送致・公判維持可能な捜査が必要になるが、刑事訴訟法では、被告人不在裁判は認められていない（刑訴法285②、286）。

- ・諸外国の制度では、違反を船舶の行為としてとらえ、その行為に対する処罰として位置づける方法、いわゆる船舶の擬人化による方法がある。

むすび

海洋環境の保護及び保全に関する管轄権として、条約の概要及び問題点等を述べてきたが、ここに述べられているものについては、今後さらに検討を要すものと理解している。

あとがき

本報告書は、財団法人海上保安協会か、財団法人日本船舶振興会から補助金の交付を受けて「経済水域における海洋法執行体制等に関する調査研究」事業を実施したが、その一環として当協会に設けた学識経験者、官庁関係者等14名よりなる「海洋法条約検討委員会」により、海上保安業務との関連における問題点等について検討した結果を踏まえ、取りまとめたものである。

また、本事業の実施にあたっては各委員をはじめ海上保安庁警備救難部、その他多くの方々の御援助御協力をいただいた。

ここに深く感謝の意を表わす次第である。

昭和63年3月

財団法人 海上保安協会

会長 大久保 武雄

〔海洋法条約検討委員会委員〕

(委員長) 東北大教授 山本草二
成蹊大教授 園部逸夫
神戸学院大教授 林 久茂
横浜国大助教授 田中利行
海上保安大助教授 村上暦造

海上保安庁警備救難部参事官	向山秀昭
海上保安庁総務部政務課長	浅見喜紀
海上保安庁総務部国際課長	戸田正之
海上保安庁警備救難部管理課長	西山知範
海上保安庁警備救難部 警備第一課長	中島健三
〃 警備第二課長	児玉毅
〃 海上公害課長	細坂政弘
海上保安庁水路部監理課長	宇多一二
吳海上保安部長	国司彰男

